

# 労働総研

## クォーターリー

2011年 夏季号 No. 83

特集

## 公務員バッシングと国民・労働者

座談会 「公務員バッシング」横行の社会構造と打開の課題

猿橋 均／浜岡 政好／原富 悟／宮垣 忠

レポート 公務・公共サービスの後退は許さない

国民の利益を守るために奮闘する国公労働者

道路・河川の緊急復旧にむけ大車輪

住民のいのちとくらしを守る自治体づくり

東日本大震災と自治体労働者のがんばり

瀬谷 哲也

葛西 浩徳

木村 雅英

山口 祐二



# 世界の労働者の たたかい 2011 賃上げ・雇用確保で危機突破へ

全国労働組合総連合編

世界の労働組合運動の  
現状調査報告 第17集

世界各国のたたかいの教訓を日本のたたかいにいかすため、  
各国の労働者と労働組合の主要な闘争の実態を分析し、  
たたかいの到達点などを解明する。五大大陸、一地域と三  
〇力国の多彩なたたかいの調査報告最新版。

## 《掲載国》

◆アジア 日本／中国／ベトナム／ネパール／マレー  
シア／インド ◆オーストラリア／ニュージーランド ◆  
北米 米国 ◆中南米 メキシコ／アルゼンチン／ブラ  
ジル／チリ／ベネズエラ／コロンビア ◆アフリカ 南  
アフリカ／エジプト／チュニジア ◆欧州 英国／フラ  
ンス／ドイツ／イタリア／ポルトガル／スペイン／ギ  
リシャ／チェコ／スウェーデン／ポーランド／ルーマニ  
ア ◆独立共同国家（CIS） ロシア ◆国際労働機  
関（ILO）

定価 一〇〇〇円（税込）

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4  
郵便振替 00100-6-179157

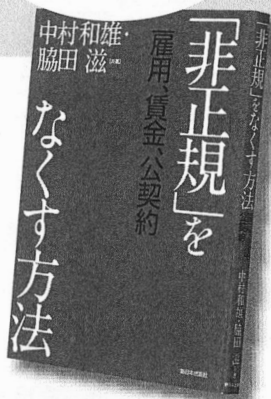
学習の友社

TEL 03-5842-5641  
FAX 03-5842-5645

# 「非正規」を なくす方法

法の力で  
「格差」解消へ！

——雇用、賃金、公契約——



中村和雄、脇田 滋〔著〕

諸外国と比べても異常に肥大化した日本の非正規雇用。貧困を構造的に生み出す働き方の実態と歴史をふまえ、人間らしい労働に向け現状をどう打開するか、雇用、賃金、均等待遇、公務労働、公契約条例など課題ごとに豊富な具体例で到達点を解説。労働法の分野でたたかってきた弁護士と研究者の共同作業で展望を示す1冊。〈四六判〉定価1680円（税込）

ISBN978-4-406-05479-9

新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp  
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419〔営業〕 www.shinnihon-net.co.jp



---

Issue in summer 2011 季刊

『労働総研クォーターリー』 No. 83 2011 年 夏季号

---

目 次

特集 公務員バッシングと国民・労働者

座談会 「公務員バッシング」横行の社会構造と打開の課題

猿橋 均／浜岡 政好／原富 悟／宮垣 忠 2

レポート 公務・公共サービスの後退は許さない

国民の利益を守るために奮闘する国公労働者 瀬谷 哲也 17

道路・河川の緊急復旧にむけ大車輪 葛西 浩徳 21

住民のいのちとくらしを守る自治体づくり 木村 雅英 26

東日本大震災と自治体労働者のがんばり 山口 祐二 29

---

【研究部会動向】女性労働研究部会 川口 和子 33

【研究】静岡県最低生計費試算調査結果

—— 50 歳代夫婦＋未婚子 2 人世帯について 中澤 秀一 38

【調査・試算】公務員人件費を「2 割削減」した場合の経済へのマイナス影響と、  
その特徴について 労働運動総合研究所 50

---

【労働戦線 NOW】大震災と労働運動復興の焦点課題 青山 悠 56

【新刊紹介】

熊谷金道・鹿田勝一著『春闘の歴史と展望——国民共同の力で未来を』

生熊 茂実 62

都留民子著『失業しても幸せでいられる国 フランスが教えてくれること』

宮崎 牧子 63

---

読者の声／編集後記 64



## 特集 公務員バッシングと国民・労働者

### 座談会

# 「公務員バッシング」横行の 社会構造と打開の課題



■出席者 (50 音順)

猿橋 均 (自治労連書記長)

浜岡政好 (労働総研常任理事、佛教大学教授)

原富 悟 (労働総研会員、前埼労連議長)

宮垣 忠 (国公労連委員長)

**編集部** 自公政権が進めてきた新自由主義的構造改革路線にもとづく「小さな政府」、地方分権改革の流れをそのまま引き継ぐ形で、民主党政権によって地域主権改革の攻撃が加えられています。そのテコの一つが公務員バッシングです。この座談会では公務員バッシングの背景とねらい、なぜ公務員バッシングがまかりとおるのか、その構造を解明することを通して、公務員バッシングとたたかう課題を明らかにしていただければと考えています。最初に、浜岡先生から、問題提起の発言をお願いします。

### 公務員バッシングを どう考えるのか

**浜岡** 公務員バッシングという現象の背後に何があるかをまず押さえる必要があります。日本の支配層、歴代自民政権によって、「小さな政府」が一貫して追求されるようになり、そういうなかで、公的機能が縮減されるようになって

てきています。公務員バッシングは、そうした攻撃と密接なかかわりがあります。

日本における「小さな政府」という方向への転換は、80年代の臨調「行革」路線に始まります。この路線は、土光敏夫経団連名誉会長を会長とする「臨時行政調査会」がもうけられ、その推進力となったことにも示されるように、財界主導で大企業の利益のための行財政の反動的再編をおこない、国民と労働組合の運動でつくられてきた民主的制度をひっくり返すことを目的とするものでした。「増税なき財政再建」を旗印にして、それまで無料だった老人医療費の有料化(82年)、本人1割負担導入の健康保険制度改悪(84年)、年金制度改悪(85年)など社会保障の切り捨てが次々と強行されました。公務員の分野では、大企業の利益をはかるための「民間活力の導入」をとえ、専売公社をJ Tに、電電公社をN T Tに、国鉄をJ Rに民営化するなど、国家公務員のリストラを推進しま

した。地方政治の分野では、「地方行革」の名による国庫負担金、補助金の大幅削減がおこなわれ、多くの地方自治体で福祉と教育の切り捨てがおこなわれました。

さらに90年代に入ると、「財政危機」を口実とした「小さな政府」の展開が、「地方分権」と連動しながら進められてきています。これは今日まで引き継がれている流れですが、名目は、「地方分権」ですが、内実はナショナルミニマム、国民生活の最低保障基準の縮小・解体という路線です。

中央政府や地方自治体によるところの各種社会サービスの直接的な公的供給から、これをきりはなし、民営化していくことが様々な分野で推進されました。そのために、たとえば、ニューパブリックマネジメントという手法が取り入れられました。この手法は、民間企業における経営手法を行政現場に導入しようというものです。これが国公立大学などの教育機関、国公立病院、公共交通、社会保障の現場で取り入れられるなど、公共サービスを公的供給の形から民間化していく動きが強まったわけです。

「小さな政府」は、国民サービスの切り捨ての政府であると同時に、大企業のための政府という側面も持っています。グローバル経済とのかかわりでいうと、財界の「国際競争力強化」路線にもとづいて、日本社会の高コスト体質の改善ということで、大企業にたいする手厚い支援策をおこないます。直接的な大企業優遇税制をおこなうだけでなく、社会的規制を緩和することによって、大企業に安い労働力を提供できるようにする、そのために、雇用に関するルールを緩和し、労働者派遣法の改悪、労働基準法改悪による短期雇用契約の導入などを強行します。

その一方では、「自己責任」を強調しながら、

生活や健康など国民生活にかかわる規制を外すというようなこともやられました。たとえば、健康増進法などは、その典型でして、「国民は…生涯にわたって…健康の増進に努めなければならない」とうたっています。健康保持は国民の義務、自分の責任だから、公的な医療サービスなどあてにしていけないということです。

結局、「小さな政府」の実現は、大資本に負担をかけない政府、大資本を規制しない政府、大資本の支援に力を注ぐ政府ということにつながる、そこに究極の狙いがあることをみとく必要があります。

こうした「小さな政府」の推進の結果として、公務員の削減も進められてきた、公的セクターが縮んでいく中で、公務員が一貫して減少するようになっているわけです。日本の公務員は、国際的にみても少ないのです。これはいろいろデータはありますが、たとえば、国民1000人当たりの公務員数について、週40時間労働に換算して比較すると、日本の42.2人にたいして、イギリスは70.5人、フランス83.8人、アメリカ73.9人、ドイツ67.0人です。他の先進資本主義国では、日本の1.5倍から2倍近くの公務員がいるのです（表）。

日本は、すでに十分すぎるほど公務員は削減されているのに、正規の公務員に代替して、非正規の公務員に替える、あるいは最近では、「新しい公共」という名で、NPOにその業務を「下請け化」する、そうして従来公務労働者が担ってきた業務を外に出していく、公共サービスを民間に切り出していくということがやられています。公務員には定員があるんだけど、その定員を充足しないで欠員のまま放置するなどのことがやられています。今回の東日本大震災でも、消防などの定員が未補充で災害を大きく



労働時間週40時間換算の場合の公務員数の比較

|                          | 日本      | イギリス    |                | フランス    | アメリカ     | ドイツ     |
|--------------------------|---------|---------|----------------|---------|----------|---------|
|                          |         | 職員数     | フルタイム<br>換算職員数 |         |          |         |
| 公務員数<br>(週40時間換算)        | 5,383千人 | 5,261千人 | 4,217千人        | 4,971千人 | 21,659千人 | 5,528千人 |
| 人口千人当たり公務員数<br>(週40時間換算) | 42.2人   | 87.9人   | 70.5人          | 83.8人   | 73.9人    | 67.0人   |

注) 各国公務員の労働時間としては、イギリス36時間（ロンドン地区における実質労働時間）、フランス35時間、アメリカ40時間、ドイツ38.5時間を使用している

各国公務員数（人口1000人当たり）

（単位：人）

|           |               | 日本   | イギリス |                | フランス   | アメリカ | ドイツ  |
|-----------|---------------|------|------|----------------|--------|------|------|
|           |               |      | 職員数  | フルタイム<br>換算職員数 |        |      |      |
| 国家<br>公務員 | 行政機関・議会・司法    | 4.0  | 38.8 | 32.9           | 44.2   | 7.5  | 4.4  |
|           | 国防省・軍人        | 2.4  | 3.5  | 3.5            | (7.1人) | 2.3  | 2.3  |
|           | 公社・公団         | 3.7  | 6.4  | 6.0            | 8.8    | —    | 7.3  |
|           | 政府系企業         | 2.5  |      |                |        |      | 8.4  |
|           | 計             | 12.6 | 48.7 | 42.4           | 53.1   | 9.9  | 22.3 |
| 地方<br>公務員 | 行政機関・議会       | 23.2 | 49.0 | 35.9           | 26.4   | 64.0 | 42.8 |
|           | 地方公社・公営企業・その他 | 6.4  |      |                | 16.3   |      | 4.5  |
|           | 計             | 29.6 | 49.0 | 35.9           | 42.7   | 64.0 | 47.3 |
| 合計        |               | 42.2 | 97.7 | 78.3           | 95.8   | 73.9 | 69.6 |

注) イギリス2005年5月、フランス2004年4月、アメリカ2004年3月、ドイツ2004年6月

資料：内閣府経済社会研究所「公務員数の国際比較に関する調査」2006年8月

務員バッシングはすさまじいものがあります。どうしてこんな状況が生まれるのか。

一つは、新自由主義的な「構造改革」によって、国民生活が2極化していく動きが加速し、貧困と格差の拡大が大きな社会問題になっていま

したということが報道されていますが、そうしたやり方で公務員が削減されてきたわけです。

「小さな政府」推進のテコとして、意図的な公務員バッシングがやられてきました。

## 公務員バッシング横行の構造

この公務員バッシングは、「臨調行革」とそれにつづく新自由主義的な「構造改革」と結んで強められてきました。公務員バッシングをああする政党や政治勢力がいるわけですが、それは、もう明確に「小さな政府」の実現を主張している人々、政党ですから、「小さな政府」を実現しようという政治的意図があることは明々白々です。

問題は、そうした主張が、少なくない国民・労働者が肯定的に受け止められる、共鳴されるという状況です。インターネットをみると、公

ですが、この問題との関連です。働くルールや生活保障が破壊される中で、大多数の国民・労働者が下層におちていく、多数のワーキングプア、貧困者が生みだされました。

とくに90年代に入ると、全体として貧困化する中で、生活不安が高まってきます。その一方で、生活上の様々なリスクは社会的な備えではなく、個人の責任で対応すべきという「自己責任」のイデオロギーが強化されます。

そういうなかで、生活困難に陥っていく国民・労働者のなかには、自分たちの不安定な生活と対比するような形で、公務員の生活を羨望化する状況が生まれてきます。「自己責任」という意識が植え付けられているわけですから、自分の手の届かないところにいる富裕層、大金持ちなんかは、あまり羨望化の対象にはならない。もっと身近にいる、自分たちの近くにいる安定

した生活を送っているように見える公務員が羨望化する対象になりやすい、そういった意味で、公務員は、ルサンチマンの対象、強者に対しての、弱い者の憤りや怨恨、憎悪、非難の感情の対象になりやすい存在になるわけです。

公務員は、身近な存在であると同時に、「小さな政府」によって切り捨てられる国民サービスの前面に立たされています。歴代自民政権や、民主党政権がやっている国民サービスの切り捨てを窓口で担っているのが公務員ですから、そんな仕事をする公務員にたいする反感も、公務員がルサンチマンの対象になりやすい条件になっていると思います。

公務員全体が安定した生活を送っているということではないんですが、そのように見える社会的状況がつくられてきているのです。ですから、保育所や病院など、頑張って公共、公的なサービスを提供している、または献身的に提供している公務員に対する感謝の意もあるわけです。その辺が非常に、複雑に絡み合って、公務員バッシングがおこなわれていると思います。

## 公務員バッシングと国民意識

もう一つ、考えてみる必要があると思われるのは、公務員バッシングのようなことを受容する社会意識が少なくない国民のなかに醸成されてきているということです。最近の自治体レベルの動きで注目されるのは、名古屋の河村市長の“減税日本”とか、大阪の橋下知事の維新の会です。公約は荒唐無稽といってもいいもので、河村市長は「減税10%」、橋下知事は「府・市の2重行政の解消、行政改革」ですが、いずれも住民福祉の削減をとまなうものです。そうした主張が、一定の国民・労働者から支持を得ているわけですが、ここらあたりは公務員

バッシングの意識と重なりあっていると見たほうがいい。どうしてそうなっているのか、深めてみる必要があると思います。

その点について、感じることは、国民・労働者の間に、自分の生活や社会の未来がみえない、そういうなかで、いまの政治を強引にでも変えていく、そういうリーダーシップ待望論みたいなものがあるのではないかと思います。その根底には、長年にわたって続けられてきた「小さな政府」にもとづく、ナショナルミニマムの縮減、公共サービスの切り捨て、社会保障と雇用の破壊が、国民の生活を大きく脅かしている問題が横たわっている。そこを何とかしたい。それが自民政権を退場させ、民主党政権を誕生させたわけだけでも、その民主党政権も自民政権と変わらない、そうしたことへのいらだち、どうしたら今の生活の困難を打開できるのか、明るい未来を手にすることができるのか、焦りにも似た気分・感情があると思います。

そのところは、ある意味、公務員バッシングと重なり合っています。ですから、安心・安全の公共サービスをどうやって再生していくか、われわれの側から提起していく必要があるのではないかと。

今回の東日本大震災は、被災地はもちろんそうですが、それだけでなく、国民規模でかなり大きな生活混乱が生じてきているわけです。被災地の状況をみると、新自由主義的な「構造改革」によって奪われたナショナルミニマムの保障なき地域とはどういうものなのかを明らかにしているように思われます。災害が起きればどこでも同じような状況が再現される、それは多くの人々が感じていることではないでしょうか。新自由主義的「構造改革」の害悪を克服し、それにかわる安心・安全な社会をどうつくって

いくのか、そういう改革の方向を提案していくことがいま求められていると思います。

## 討論——どう打ち破るのか

**編集部** ありがとうございます。それでは、浜岡先生の問題提起を受けて議論に入りたいと思います。最初に、公務員バッシングの実態から討論を始めたいと思います。

### 公務員バッシングの実態

**宮垣** 新自由主義的構造改革の一つの柱である規制緩和を推進するうえで、公務員バッシングが利用されてきたのは紛れもない事実です。私は運輸省出身なのですが、90年代中ごろからトラックやタクシーの業界参入の自由化、規制緩和がすすめられた時、「規制緩和によって官僚支配を打ち破って、消費者主体の日本をつくろう」というキャンペーンがやられました。いったい、こうしたキャンペーンがどんな政治的意図を持ってやられたのか。

そのことを事実で明らかにしたのが、規制緩和の先頭に立った財界代表の宮内義彦オリックス会長の所業です。彼は、政府の規制緩和委員会、その後の規制改革・民間開放推進会議の議長を10年にもわたって務めました。郵政民営化の時も、総合規制改革会議の議長をしていたわけですが、郵政民営化で日本郵政の保養施設「簡保の宿」が民間に払い下げられることが決まり、総額2400億円をかけてつくられた「簡保の宿」70施設を109億円でオリックスが一手に引き受けることになりました。

**浜岡** あれはひどい話でしたね。

**宮垣** ええ。あまりにもひどいということで、その話は止まりましたけれども、この事件は、規制緩和がほんの一握りの大金持ちや日本の財

界のためにやられたことを明らかにするものでした。もう一つ、「民間への市場開放」「民間にできることは民間に」というかけ声で、公務の業務を民間に委託する際、「官民競争入札」による市場化テストという手法が導入されています。法務省の登記にかかわる法務局の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）にこの手法が取り入れられました。この仕事は、長年にわたって、民事法務協会に委託されていたのですが、これは「天下り組織だ」とか、「コストが高い」とかの、やはり公務員バッシングがおこなわれ、市場化テストによって、低価格競争が激化することになり、登記業務未経験の人材派遣会社などの落札が年々増加しています。法務局の現場ではどうなっているか。未経験者が登記事項証明書の交付申請を受け付けるのですから、待ち時間が長くなる、業務に必要な言葉がつかないなど、謄本、抄本作成等の登記業務の窓口サービスの低下は著しいものがあります。

しかも、落札した企業のなかには、登記された本店所在地に事務所が実在せずに、厚生年金などの報酬月額を過少申告していたばかりか、社員が交付申請をせずに、自社の登記簿謄本を取得するなど、業務にかかわっての不正行為をおこない、2カ月の委託業務停止処分まで受けています。その一方で、登記業務に熟練した民事法務協会の職員は700人がこの3年間で退職を余儀なくされました。

いま、民事法務労働組合は、そうした雇用問題を引き起こした政府の責任を明確にするために、法務省との団体交渉を要求し、交渉を拒否する法務省にたいして、東京都地方労働委員会に救済申し立てをしてたたかっています。公務部門の民間委託は、公共サービスが低下するだけでなく、雇用も破壊される、落札した企業の



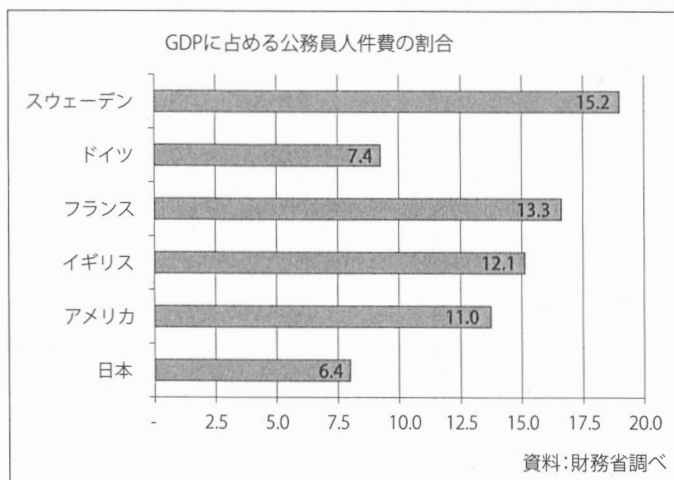
労働者も低賃金・劣悪な労働条件で泣かされるということになります。

**猿橋** 自治体の職場でも、そうした状況がたくさん生まれています。「官から民へ」「民のほうが効率的」などといって、職員を大幅に削減し、保育所や公立病院、学校給食などの民間委託が次々と強行されました。そのなかでは、「公務員は多すぎる」「公務員の給料は高い」、「民間に任せたほうが効率的だ」という公務員バッシングが決まってやられました。自公政権の「構造改革」のなかで強行された“平成の大合併”のときも同じような攻撃がかけられ、1999年には3232あった市町村が合併・

統合され2010年には1727にまで減りました。その結果、自治体の面積は拡大し、自治体窓口が遠のくなど、住民サービスが低下し、公立病院をはじめとした各種の施設の統廃合がすすむ中、地域経済の衰退もひどいものがありました。

**宮垣** そうした攻撃では、「公務員の賃金は高い」という宣伝が、決まってつかわれます。あの宣伝の根拠になっているデータは、国税庁が発表する民間給与実態調査です。この調査で用いられている民間労働者の賃金は、いわゆるパート、派遣、有期雇用など低賃金の年収200万円以下のワーキングプアといわれる人たちも含んでの平均です。大企業はそういう低賃金の労働者を大量に使って大もうけをし、そういう人たちを含めた民間給与の平均と、正規の公務員の賃金を比較して、「公務員の賃金は高い」というキャンペーンをマスコミを通じてやらせるのですから、ひどいものです。もともと、公務員の賃金は、人事院が民間給与の調査（50人以上の事業

所1万1100、78職種、約46万人）をして両者の較差を算出して、民間給与にあわせる、いわゆる民間準拠を基本にして決められるのです。このからくりはよく説明するのですが、マスコミのキャンペーンの力はすさまじいものです。OECDの調査を見ても、GDPに占める公務員の人件費の割合は、日本は6.4%で、OECD 26カ国中最低です。ちなみに、アメリカは11.0%、フランス13.3%、ドイツ7.4%です。こうした事実も含めて広げ、「公務員の賃金は高い」という宣伝を本格的に打ち破ることも課題になっています（図）。



## 労働者・労働組合の分断が根に

**編集部** 問題は、そうした公務員バッシングの攻撃がストレートに広範な国民、労働者のなかに、どうして浸透するのかということですが、そのあたりはどう考えたらいいのでしょうか。

**原富** 「公務員の賃金は高い」というのは、労働組合の幹部にも影響を与えています。マスコミなんかは公務員賃金は民間と比べて高いと盛んにいっているから、当の公務員労組の幹部は、そう思われているから自分の賃金がどれくらいかは言わない。公務員の労組幹部は「そんなに

もらっていないよ」と言いたいだけでも、公務員バッシングもあっていいにくいわけです。そうすると、「公務員の賃金は高い」というのが、労働組合のなかでも一人歩きをして、一緒に労働組合運動をしていますが、「公務員の賃金はあまりふれてはいけない」という自己規制がかかるようになるわけです。ですから、労働組合内部や民主的な運動のなかでは、表立っての公務員バッシングはないけれど、それと正面からたたかうという合意ができていない。客観的には公務員バッシングに同調しているような雰囲気が出られます。かなり公務員バッシングは根深い問題をはらんでいます。

**猿橋** 本当にそう思いますよ。なにしろ、場合によっては、家に帰っても自分の家族から、「うちの会社はいつつぶれるかわからないけど、あんたんとこはつぶれないからいいね」といわれることがあります。公務員の身分保障は、憲法15条で「公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と明記されていることに根拠があります。つまり、政治家や財界などからあれこれ行政に圧力があってもそれに屈しないで、「全体の奉仕者」として仕事をこなす。そういう政治的な中立、公平さが公務員の仕事に求められていることから、身分保障がされているわけです。そのところが理解されない。やはりわかりにくいんでしょうね。これは、ちょっとつらいところがあります。

この問題はかなり根深い問題があり、少し歴史的にもふりかえてみる必要があると思っています。太平洋戦争が終わった直後、いわゆる戦後民主化が進み、労働者のたたかいと労働組合の組織化が前進し、公務員労組は、その中心部隊として活躍しました。多くの公務員労組は、結成と同時に、上層官僚の戦争責任の追及と官

庁民主化という要求をかかげました。自治体労働者が掲げた要求は、今、われわれが見ても先駆的なものだと思います。たとえば、東京都職労結成準備会が1946年1月1日に発表したアピールの内容をみると、戦前の「天皇の官吏」だったことへの反省から、民衆の官吏であることと行政民主化の要求が明確にされています。公務員は「全体の奉仕者」であることがきちんと位置付けられているのです。ところが、「民主化」の一翼を担う公務員労働者のたたかいはアメリカ占領軍によって弾圧されました。「役人の非効率、多すぎる人員」など、いまと同じような公務員バッシングがおこなわれ、48年のマッカーサー書簡、政令201号によって、公務員労働者の労働基本権が奪われることになりました。それだけでなく、朝鮮戦争を前にしたアメリカ占領軍によるレッドパージの嵐が公務員労働組合に襲いかかり、労働組合活動の第一線で活躍していた活動家が大量に解雇されました。人事院勧告制度により、賃金決定の仕組みで民間労働組合との分断が図られるとともに、公務員労働組合と国民・住民との関係でも、共同や団結を十分に発展させることができませんでした。そこに公務員バッシングの温床がつくられてきた、公務員バッシングには、そうした歴史的な問題があるということもみなければならないと思います。

**原富** 確かに、労働者、労働組合の官民分断の攻撃は、公務員バッシングを横行させる要因の一つになっています。臨調行革路線にたいしても、日本の労働組合運動は分断されていました。今の連合結成の中心になった同盟やJC(金属労協)などは、臨調行革推進の立場に明確に立って、行革推進国民運動会議を結成し、財界と一緒に電電公社、専売公社、国鉄の民

営化など、「小さな政府」づくりに協力する中で、連合の前身ともいえる全労協結成へと向かいました。日本の労働組合の多数派が、「行革推進」の立場に立って、「公務員バッシング」についても、労働戦線内部から呼応する動きがあった。それも公務員バッシングを横行させる要因の一つになったと思います。支配勢力は、労働者を官民に分断することによって、ある時は「公務員も賃上げを我慢しているのだから、民間も我慢せよ」といい、違った状況では、「民間も苦しいのだから、公務員は賃上げを我慢せよ」といって、賃金抑制に利用しました。公務員バッシングは結局、国民や労働者に犠牲が降りかかってくるという仕組みになっているのです。

### 公務員バッシングと公務労働

**編集部** 最初の問題提起のなかで、浜岡先生は、公務労働とのかかわりの問題を指摘していましたが、この点はどうなのでしょう。

**浜岡** 公務員バッシングと公務労働のかかわりの問題も、少し深めて考えなければならないと思うのです。とくに、自治体労働者は、住民と毎日向き合って仕事をしているでしょう。この間の新自由主義的「構造改革」路線が強行される中で、「自助」が強調され、社会保障の分野では様々な切り捨てがおこなわれています。国民健康保険にしても医療制度の改悪によって、国保料が非常に高くなっています。「どうしてこんなに国保料は高いんだ」という苦情が窓口に寄せられると、その説明をするのは公務労働者です。その人に責任はないんだけど、住民から見ると、その窓口の公務員は、「悪政の執行者」として映ります。これは公務労働の性格からいっても免れないことです。当然のことながら、行政にたいする不満や怒りがうまれます。

阪神淡路大震災の後、民主的な団体の人たちが集まって、震災復興のシンポジウムを開きました。私も出席したのですが、その討論では、生活保護についての生活相談をしている人たちからは、ケースワーカーにたいする批判が出てくる、その一方では、年金者組合の人からは、生活保護を受給している人たちのなかにはパチンコに明け暮れている人もいる、そうした生活態度はいかなものかという意見が出されるわけです。社会保障の切り捨てや雇用不安が増大し、みな生活の現場で四苦八苦しているでしょう。そうしたなかで、問題が起きている根源に向けての話ではなく、悪政の被害者の日常生活の場面のあれこれの話がでてくるわけです。

そういう状況のなかでは、行政への不満がイコール公務員への不満につながります。いま、全体として貧困化が進む一方で、それを押し返す社会的な力が十分に発揮されえない状況があります。シンポジウムでの議論も、そういう状況が反映したものであるといえます。悪政を押し返す方向で力をあわせるためにどうしたらいいのか、そうしたビジョン、未来像がみえないのではないのでしょうか。だから、自分たちの要求を実現していくためには、どんなステップを踏むのか、そうした展望をお互いが共有しあうことが、今、求められていると思います。

**原富** 私は地域で労働運動をしています。地域という視点で見ると、民主的な労働組合が住民のために頑張っていると言うだけでは広範な住民から本当にそうだなという共感はずいぶんうまれません。労働組合が何をやっているかが、住民の目に見えなければわかってもらえないのです。埼玉の社保協が、93 年以来、社会保障・福祉の問題で各自治体と話し合う、いわゆる自治体キャラバンにとりこんでいますが、当初は、

運動の側も住民福祉の機関であるはずの自治体がそれとはずれたことをやっているのは問題だと、やつつけにいくという発想でした。途中から、このやり方を変えた。自治体に行くと市長が出てくることもあるし各分野の担当者ができます。そういう行政の立場の人たちと私たち労働組合、社保協のメンバーが、住民が抱えている現実の問題を共有し、解決するためには何が必要かという立場で懇談するようにしたのです。住民の実態や要求に即した要請書を提出し、行政が抱えている問題を私たちが勉強すると同時に住民要求について行政に理解してもらう、住民の実情と行政をめぐる問題をお互いに共有する場として機能させるようにしています。いまでは、労働・雇用、地域経済などについて埼労連が同じようなスタイルで自治体との懇談を行うようになり、自治体の非正規労働者の賃上げや住民要求を実現していく運動として前進しています。この行動には、さまざまな団体が参加するとともに、公務員労組も参加しますから、そこでは、公務員バッシングは通用しないし、それを克服していく力にもなります。

**猿橋** 私が大阪の羽曳野市の職員になったのは1980年ですが、70年代から全国各地で革新自治体がどんどん生まれました。私が働いていた羽曳野市もその一つでしたが、当時は、自治体当局の姿勢もあって、公務労働者の頑張りがそのまま住民の利益につながるという構図がはつきり見えていた感じがします。公務員と住民の間に信頼関係がありますから、公務員バッシングを意識するようなことはほとんどありませんでした。それが80年代以降、政府・財界による「革新自治体つぶし」と地方財政の絞り込みの中で、地方財政悪化の原因は「バラマキ福祉」「公務員の賃金が高い」などと革新自治体に対

する攻撃が強まり、公務員賃金の削減や福祉の切り捨て、住民サービスの水準切り下げが始まります。それとともに、本格的な公務員バッシングが始まりました。公務労働の在り方と公務員バッシングは切っても切れない関係にある。公務労働による住民サービスの切り下げをするために、公務員バッシングが強まり、公務員バッシングが強まる中で、住民サービスの切り捨てがさらに強まるという悪循環です。

## 住民との連帯を強めてこそ

**宮垣** 公務労働の在り方を考える上で、浜岡先生からも指摘がありましたが、国民の要求を実現するルールを確立するというのはすごく大切になっていると思います。規制緩和を推進してきた人たちは、規制緩和で企業の経済活動の自由を保障し、市場を拡大することによって、日本経済は活性化すると主張してきました。しかし、結果は違います。たしかに、一握りの大企業は大もうけを続けていますが、国民生活は深刻化しています。そして、国民・労働者の生活の基盤を支えるはずの社会保障などの公共サービスは切り縮められ、安心・安全な生活が保障されないという状況が生まれています。私は、大阪の陸運局に入って、そこで20年くらい仕事をしていました。陸運局での仕事というのは、公共交通の安全、交通運輸事業者の安全確保が最大の仕事なわけです。80年代以降、交通運輸事業の分野で規制緩和がすごい勢いですすめられました。その結果、交通運輸事業に働く労働者の労働条件は著しく低下し、それが安全にもかかわる事態になってきました。重大事故が立て続けに起きたのです。そんななかで、規制緩和に反対して港湾労働組合や運輸一般、自交総連などの関係労働組合の人たちと安全・安心を



守るルールを確立する必要があるとして、その政策づくりをやってきました。

国民の安全・安心を保障する立場から公共交通のあり方を労働組合としてどう考えるか、いろいろ勉強もして、議論もして、政策を作り、その実現の運動をいっしょにやりました。会議の後には、懇親をして、一杯飲みながら、政策についての意見交換をしたものです。同じ陸運局で働く仲間とは、労働組合を敬遠しているような人もいたわけですが、そういう人たちも含めて、規制緩和がされると自分の仕事はどう変わるのか、それは国民の安全にとっていいことなのかということについては議論できます。国公労連としても、行政民主化運動ということで、全体で取り組んでいます。こうした活動を発展させるなかで、国民との接点を明らかにして、国民の要求にこたえることのできる公務サービスの拡充をめざし、奮闘する、それが公務員バッシングへの最大最強の反撃になると思います。

**猿橋** 今、自治労連は「安心して住み続けられる地域づくりをめざす、対話と提言の運動」を、全国的な運動として呼び掛けています。この運動はまず、私たち自身の職場の実態や仕事のあり方を見直すとともに、地域のなかに調査に入って、住民の要求をとらえて、政策化し、その実現のために、住民の人たちと一緒にとりくむというものです。その一つの実践例として、大阪自治労連が昨年取り組んだアンケート調査があります。このアンケートでは、市町村の地域経済や雇用政策の一つとして、「市職員の雇用を増やす」という質問をしています。「そう思う」というのは、20%、「そう思わない」は50%、「わからない」30%という結果でした。「そう思う」を積極派、「そう思わない」を消極派として分析すると、面白いことが分かる。一つ

は積極派は20～60歳未満では6割近くを占め、多数派なのですが、60歳以上になると消極派が54.8%を占めるようになります。20～60歳代はいろいろ行政と密接にかかわっている層です。そういう層では、積極派が多い。業種別にみると、医療とか福祉に関係する人は当然ながら積極派が多い。逆に、地域経済をどうにかしてほしいという要求が強い層、自営業者だとか、中小企業主が多いと思うのですが、そういった層は消極派が圧倒的に多い。

私、このアンケート結果を見て、われわれの運動の弱点を改めて思い知らされた感じがしました。福祉や医療について、私たちは住民と連帯した運動を系統的に進めていますし、そうした分野に関係する人たちとの信頼関係もつくられてきたように思います。今回の調査でも、そうした層の人たちは、公務員を増やすことについて非常に好意的です。ところが、中小企業や自営業者は公務員を増やすことには、非常に冷たい。中小企業や自営業者の関心のある地域経済をどう立て直すかという運動について、私たちは十分に応えてきたとは言えない状況の反映なのです。そうした人たちの要求にどうこたえていけるかがこれからの運動に問われてきます。

**原富** 公契約条例制定の運動というのはそういう意味でも重要になっていますね。「小さな政府」がいわれるなかで、公務の仕事がどんどん民間委託され、宮垣さんの民事法務協会の話にもありましたように、事業費、委託費が年々削られ、競争入札のたびに単価が引き下げられる状況が広がっています。自治体などの仕事にかかわる公契約のもとで働く労働者に適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させる「公契約」適正化運動が、土建の組合や地域労連などが協力して前進しています。規制緩和に

歯止めをかけ、ルールを作る取り組みです。この運動に自治体や公務にかかわる労働組合が積極的に参加し、取り組むことは、公契約にかかわる業者や労働者の生活を守ることにとどまらず、公務員バッシングの温床にある公共サービスの切り捨て、「貧困の拡大」に立ち向かう性格を持っています。「小さな政府」づくりの動きが、時の政権や自治体トップの手で進められる中で、公務労働はその政策に従わなければならないという性格を持つ。けれども、労働組合運動としては、その問題点を指摘することもできるし、そうした新自由主義的な施策がおこなわれる中で生まれる住民各層の要求を実現するために奮闘できる、そののちをしっかりとやるということですね。

## 東日本大震災と公務労働

**編集部** 公務労働の在り方をめぐっては、東日本大震災がひとつ問題を投げかけているように思います。

**宮垣** 東日本大震災は、公務労働の大切さというものを改めて浮き彫りにすることにつながりました。震災・復興では、マスコミは自衛隊の活躍ばかり取り上げましたが、国の出先機関のはたした役割は非常に大きなものがありました。いま、「小さな政府」づくり、地域分権改革ということで、国の出先機関の機能を地方自治体に譲り渡そうという攻撃が加えられていますが、そうしたやり方では、国民生活の安心・安全が守れないことが明らかになりました。たとえば、国土交通省の地方整備局は、震災後、3日間で国道4号線の縦のルートを確認しました（写真）。全国の地方整備局から応援が入って、修理場所をチェックして地元の建設業者と一緒にがれきを処理して、復旧工事をおこない、車が通れる

ようにしたんです。3日で縦のルートを確認して、そのあと海側のほうに“櫛の歯”作戦ということで横のルートを確認していったわけです。福島原発の20km圏内でも、業者と一緒にになって、国土交通省の職員が放射能防護服を着て、車が通れるように道路を整備しました。もちろん、放射線量計をつけて250ミリシーベルトまではOKということで、作業をすすめました。地方整備局が地方に移管されていたら、あれだけ広い地域で、一番効率的に道路を確認するかというような作戦は立てられなかったと思います。国はやはり地域に責任をもたなくてはいけない、地域の復興は、住民参加が基本で、基礎自治体がヘゲモニーを持つのは当然ですが、そこに国も関与する、県レベルでも支援することが絶対に必要です。

**浜岡** 民間の宅配業者は、震災後しばらくたつても、福島には支援物資を配送できないといっていました。そこは公務との違いですね。

**猿橋** 大阪の橋下知事は盛んに地方に国の出先機関を委譲せよ、ハローワークは移管せよと主張しています。しかし、被災地のハローワークの状況を見ると、全国から職員が投入されて、雇用保険の受給相談とか、求職斡旋、休業手当など、本当に息のつく間もない業務を休み返上でやっています。求職相談も被災地だけでなく、当面の生活を維持するために、首都圏で就職を希望する人もいます。そうした希望にたいしても、国の事業として、全国共通基準で対処しているからできるわけです。橋下知事は、“大阪都構想”をかかげ、ハローワークを地方に移管することを主張していますが、一方で、「国の職員はいらない。業務は民間委託で」といっています。そのねらいは、関西財界の要望にこたえて、大阪基準の低い労働水準で労働者を働か

せようというところにあります。そんなことは絶対にだめだということを震災は示したと思います。

**浜岡** 震災後の復興の動きをみていると、何か上から復興プランをつくって、地方自治体に押しつける、また、宮城県のように、財界系シンクタンクと提携して「広域行政」のプランをつくるなど、「道州制」につながりかねない動きも見られます。現地では、そうした動きをどう見ているのでしょうか。

**猿橋** 現地の自治体に行ってみると、なかなか複雑です。態勢的に自治体の本来の機能が十分に発揮できない状況があります。陸前高田市では、4分の1の自治体職員が震災で亡くなるか、行方不明になっているんです。とりわけ、最後まで住民の避難の呼び掛けに従事していた本庁職員に人的被害が集中しています。自治体運営機能が大きく低下せざるを得ない状況になっているわけです。そんななかで、「自治体や地域からの復興計画といっても、この体制でできるのか」などの不安もあります。

一方で、岩手では、地域のコミュニティがしっかりしていて、集落ごとにまとまって避難所生活をしています。集落には世話人がいて、その人たちを中心にまとまって、生活をしている。だから、集団的な避難所暮らしをしていくことができるのです。

都会ではあまり考えられないことです。多くの人が地元に戻りたいと考えており、集落ごとのまとまりを大切にしたいということで、仮設住宅も地域単位で、という意向が強いのです。この地域コミュニティをどう発展させていくかという問題は、今後の復興にも大きくかわる問題だと思います。その場合に、行政の専門家である公務労働者の援助が絶対に必要になりま

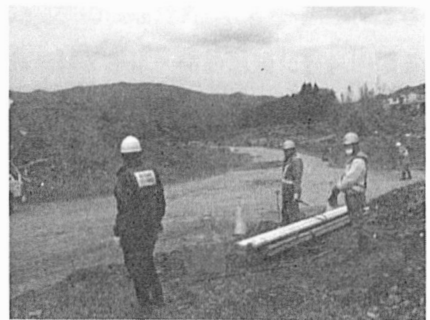
す。支援金の支給だって、公務労働者がしなければだれもできない。

**浜岡** 山陰の島根の経験ですけど、地域の

高齢化が進んで、住民の生活を維持できなくなるという状況のなかで、コミュニティの機能を活性化して、地域づくりをしているところがあります。そこで地域のまとまりをつくる上で大きな役割を果たしているのが、公民館など役所の出先機関です。そこに役場の職員が常駐して、住民の地域づくりの活動をサポートする、また、要望を聞いて行政に反映するという仕事をしています。そうして高齢化が進む中での地域の活性化をはかっています。

**原富** 今回の震災で、マスコミは、被災者の方々の自立的な努力、さらにはNPOの活躍にずいぶん焦点を当てて報道しています。その一方で、財界などは「自助」「共助」を盛んに強調しています。そこでは、「公助」が全く後景に退けられています。しかし、実際には、公務労働のはたす役割がいよいよ重要になっているということを示しているのではないのでしょうか。

**猿橋** ええ。民主党政権は、「地域主権改革」



岩手県陸前高田市の道路復旧に全力をあげる国交省地方整備局の職員

ということをさかんにいっているわけですが、その中身は、国は外交・軍事・経済政策に責任を持つ、道州政府は公共事業や開発事業を担当するということで、住民の暮らしにかかわる事業は、国も道州政府も責任を負わないということです。そんなことは通用しないということが、今回の震災は明確にしたことができます。

## 大震災と公共サービス

**浜岡** 震災後、とても気になっているのは、要介護者の生活です。阪神淡路大震災と違って、今度の震災による被災地域は、高齢者の方が非常に多い地域です。介護が必要な高齢者もきつと多いと思うのですが、そういう方々のケアはどうなっているのでしょうか。つまり、介護保険のシステムが機能しているかという問題です。介護保険は、行政は土台だけをつくり、ステージは民間業者というシステムになっているでしょう。ボランティアにいった人の話を聞くと、避難所の感染症対策と、日常の医療については、医療スタッフがきて対策をしているけれども、介護など福祉系のサポーターはほとんどはいっていないということでした。医療はまだ公立病院など公務の職場が残っていますが、介護は最初から民間任せですから、介護が必要な高齢者は、避難所に放置されたままといっている状態に置かれています。これはボランティアではなかなか対応できない。

**猿橋** 介護保険の問題点は、これからさらに明らかになってくるのではないのでしょうか。いまは、介護が必要な高齢者も避難所にいる方が多いですし、家族も一緒におられる方も多いと思います。岩手では、都会と違って介護従事者も地元の人が多く、それなりに頑張っているという話もあります。しかし、大資本系の介護事業

は早々に撤退しているという状況もあるようです。

ただでも環境の変化に弱い要介護者が、避難所暮らし、これから仮設住宅と居場所を転々としていくことになり、場合によっては事業者も変わっていく。これを支える公的集団に限られるということなど、介護保険制度の矛盾というのは、今後、大きく浮上してくると思います。

**浜岡** そうですね。医療や介護の施設そのものが被害を受けたということもあるし、その担い手、サポートする人たちも被災している、これから避難所生活が終わって、在宅で生活できるようになるためには、介護サービスが必要になるわけですが、そのサービスを民間に任せるだけで、提供できるのか、介護制度の根幹が問われることになりますね。

**猿橋** 介護もそうですが、それだけではなく、“平成の大合併”による自治体広域再編によって、自治体職員が大幅に減っている、公立病院の機能も縮小しているなど、新自由主義的構造改革の爪痕が復興への重大な障害になっています。東日本大震災は、そうした新自由主義的構造改革とはなんだったのかという問題を具体的に明らかにするものとなったと思います。

## 打ち破るための運動課題

**編集部** これまでの議論で、公務員バッシングは労働者・国民に何をもたらすのか、また、公務員バッシングが横行する背景・社会的な構造などが明らかにされてきましたが、最後に、公務員バッシングをどのように打ち破っていくのかについて、一言ずつふれていただければと思います。

**浜岡** 公務員バッシングを打ち破っていくためには、公務員の仕事を見える形で市民や住民に

示していくことがすごく大切だと思います。いま、福祉などの分野では、公営サービスを民間化しようという攻撃がかけられています。既にサービス提供事業所の多くが民間であるという自治体も少なくありません。その場合に公立の福祉サービスについてなぜ公営なのか、その意味を市民に知らせていくことによって公営の福祉サービスを守っていくしかないわけです。民営化をすすめる側は、民間と同じ仕事をしているのに、「公務員の賃金が高い。高コストだ」という公務員バッシングをしながら、民営化を推進しようとするわけです。この議論にたいして、公的な福祉サービスの持つ意味、果たす役割についてきちんと説明していくことが欠かせません。そのことによって、民間の事業者の提供するサービスも含めて公共的サービスの一環として共に福祉サービスを担っているという意識も生まれると思います。つまり、民間の事業者が提供する福祉サービスを充実したものにするためにも、公立の福祉サービスの水準が必要なんだということも含めて、公務の仕事が安全・安心のサービスを提供するうえで、不可欠になっていることを説明することが、まだまだ十分ではない、そのことをもっと習熟する必要があるのではないのでしょうか。

**原富** 地域でみていると、公務員組合の役割は、非常に重要だと思うのですが、公務員バッシングに押されて、なかなか住民の前にでようにはなっていないという現実があります。公務員組合の方針には、住民・国民のなかに入ろうというのが位置づけられているんですが、身体が動かないという現実があるように思います。わたしは、公務員組合が裸で住民のなかに入る必要はないと思います。もちろん、それができれば、そうしたほうがいい場合もあると思

いますが、地域には地域労連という組織があるのだから、これを効果的に活用したい。地域労連は労働者同士の連帯の場でもあります。たとえば、公務員の賃金は、民間より若干高い。全労連の民間組織は中小が多いわけですから、現実にはそうなっていると思います。しかし、公務員の賃金が高いなら、地域労連で、民間の仲間が「そうか。それなら公務員並みの賃金を要求してもいいよな」という議論をすればいいと思います。もともと春闘というのはそうして出発したものです。だから、公務員組合も自らの賃金について、それこそ情報開示して、これくらいの賃金を実現する地域春闘をやろうやくらいの意気込みがあつていいと思います。もう一つは、地域労連の重要な仕事は、住民と共同して、地域の要求を実現していくことです。先ほど触れた共同の地域運動としての自治体キャラバンや公契約適正化運動などは、その典型です。しかも、こうした運動では、実際に行政の中にいる専門家集団として、政策的な力も持っているのだから、公務員は大きな役割を果たせる。公務員組合が地域運動の中に飛び込んでいって役割を果たしていくことが信頼を高めます。自治体にたいする要求行動となると、理屈では分かるが、なかなか覚悟を決めきれないようなところもあるようです。ここのところを突破することがすごく大切になっていると思います。

**猿橋** 先ほど、「対話と提言の運動」について、大阪の経験を述べましたが、こうした取り組みは、東京・京都・愛知・秋田・佐賀・山口など地方段階で、まちづくり、保育、地域経済など、さまざまな分野で具体的な実践が取り組み、参加した単組・組合員からは、「問答無用で、追いつ返されるのではと思っていましたが、真剣に話を聞いてもらえ、意見も寄せてもらった」と、確



信が広がっています。こうした運動を、地方労連や住民団体のみなさんの力も借りながら、単組（自治体）レベルで広げていくことが大切だと思います。そして、その取り組みに、1人でも多くの組合員が参加をし、自治体や自らの仕事に対する住民のみなさんの率直な声と期待をしっかりと受け止め、確信にしていこうこそが、「公務員パッシング」を打ち破る実践だと思います。

**宮垣** 政府が国家公務員の大幅な給与カットの法案を国会に提出しました。震災復興の財源確保も口実にしていますが、米軍への思いやり予算や政党助成金などには手をつけず、真っ先に公務員賃金の削減を打ち出すことは、消費税増税など新たな国民負担増に向けた露払いです。公務員賃金の引き下げは、被災地をはじめ全国で奮闘している公務員の士気をさげろばかりか、国内労働者全体の賃下げを招き、国内需要の大幅な縮小によってデフレをさらに深化させます。また、労働基本権が制約されているもとで、人事院勧告にもとづかない労働条件の切り下げは、明白な憲法違反です。公務員パッシングにひるむことなく、民間労組のみなさんの支援もいただきながら、賃下げを阻止するために断固たたく決意です。

**原富** 埼玉県では7月の県知事選挙に向けて、暮らしと県政を考える県民アンケートを、埼労連も参加する民主県政の会でおこないました。このアンケート調査では、公務員削減について、どう考えているかを、ずばり質問しています。アンケート用紙のこの質問の脇には、人口1万人当たりの埼玉県の職員は全国平均24.3人を大きく下回る12.5人で、千葉や神奈川、東京の首都圏はもちろん全国で1番少ない県であることがわかるグラフが掲載されています。回答

を集計してみると、公務員を減らせというのは中小企業の経営者、そして若い人が多い。埼玉の中小企業の7～8割は赤字経営です。しかし、決算で赤字になると、融資を受けられないから、社長の給料をゼロにして、とにかく黒字にするというような苦勞をしています。それでも、「県民の暮らしや安全にかかわる分野の業務は、必要な人員を確保すべき」が48%で、多数派です。ついで、「公務の仕事はパートに頼りすぎるのは問題があり、必要な人員を正規職員で確保し、パート雇いの場合は賃金・労働条件を改善すべきだ」23%となっています。「すべての分野で公務員を減らし、『小さな行政』をめざすべき」は13%にすぎません。また、公務・公共サービスの在り方についても質問していますが、この質問の脇にも、憲法で地方自治がどう位置付けられているか、地方自治法では、県や市町村の役割について「住民の福祉の増進を図ること」にあることも条文を引用しながら説明しています。回答のトップは「医療、福祉、生活環境など、暮らしを支える公的な業務は営利目的の民営化すべきでない」で61%、次いで、民営化する場合は、「サービスの質と安全を確保するために運営・施設設置・労働条件の基準をきちんと設定すべき」が49%です。「可能なものは民間に開放して効率化をはかるべきだ」は32.6%でした。まだ、中間報告ですが、きちんとしたデータや資料を提供すれば、多くの人は公務・公共サービスの大切さを認める、このあたりに、公務員パッシングに反撃していくカギがあるのではないかと考えています。

**編集部** 今日は皆さんお忙しいところ、座談会に出席いただき、貴重なお話をありがとうございます。

## レポート 公務公共サービスの後退は許さない 国民の利益を守るために奮闘する国公労働者

国公労連行革対策部長 瀬谷哲也

### 国民と公務員労働者の 分断をはかる

公務員バッシングは、時の政権が国民にとって良からぬことを企てようとする時、改悪の本質を覆い隠すため、他に悪者を仕立てあげ国民の関心をその悪者にそらす権力者の常套手段といえる。悪者に仕立てあげられたのが、公務員である。自公政権の時から民主党政権に交代しても、公務員バッシングは止むことはない。マスメディアを総動員して、国民と公務員労働者の分断をはかり、公務員を悪者に仕立てあげ様々な改悪を進めてきた。最近では、2009年12月の社会保険庁の解体民営化を強行する際にも、社会保険庁職員が悪者にされ、525人にも及ぶ理不尽な分限免職とともに年金制度における国の公的責任放棄が行われた。

「構造改革」は、“官から民へ”、“国から地方へ”のスローガンのもと、本来国の責任で行われなければならない行政サービスが民営化されたり、地方移管されてきた。ここでも、国の責任放棄を許さない公務員労働者と国民を分断し、公務員労働者を委縮させ足を止めるため、公務員バッシングが行われてきた。

### 「地域主権改革」の狙いは 財界のための国づくり

「構造改革」のめざすものとして「地域主権改革」がある。その狙いは、財界・大企業の利潤追求を最大限優遇するために国のかたちを変

えることである。

日本経団連は、「究極の構造改革」を道州制と位置付け、国のかたちを道州制に変えることをめざしている。「地域主権改革」の行きつく先も、道州制である。

日本経団連のめざす道州制は、役割を必要最小限に限定した国の下に、都道府県を廃止して10程度の広域自治体（道州）と基礎自治体（道州内に100程度）というピラミッド型に再編する。国の役割は外交、国防、司法、通貨、金融政策、マクロ経済政策、食料・エネルギー政策などに限定し、道州はインフラ整備・調整、観光振興、農業政策、文化・教育政策、地域産業政策、雇用政策、防災・治安対策などの役割を担い、基礎自治体は消防、医療・介護・社会福祉、民生、清掃などを担うとされている。

道州制は、大企業・多国籍企業がグローバル化の中で国際競争力強化や利潤追求できる基盤整備をするため、国と道州が一体となって、税制上の優遇措置をはじめ規制緩和やインフラ整備などを推進する。一方、住民の身近で生活に欠かせない社会保障などは、基礎自治体に押しつけられることになる。さらに、市町村合併が推進されることになる。平成の大合併で明らかになったように都市部と旧町村部との地域間格差が拡大し、少なくない「限界集落」が生じるなど旧町村部の地域は疲弊した。基礎自治体の財政力によって、医療や介護などの社会保障などの権利が損なわれることになり、地域間における格差の拡大と貧困がますます助長されるこ

とになる。

政府は「地域のことは、身近な地域住民が決める」と、もっともらしいことを言っているが、地域をつくっていくのは住民の選択であり、責任であるとしている。自己責任を押しつけ、国の国民に果たすべき安心・安全を保障する行政責任の放棄を正当化している。

そのバックボーンとなっているのが、補完性の原理といえる。個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことは家族や地域社会といった小さな単位が、さらに、小さな単位では不可能なことを、基礎自治体、道州、国といった大きな単位が順に補完していくという原理をいうが、行政の中心的担い手は基礎自治体であることを前提に、国民に自立自助を押しつけている。この原則は、行政に限らず民間でできるものは民間でと、官から民へ責任転嫁を進める行政サービス民営化の原理ともなっている。

## 出先機関原則廃止と ナショナルミニマム

憲法第25条で国が国民に対して責務を果たすべきとされた社会福祉、社会保障、公衆衛生などを地方自治体に丸投げし、さらに「新しい公共」として企業やボランティアに肩代わりさせてきている。公務・公共サービスが企業に食い物にされ、金次第でサービスの受給が左右されることが危惧される。そこでは、国民・地域住民は「主権者」ではなく、「公務・公共サービス」という「商品」を購入する「消費者」でしかなく、憲法で保障された基本的人権が侵害されている。

国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」は、国民の権利侵害などに関わる重大な問題がある。国の出先機関である都道府県

労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局、総合通信局、地方厚生局などは、国民のくらしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的人権を保障する国の責任と役割を果たすために全国に配置されている。

例えば、法務局では、業務の一つである登記事務（不動産、商業法人等）は、国民の重要な財産である土地、建物などの不動産一つひとつについて、その所在・面積などの現況と所有権などの権利関係を法律に基づき適正に審査し登記・公示して、国民の権利と財産を守っている。また、商業法人登記は、会社などの信用を確保し安全で円滑な取引を補完し、グローバル化が進む中で、企業が世界的信用を得るため国が行う制度でもある。

労働局では、セクハラ・パワハラなどの個別労働紛争の相談について、事業主との間であつせん・指導・助言を行うほか、労働保険の適用・徴収、都道府県ごとに定められている地域別最低賃金の決定、労災被災者の社会復帰促進事業などを担っている。労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の国の責任による一体での運営で、誰もが安心して働く権利が守られている。

これらの出先機関を廃止することは、これまで出先機関を介して国が国民に果たしてきたナショナルミニマムを放棄することに他ならない。

## 地域に広がる 「総対話MAP運動」

国公労連は、この間、“国民の中へ、国民と共に”を合言葉に憲法をくらしと行政にいかす「21世紀国公大運動」のとりくみとして、「総対話MAP運動」を展開してきた。市民対話集会、行政相談活動、地域宣伝行動、地方自治体要請など国民、地域住民の理解、共感を広げる

とりくみを行ってきた。

自治体請願・陳情では、国の出先機関廃止によるナショナルミニマムの切り捨てで、国民の安心・安全が脅かされることを許さず、出先機関の存続・拡充で行政サービスの充実をはかる世論を構築するため、国の出先機関が所在する773自治体の議会で、過半数の意見書採択を勝ちとる目標の達成に向けてとりくんでいる。

2011年3月議会では、5県国公が62議会(出先機関所在40議会)に請願・陳情を行い、3議会(出先機関所在2議会)で意見書が採択された。地区国公毎にとりくみを進める北海道国公では、稚内地区国公が2010年12月議会に続いて粘り強い働きかけを行い、稚内市議会での意見書採択を勝ちとった。富山県国公では、「アクション・プラン」で職場が名指しされた全労働富山支部、全建労北陸地方本部との連名で職場が所在する9議会に働きかけ、立山町議会で意見書採択を勝ちとった。

高知県では町村議長会が「整備局の出先機関廃止反対」を決め、23すべての町村議会で意見書が採択されている。

国の出先機関が所在する地方議会での意見書採択は、2009年9月以降35議会に達した。東日本大震災で、国民の生命を守りくらしの安心・安全を確保する国の責任があらためて明らかとなるなか、国民の共感、支持の拡大が急務となっている。

14の県国公は、地域宣伝行動を毎月定例化している。春闘期には29県国公が宣伝行動をとりくんだ。

市民対話集会は7県国公が「地域主権改革」を課題に県労連などと共同でとりくみ、2009年9月以降では24県国公での開催となっている。

中央では、自治労連、自由法曹団、全国生活と健康を守る会連合会、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、全国保険医団体連合会など20団体の共同で、「『地域主権改革』に反対し、憲法を生かし、暮らしを守る2・25院内集会」を開催し、「改革」の正体を全体的に明らかにする必要性についての認識を共有し、地域主権改革関連3法案の国会審議にあわせ「4・27『地域主権改革』反対国会議員要請」も行い、公務・民間労組、民主団体との協力・共同の輪が広がっている。

### 先進的な生公連の 九州キャラバン行動

民間の建設労働者や建設業界団体との共同のとりくみも広がっている。九州生公連(生活関連公共事業推進連絡会)は2010年8月、建交労(全日本建設一般労働組合)九州地方協議会が中心となって、九州圏内の全建労(国土交通省全建設労働組合)の職場を激励訪問する九州キャラバンを実施した。九州キャラバンは、「地方分権・道州制反対」「国土交通省出先機関の廃止阻止」「がんばれ全建労」をかかげ、2日から12日までの9日間で、国土交通省の33地方事務所等に要請を行い、その集約として23日に九州整備局要請をとりくんだ。「国の出先機関が奪われたら、建設産業の民間労働者や下請け業者はもっと劣悪な状況を強いられる。国の機関として拡充させるこそ急務」と全建労を激励、地方事務所要請では「国交省が業者に対して法に基づく指導してくれなかったら、われわれはますます無権利状態に置かれる。出先機関の廃止は、死活問題。さらに出先機関で働く職員のクビ切りが起こる。国鉄の二の舞は許せない」などと強く訴えた。

全建労の地本・支部の役員・組合員は、要請コースの案内や要請先各所で裏方として、キャラバン行動を支えた。要請先の国交省各職場では、キャラバンの歓迎を兼ねた全建労支部の早朝宣伝集会、昼休み集会、退庁集会等が全行程で開催された。全建労の若い組合員から、「民間組合の方々が職場の存続と公務員の雇用のために運動を広げていることが非常にうれしかった。今起きている問題を理解するために学習が必要だとわかった」等々、とりくみを通して官民一体の運動の重要性の理解が広がった。

### 東日本大震災で 不眠不休で復旧・復興に

3月11日に起きた東日本大震災は、地震、津波、さらに東京電力福島原発の事故が加わり、戦後最大の未曾有の災害となった。国家公務員も自ら被災しているにも関わらず、国民の安心・安全を確保する国の責任・役割を果たすため昼夜を分かたず懸命に復旧・復興に奮闘している。

国立病院は、地震発生当日から災害急性期の医療活動を展開。4月末までに全国の102病院から1142人の医療班を継続的に派遣し、被災者のいのちと健康をまもるため奮闘している。

被災地のハローワークでは、雇用保険の受給手続きの待ち時間が4～6時間という状態が続く中で、一人でも多くの手続きをこなそうと頑張っている。宮城県では県内160カ所の避難所に出張相談を行っている。

運輸局では、多くの被災者が自動車を滅失（宮城県内で約14万台）したことから、直接現地に出向き自動車の手続きや海水に浸った自動車の技術相談にのる「移動自動車相談所」を開設して懸命に対応している。東北の空の玄関口となる仙台空港は、破壊的な被害を受けた。仮

設用の航空灯火をはじめ非常用管制塔や非常用レーダーを全国から集めるとともに、全国からの支援要員を含めた不眠不休で、震災から5日後に救援機の離発着を可能とした。自衛隊やアメリカ軍の働きぶりが報じられているが、航空局の下支えなくして早期開港はなかったなど、その他の国家公務員も被災地の復旧・復興にむけ奮闘している。

### 行政体制の拡充こそ 国民の安心・安全に

復旧・復興のためには、行政体制の充実が不可欠である。度重なる国家公務員の定員削減政策により、公務職場はギリギリの人員で職務を遂行している。そのような状況のもとで、「地域主権改革」による国の出先機関の廃止や人員削減は、地域も暮らしも破壊するものといえる。今、国民から求められていることは、生活や雇用、いのち、財産、権利などの安心と安全の確保である。そのためには、憲法にもとづき、国民の願いに応えるために、「国家公務員総人件費2割削減」の方針を直ちに中止し、公務員の増員をはじめ公務・公共サービスの拡充をはかることである。

国公労連は、憲法をくらしと行政にいかす「21世紀国公大運動」をとりくみ、国民との双方向性の対話を通して、国民とともに公務・公共サービスの拡充にとりくんでいく。

(せや てつや)



## レポート 公務公共サービスの後退は許さない 道路・河川の緊急復旧にむけ大車輪

国土交通省全建設労働組合中央執行副委員長 葛西浩徳

### 引き継ぐ教え！ 津波被害から 人命を守る“てんでんこ”

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分宮城県牡鹿半島沖を震源とする、M 9.0<sup>(注1)</sup> の巨大地震が発生し、その後連続的に東北から関東の太平洋の沖合で地震が発生した。

これにより、最大 9.3 メートル以上（福島県相馬市）からそれ以下も含めた津波が、青森県から千葉県の約 400km の沿岸を襲い、死者と行方不明者 2 万 4829 名という大災害を生み出した。

特に三陸地方～福島県の沿岸は、平地が海沿いに連なり背後は即高台や岩場である。当然、平地に住宅が密集しており、巨大な津波は防波堤や防潮堤を乗り越え、多くの住民が住んでいる住宅地を飲み込み、多数の老若男女の命をも飲み込んだ。そして、引き波で全ての建物を破壊し、多くの人間を海の彼方に連れ去った。行方不明者が多いことが、津波の巨大さと津波被害の悲惨さを物語っている。今回の巨大地震と巨大津波に対して、人類が出来ることの限界を示した。

それでも、明治と昭和の三陸津波の経験から生まれた、「てんでんこ」の諺の意味と教訓により命を守った人たちがいることは、今後の全国各地で起こる巨大地震とそれによる津波被害から人命を守る教訓として、引き継ぐべき教えである。

中央防災会議が 2007 年に発表している、海

溝型地震の今後 10 年、30 年、50 年の地震発生確率では、宮城県沖地震については「M 7.5 前後」「地震発生確率 10 年以内 70%、30 年以内 99%」「平均発生間隔 37.1 年」としていたが、中央防災会議も想定していない地震であった。

今回と同じ規模の地震についても中央防災会議は予測している。「三陸沖から房総沖の海溝寄り」の「津波地震」の規模は「Mt 8.2」、「地震発生確率 10 年以内 7%程度」と予測していた（Mt とは、津波の高さから求める地震の規模である）。

こうした経緯があり、政府関係者は「想定外」「巨大地震」と述べている。しかし、宮城県沖だけに限っては、規模は違うものの地震発生確率 10 年以内 70%と想定していたので、この想定による警鐘をマスコミも含め、政府も国民に啓蒙していれば、多くの国民の避難を早めた可能性があるとも言える。

ちなみに、中央防災会議は相模トラフ沿いの地震について、「その他の南関東の M 7 程度の地震」については、「M 6.7 ～ 7.2 程度」規模で「地震発生確率 10 年以内 30%程度、30 年以内 70%程度」としている。更に、「南海トラフの地震」である「南海地震」については、その地震の規模「M 8.4 前後」が「地震発生確率 10 年以内 10 ～ 20%、30 年以内 60%程度」である。また、「東南海地震」については、その地震の規模「M 8.1 前後」が「地震発生確率 10 年以内 20%、30 年以内 70%」となっている。

まさに、関東地方、東海地方、近畿地方、四

国地方は、今後 30 年以内に地震が発生する危険性が極めて高い。従って、関東地方から四国地方の沿岸部の住民の方は、最高度の警戒を行い、まず、避難先を確認し、訓練を行うことが重要である。

(注1) マグニチュードが「1」増えると 30 倍のエネルギー、「2」増えると 1000 倍のエネルギー規模となる。1896 年の「明治三陸地震」で M 8.2、1933 年の「昭和三陸地震」M 8.1、1948 年の福井地震は大地震 M 7.1 であった。

## 全国の事務所・出張所から被災地に支援！

《現場は復旧に不眠不休で奮闘！》

国土交通省は、直ちに本省に災害対策本部を立ち上げ、各地方の事務所は被害状況の把握のために巡視を開始した。全建労本部も非常体制という認識のもとで、災害対応へ全面的に協力することとした。国土交通省内では各部局毎に全国から職員を派遣し、災害対応にあたったのである。

一例を上げると、緊急災害対策派遣隊等として 4 月 11 日現在のべ 9749 人が東北の道路や河川の管理区間の被災地の応援に駆けつけ、現在でも交代で派遣されている。このように、国が管理している国道や河川施設に対する緊急調査及び応急復旧への支援のため、被災地域に北海道開発局、全国の地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院等から派遣されている。

国土交通省が所管している機械についても、災害対策ヘリコプター 3 機 (延べ 119 機)、災害対策機材 (排水ポンプ車 78 台、照明車 44 台、衛星通信車 7 台、対策本部車等 64 台) 計 193 台 (延べ 5780 台) を派遣し、引き続き支援を継続している。通信手段の途絶えた自治体に対

しては、衛星通信車等を関係 13 市町村等に派遣し、3 月 15 日から順次運用が開始され、現在も支援を継続している。

被害を受けた、東北の仙台河川国道事務所の気仙沼出張所は、出張所の母屋と鉄塔施設の骨組みを残して、すべて津波によって破壊された (写真 1)。



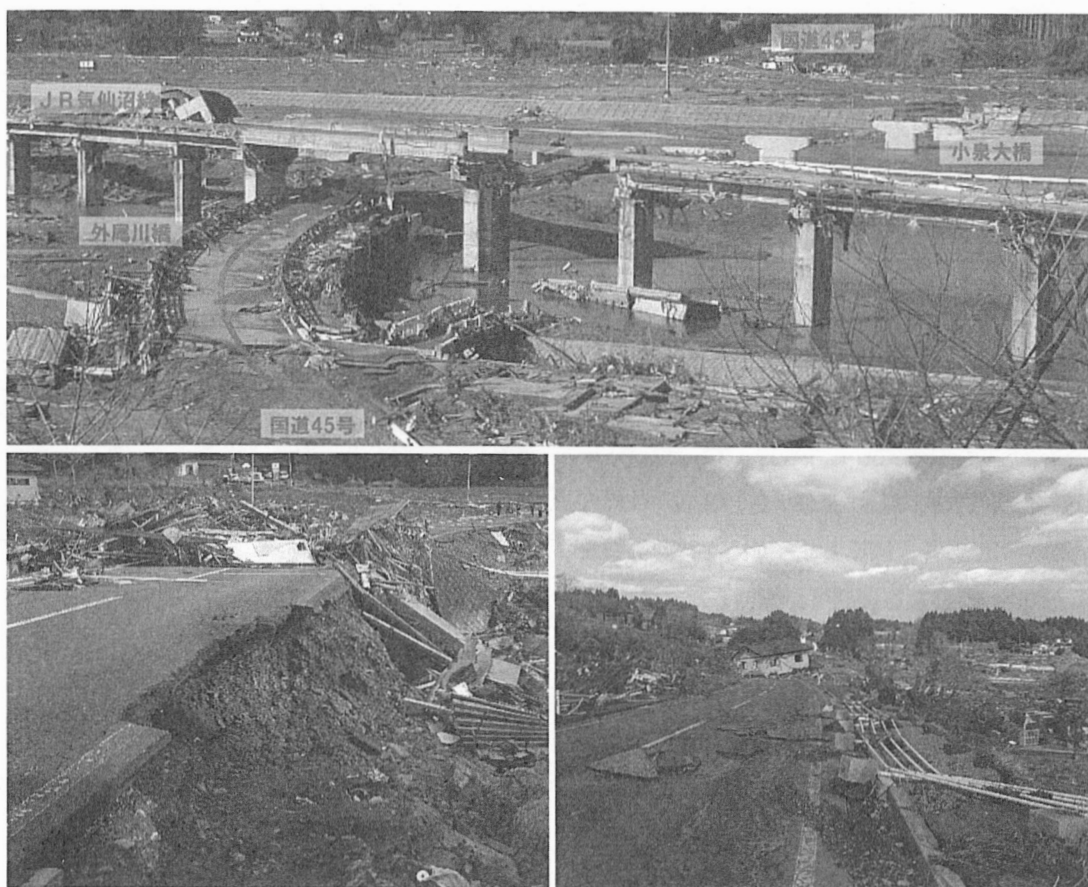
(写真 1) 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 気仙沼出張所の津波被害の状況

この状況でも出張所は機能を別の場所に移して、行政機能を維持して奮闘している。東北地方整備局管内では、巨大地震と津波による人命は、職員としては一人も命を落としてはいなかったが、親族では多くの犠牲者を出している。多くの親族が犠牲となり避難所生活となっている中で、東北地方整備局の職員は懸命に困難と悲しみをこらえ、道路の復旧や河川堤防の復旧に日夜を問わず従事し、今でも交代で従事している。

## 人命を守る建設業者の不眠不休の活躍

《不眠不休で復旧作業》

東北地方整備局で被害が大きかった北上川下流河川事務所では、大津波による管理区内の橋梁、堤防、管理施設が多数流出・浸水、地震による堤防陥没等により災害箇所が 861 カ所



(写真2) 大打撃を受けた国道45号(宮城県気仙沼市)

にも及んだ(写真2)。

職員は、JR・バスなどの公共交通機関が完全不通になったことと、ガソリンが無くなり事務所泊まり込みで復旧作業に対応したが、事務所は停電のため発電機の油がなくなり、断水と電話回線も不通となる中での対応を余儀なくされ、節約のため暖房もつけずに奮闘した。

東北・関東地本の仲間は、こうしたライフラインの復旧も不十分の中、強い使命感を持って不眠不休で復旧作業を行い、全国の各地方整備局等からもテックホースとして延べ9749名が派遣され、現地での被災状況調査や応急対策、情報通信の現地支援をおこなった。また、リエゾンとして宮城県や福島県等に108名が派遣され、災害対策機材については、累計277台

が現地に派遣されている。

### 《建設業者の大活躍》

建設業者のなかまも不眠不休で活動した。地震発生から3日後には東北地方の国道で緊急車両の通行を可能にしたのは、建設業者の活躍があったからに他ならない。

東北地方整備局では、建設業協会連合会との協定に基づき、延べ6233名、機械3113台が投入され復旧作業に当たった(3月30日現在)。関東地方整備局においても、緊急復旧工事の着工と、各県建設業協会が各事務所にブルーシートや「土のう袋」を支援した。

被災を受けた道路では、舗装版を撤去し、崩壊した土砂を再度ブルドーザ等で締め固めて、

碎石等を補充して頑丈な基盤を造り、その上に再度舗装を行い、道路を復旧した。河川堤防は、壊れた土砂を一部撤去して、再度ブルドーザ等で締め固め、雨水で堤防からの漏水がないように、ブルーシートや土のうで仮押さえ等を行った。

### 《職員の家族7名が犠牲に》

今回の地震では、職員等の家族や庁舎にも被災は及んだ。3月30日現在、職員は重傷者が1名、職員家族の犠牲者が7名、3名が依然安否が不明である。犠牲となった方々のご冥福をお祈りする。

### 《経験と知識に通じた地方整備局職員》

このように地方整備局の職員は、全国から災害現場に応援に行き、現地で建設業者と協議しながら、具体的方針を策定し、現場監督を行い災害復旧することを業務として役割を担っている。

被災した現場は、悲惨であるが悲しんでは居られない。それは、道路は被災地復旧の動脈であり、河川堤防は、被災地を河川の流水から守る壁である。流通の要である道路や河川は早急

に復旧しなければ、自衛隊や警察の人命救助の作業ができない。

マスコミでは、自衛隊や警察の人命救助の映像が流されることが多いが、その前に危険の中で現地に近づける道路や河川を緊急復旧しているのは、建設業者であり、それを監督しているのが地方整備局職員である（写真3）。

### 《全国どこからでも災害に結集》

地方整備局職員は、全国各地で様々な災害に対応した経験を持った職員がいる。人事異動も市町村の枠を超え、それぞれの地方で県をまたいで異動する。当然家族も転居する場合も多い、長時間通勤にもなる職員が多い。しかし、多くの地域での災害対応の経験は、今回の大震災でも有効に機能している。国民の命と生活を守るために、国土交通省地方整備局職員は、全国どこからでも災害に結集する、それが使命だからだ。

## 災害から人命を守る 土地利用に転換を！

東北地方の宮城県牡鹿半島は、今回の地震で太平洋側に「5メートル」も引き込まれ、「1.2



（写真3）各地で寸断された国道6号（宮城県山元町）

## 国道340号



(写真4) 業者とともに応急復旧によって1日で修復された国道340号線(岩手県・陸前高田市)

メートル沈下」したことが明らかになっている。東北から関東地域沿岸の地点でも同様の状況である。その地盤の移動や巨大な揺れは、地面を沈下させ高速道路や一般道路を亀裂や崩壊をさせ構造物との段差を造り、広範な道路機能を奪ってしまった。

当然、広範な地域で電線網を破壊し大規模停電を引き起こした。鉄道の盛土の崩壊、線路の

蛇行・沈下、送電線の破壊によって鉄道網も分断され停止した。新幹線でも大きな横揺れによって、送電線の電柱が倒壊し、全停止してしまった。河川ではもともと河口付近の沖積平野では、液状化現象が発生し、堤防もろとも崩壊し堤防機能がなくなった。大津波により港湾機能も崩壊し、停止した。こうして私たちの先輩各位が営々と努力して作り上げた社会資本は、巨大地震と津波によって、福島第一原子力発電所も含め崩壊させられてしまった。

これらの状況からは、地球の地殻変化に対抗した社会資本は、作れないと言うことであり、いくら立派な防波堤や高速道路を造っても、人命は守れないと言うことである。従って、我々ができうることは、人命を守るためには、地球の地殻変動を前提にその脅威を幾世代にも伝える教育と防災計画を持ち避難を迅速にする、都市機能の分散化と避難を前提とした都市計画、幾重にも破壊されることを前提とした防災施設とともに、人命を守るシェルター機能の都市防災計画の立案である。誰でもどこでも安全に住めるなどという現在の土地政策は、間違いであったことが明白となった。比較的地殻変動が少ない時代の考えで方であった。今回の東日本大震災の結果から言えることは、災害から人命を守る土地利用計画に転換しなければならないことである。

(かさい ひろのり)

市民防災研究家

玉木 貴

災害時トラブル対処の決定版!

災害発生から生活再建まで

## 被災生活ハンドブック



第1章 事前決めよう! 災害時の基本方針



第2章 いざ災害、被害軽減のポイント



第3章 救出作業とケガの応急手当



第4章 避難と被災生活のスタート



第5章 被災生活を乗り切る知恵



第6章 被害の後片づけと応急復旧



第7章 生活再建に向けて

定価:1000円(税込)

新書判・112ページ

ISBN978-4-7807-0342-9

発好評中!

災害時トラブル対処の決定版!

災害発生から生活再建まで

被災生活ハンドブック

市民防災研究家 玉木 貴

前編 入力で 伝える

後編 再建に向けて

被災生活

本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

mail@honnoizumi.co.jp

www.honnoizumi.co.jp/

03(5800)8494

03(5800)5353



## レポート 公務公共サービスの後退は許さない 住民のいのちとくらしを守る自治体づくり

自治労連憲法政策局長 木村雅英

本稿では、自治労連が「構造改革」を打ち破り、住民のいのちを育む地域、住民のくらしを守る地方自治体をつくるたたかいとして位置づけ、推進を図っている「対話と提言」の運動、及び予算人員闘争を紹介する。

### 東日本大震災で明らかになった 「構造改革」の問題

#### 《過疎化、高齢化の進行と地域の疲弊》

まず「構造改革」が地域と地方自治体に何をもたらしたのかを、東日本大震災の被災地に照らして考えたい。

大地震と津波は、社会的に最も弱いところに被害を集中させた。被災地の経済は、農業、林業、漁業・水産加工業及び公共事業、公務・公共サービスがささえてきたが、大企業の「国際競争力」を優先させる政治の裏側で、地域経済が疲弊し、過疎と高齢化に苦しめられた。

たとえば岩手県三陸沿岸南部の人口減少率は、わずか15年の間に、釜石市20.0%から陸前高田市10.8%まで、軒並み、岩手県平均6.3%を大きく上回っている。65歳以上人口比率も、陸前高田市30.5%から、大船渡市27.0%まで、軒並み県平均24.5%を上回っている。迅速な避難、被災直後の救出、救援、長期の避難生活、生活再建と復旧・復興の各場面で、この高齢化と過疎化が特別な困難をもたらしていることは否定できない。

#### 《いのちを守る地方自治体の機能低下》

住民生活が苦難に直面しているとき、住民のくらしと地域を支えるのが地方自治体の責務である。ところが、その機能が著しく低下している。市町村合併、地方財政の圧縮、公務・公共サービスの縮小と民営化・民間委託、職員の削減の結果である。

石巻市は2005年に7市町村を合併し、面積は500平方キロメートルに広がった。合併された牡鹿半島の地区では、高台の工場に避難した80人が、食料も底をつき、暖房も切れたまま、1週間も発見されなかった。安否確認さえできない地域が続出した。

自治体職員の削減では、集中改革プランの結果、岩手県釜石市は145人(25.57%)、大槌町は34人(19.88%)を、わずか5年間で減らした。減員のほとんどは、住民福祉、窓口の最前線で住民の暮らしを守る仕事に従事する職員である。しかも多くの職員が地震、津波で死亡・行方不明になったため、通常業務はもちろん、急がれる罹災状況の調査、罹災証明書の発行、義援金の配布等も遅延を余儀なくされている。

岩手県立病院では、高田病院の産婦人科を休止、県立釜石病院と市立釜石市民病院を統合し250病床削減、5地域診療センターを病床休止、大槌病院41病床を削減した。

自然災害から住民のいのち、健康を守り、誰もが健康で文化的な生活を実現するために、憲法をいかし、公務公共サービスを拡充させるこ

とが不可欠である。

## くらしを守る自治体をつくる 予算人員闘争

### 《情勢の変化をつくりだした世論と運動》

自治労連は、政府・財界が推進した「構造改革」に反対し、住民本位、くらし第一の地方自治体をつくるためにたたかってきた。いま世論と運動が情勢を変化させている。

市町村合併について、合併特例法は存続しているが、国や都道府県が合併を押しつける条項を削除した（2010 年 3 月）。「三位一体の改革」で減らした地方交付税をわずかが回復させている。地方自治体が政府の目標管理のもとで職員削減と民間委託を推進した「集中改革プラン」は 2011 年 3 月で終了。児童福祉司、婦人相談所職員、保健師、精神保健センター職員、図書館職員らを正規職員として雇用するための「住民生活に光をそそぐ事業」（300 億円）が交付税措置された。公共施設を民間企業に丸投げする指定管理者制度について、適切な運用を求める通知を出した（2010 年 12 月）。

しかし民主党政権は、「構造改革」を転換していない。財界・大企業やアメリカにすり寄り、公務・公共サービスの市場化、「小さな政府」を推進している。地域主権改革一括法を成立させ、民間企業主導の公共事業をすすめる PFI 法を改悪し、「復興」を口実に、社会保障の市場化、道州制の導入、消費税の大幅引き上げを推進している。

### 《中心的課題として予算人員闘争を推進》

自治労連は、2010 年度運動方針で、単組が、組合員を主人公に、職場要求や提案をもとに取り組む中心的な課題として、予算人員闘争を本

格的に取り組むことを提起した。11 春闘では、109 単組が要求書を提出し、65 単組が交渉をおこなった。

予算人員闘争の意義は、第一に、職場から自治体のあり方、仕事のあり方を問い直し、住民のいのち、くらし、地域を支える公務、公共サービスを拡充させ、裏付けとなる予算と職員を確保させるたたかいである。第二に、自治体労働者が「住民全体の奉仕者」として働きがいを持ち、人間らしく健康に働きつづける、要求実現のたたかいである。第三に、労働者が団結権、交渉権・協定締結権を活用し、職場を基礎にたたく労働組合をつくるたたかいである。

### 《第一線を担う職員を採用させた具体事例》

具体事例を紹介したい。政府・総務省は地方自治体に、現業職員（清掃職員、用務員、給食調理員等）を新規採用しないことを迫っている。しかし、この不当な攻撃を突破する経験が各地でうまれている。

熊谷市職員労働組合（埼玉県）もその一つ。2011 年も現業職員を 5 人、新規に採用させた。その背景には、市民と市当局の現業職員への信頼がある。労働組合の提案で、市は 2002 年から、春と秋の 2 回、リサイクルフェアを開催。来場者数 2000 人、売上金 100 万円を超え、売上金は市の一般会計に戻入している。リサイクルでゴミを減量し、焼却費を節減している。職員でできる仕事を現場から提案し、今では、清掃職員が除草や植木の手入れ、消毒作業、池の掃除などもおこなっている。

生活保護や児童虐待防止などでも、たたかいはすすんでいる。大阪府関係職員労働組合もその一つ。大型開発やカジノイベントを推進する知事のもとでも、児童相談所職員を 20 名、女性相談センター職員を 1 名増員し、一時保護所

増設に向けた事前調査費を計上させた。労働組合は、一時保護所は1か所しかないことをピラで府民に知らせ、児童虐待問題のシンポジウムを開き、残業実態調査をおこない、ねばり強く交渉し成果に結びつけた。

これらの取組みの教訓は、自分たちの仕事と職場を語り、公務の役割を明らかにし、自ら仕事を改善し（積極的に役割を拡充させ）、自治体当局に理解させ、住民のなかに理解と共感をひろげていること。アンケートや職場懇談会、実態調査など、要求にまとめる段階で、組合員参加を貫いていることである。

## 職場で仕事を語り、住民との対話を広げる運動

### 《「対話と提言」の運動と職場政策づくり》

予算人員闘争と双壁をなすのが、2009年度運動方針で提起した「対話と提言」の運動である。「構造改革」による矛盾と問題が自治体に集中し、大変なときだからこそ、職場の中で仕事を語り、住民との対話を広げ、地域住民と共感しあい、共同を広げる運動として提起した。この取り組みは、「構造改革」に代わる、憲法をくらしと地方自治にいかす新しい地方自治をつくる取り組みに直結する。

自治労連はこの間、生活保護の職場、地方税の徴収職場、児童虐待等をなくす課題、国民健康保険の職場について、職場実態をふまえた仕事と職場の改善提案をすすめている。

その一つ、地方税等徴収の仕事と職場を改善する取り組みを紹介する。地方税等をめぐって、2004年以降、配偶者特別控除廃止、公的年金等控除縮小、高齢者控除廃止、定率減税全廃、住民税税率10%フラット化などによって、高齢者や低額所得者への課税が強化され、少額

の滞納者が増えている。その一方で徴収が強化され、差押えなどの滞納処分をめぐって、住民と職場との間で「対立」関係が深刻化している。そのため研究者・専門家、関係団体の協力をえて情勢を分析し、解決の方向として「納税者権利憲章」における徴収段階での納税者の生存権保障規定の充実、徴収猶予規定の明確化、自治体の総合性をいかした生活再建の方策などを提起している。

### 《仕事を見直し、改善する具体事例》

京都市職労は「カウンターを越えて市民の中へ」を合言葉に運動を進めている。国民健康保険問題では、1月の春闘討論集会で「実態調査の結果、医療保険に入っていない住民、国保に加入していても窓口負担が払えないため受診できない住民が増えている」「派遣切り、雇い止めで、若者の貧困は拡大している。孤立化のなか『どこの誰に相談すればいいのかわからなかった』というのが彼らに共通する話」などと討論し、「カウンターの内外を問わず、市民の相談にこたえられるネットワークづくりを進めていくことがこれからの課題」と提起している。

神戸市は去年の「消えた高齢者」で100人を超えた。こうしたなか、市が検針業務の民間委託を拡大する方針のもとで、神戸市水道サービス公社労組は、「水道検針員は2ヵ月に一度全世帯を訪問しているので、検針にあわせて使用量が激減した家庭や、あらかじめ登録された高齢者宅の変化を地域包括センターに連絡すれば、『高齢者安心見守りネットワーク』の構築は可能」と、当局に申し入れ、市民ピラを配布し、実現を図っている。市民から561通のアンケートが寄せられ、マスコミにも取り上げられ、反響が広がっている。

### 《地域調査をもとに提言と対話》

自治労連が、地域調査をもとに対話と共同を広げ、地域循環型経済と地域づくりをめざす取り組みを提起したのは、08 国民春闘方針である。農業・林業、地場産業、中心商店街が破壊され疲弊した中山間地域や地方都市の地域経済を立て直し、地域の特性を生かした地域づくりをすすめるため、第一次では全国4自治体をリーディングケースに、アンケートやヒアリングによる調査と分析をおこなった。この取り組みは、第二次で全国10カ所以上に広がっている。

保育・子育ての課題でも、全国数カ所で、実

態調査をふまえた政策づくりを取り組み、現在は、東京都江東区で、地域の特徴である高層住宅に住む高齢者の孤立問題をテーマに地域調査、政策づくりの取り組みをすすめている。

また11春闘では、名古屋市職労が中小企業のアンケート調査や市民アンケートをまとめたリーフで対話運動に取り組み、大阪自治労連や京都市職労が住民アンケートをもとにリーフ、ピラをつくって対話を広げるなど、調査をもとにした地域経済や自治体のあり方を問う取り組みを進めている。

(きむら まさひで)

## レポート 公務公共サービスの後退は許さない 東日本大震災と自治体労働者のがんばり

自治労連副委員長 山口祐二

3月11日に発生した東日本大震災と直後の大津波は、東北三陸沿岸に甚大な被害をもたらした。そして発生後3ヵ月が経過してもなお、10万人近い人が避難生活を送り、仮設住宅の建設さえ大きく立ち遅れている。こうした中、住民のいのち、くらしを支える自治体労働者の奮闘や、自治体の役割が注目されている。

### 《岩手県立病院では》

長期化する避難生活は、高齢者や障害者らにとって厳しく、せっかく津波から逃れながら、健康を害し、亡くなる住民が相次いでいる。そのなかで、岩手県立病院の現場から次のようなレポートが寄せられた。

「大津波はゴォーというすさまじい音で、鉄筋4階建ての病院を呑み込みました。医療機器もすべて流失しました。このような困難なもと

でも『医療を必要としている方のところへ出て診療しよう』『地域に責任をもつ公立病院だからこそ、その役割を発揮しよう』と、各避難所を訪問するローラー作戦をおこなっています」。

県立病院を統廃合し、病床を減らし、医師を減らし、公的医療の機能を縮小させた国と県の責任が問われるとともに、根本的な見直しと地域医療の拡充が求められる。

### 《保育所の現場では》

大地震と大津波で全壊・流失した認可保育所は、岩手、宮城、福島県などで25カ所をこえている。その保育所から次のようなレポートが寄せられている。

「大地震から大津波の到来まで30分。河口近くにある保育所では、保育士がゼロ歳児をおん

ぶし、1・2歳児を避難車に乗せ、幼児は走らせ、励まして山をはい上がり、避難しました。山腹のお寺に泊めてもらって、翌日、学校に設置された避難所で、お迎えにきた保護者に子どもを引き渡すことができました。地震直後、保護者がお迎えに駆け付け、残った子どもの数が少なかったため避難できました。もし全員残っていたら、助けられなかったかもしれません。それだけに、引き渡した子どもが防災頭巾をかぶったまま、保護者とともに津波に吞まれた車のなかから遺体で発見されたことに胸がはりさける思いです。震災1週間後には公民館などを使って『青空保育』を開設し、1ヵ月後には、高台にあって難を逃れた保育所の協力を得て、合同の仮設保育所をはじめました」。

ゼロ歳児3対1、1歳児6対1などの職員配置基準の改善、公的保育制度に基づいて直ちに損壊した保育所の整備が求められる。

### 《対策本部で寝泊まりし》

陸前高田市の広報担当のOさんは、地震直後、上司から「これは大変なことになる。記録をとるように」と指示され、カメラを手に高台に駆け上がった。津波が4階建て市庁舎の3階まで呑み込むなかで一命を取り留めることができた。

市庁舎が全壊・流失したため、高台に対策本部が設けられ、2年前に建てたばかりの自宅を流されたOさんは、対策本部に寝泊まりし、生活情報を載せたA4判両面印刷の「広報りくぜんたかた臨時号」を、取材と編集を一人で行いながら連日発行し、自衛隊等によって避難所へ配布されている。

「広報の仕事のおかげで生かされた。広報でお返ししたい」と語るOさんの姿は、地元の新聞でも取り上げられた。

### 《家族や住居を失っても》

自治体に働く職員もこの大地震・津波の被災者でもある。役所が津波で全壊した陸前高田市や大槌町では、最後まで住民に避難を呼びかけ、対策を検討する中で、多くの職員が津波に押し流され、命を落としたり行方不明になっている。また、家族や住居、財産を失ったり、家族と離れ離れとなった職員は数知れない。

こうしたもとでも、被災した住民の命と暮らしを支えるために、避難所に泊まり込みながら、避難所の運営に責任を持ち、道路や港をいち早く復旧するために全力をあげ、避難者の生活再建のための罹災証明の発行や支援金の支給業務に従事している。現在もなおその苦闘が続いている。

## 自治体労働者ならではの 自治労連の支援活動

自治労連は、大震災が発生した3月11日に、災害対策本部を設置するとともに、被災した住民の救援や、そのために現地で力を尽くす自治体労働者への支援を行うことを決定し、同時に、政府・自治体に対し、現地への行政派遣の拡大や、ボランティア休暇の拡充の申し入れなどを、本部・地方組織ですすめた。

こうした中、全国で被災地への義捐金や支援物資の集中が大きく広がるとともに、総務省・市長会による「継続的な行政派遣」が実施され、義捐金の街頭での訴えは、全国の自治労連組織で現在も継続されている。

また、3月15日には盛岡市内に現地対策本部を設置するとともに、4月19日に陸前高田市に現地支援センターを設置し、22日以来連日、全国から50人を超える自治体労働者らによるボランティア活動が継続されている。



### 《社会福祉協議会の機能の支援》

その特徴的な活動内容の第一は、社会福祉協議会が担っている陸前高田市災害ボランティアセンターへの支援である。陸前高田市社会福祉協議会も、役員が死亡・行方不明となり、県社会福祉協議会や他県から交代の支援を受けて機能を維持するなか、自治労連は、ボランティアセンターの資材管理の責任者を配置し、ボランティアに必要な資材を管理・貸し出す仕事や、センター出入口や駐車場の交通整理にあたるなど、運営改善への協力をおこなっている。

### 《行政区長と連携して》

第二は、ボランティアセンターとの調整を踏まえ、市内8町のうち、気仙町、矢作町の2町の支援活動の責任団体となるとともに、行政区長らと連携を図りながら活動を進めている。

とりわけ長部地区（気仙町）では水産加工の冷凍倉庫が損壊し、1300トンもの大量のサンマ・サケ・イクラなどの冷凍魚介類が湾内の地域全体を覆い尽くし、住家の床下、軒先、植込、田畑に堆積し、腐敗して異臭を放っていた。「直ちに回収を」と強く要求する地域住民、工場再建を優先し、回収まで手が回らないとする会社、職員態勢が確保できないうえ、担当部局を決めるのが遅れた市の三者の間で、対立が深刻になっていたが、自治労連がボランティアとして回収に乗り出すことによって、被災住民が生活再建へ踏み出すうえでの問題の一つが解決に向かい、円満な関係がつけられるようになった。

また、地区の役員から依頼された、がれき撤去作業で出てきた「その人にとってかけがえない大切なもの」の洗浄と保存。東になった通帳、カード、パスポートなどの貴重品から、アルバムや卒業証書、今年4月に小学校に入学し



道路脇や田畑のがれき撤去に取り組む自治労連のボランティア

た子どもの名前が明記されたランドセルなど。

バラバラになってしまった写真は一つひとつ丁寧に汚れを落とし、乾かし、クリアファイルに入れ、展示するとともに、1日も早く、持ち主に引き取られることを願って、リストをチラシにし、避難所などに届けた。この活動に参加した仲間からは、「チラシを見て通帳を取りに来てくれた男性がいました。とても安心しました。また今日は見に来てくれた方々が多く、お話もたくさんできました。お子さんの写真を探している方が多く、本当に大事なものだと思えます」という感想が寄せられた。

矢作地区では、第2区の区長を中心に、津波が押し寄せた田んぼに“ひまわりとトウモロコシ”の種を蒔くプロジェクトが始まった。ボランティアにきていた九州大学の学生の提案で、

来年にも稲作が出来るように、塩分に強く、塩分吸収力強いトウモロコシとひまわりを蒔く案が出され、さっそく「塩害対策の会・タネっこをまくべえの会」がたちあげられ、自治労連も相談に加わり、トウモロコシとひまわりの種子を手配して現地に届け、6月初旬に種まきが行われた。この「会」の会長さんは、「後ろを見ていても仕方がない。楽しいことをやるんだ」と、被災した農地の所有者に「塩害対策の会・タネっこをまくべえの会」への参加者を広げている。保育所・幼稚園・小学校の子どもたちや避難所の人たち、全国にも呼びかけ、マスコミの協力も得て、被災者を励ます大イベントとしてやろうという計画である。

### 《「広報」をすべての市民に》

第三は、「広報りくぜんたかた臨時号」を全世帯に届ける支援である。震災1週間後に開かれた避難所責任者・区長会議で、停電・電話不通・ガソリン欠乏のもとでの情報不足が問題として出されるなか、対策本部・避難所・住民を結ぶ情報のパイプとして、A4判両面印刷の臨時号が連日発行され、自衛隊などによって各避難所に配られていた。

しかし避難所以外で生活している住民には、十分に届けられていなかったため、自治労連が市と相談し、まず105人の行政区長の所在確認と要望調査をおこなったうえで、市の情報と付き合わせて新年度の区長名簿を整備し、5月17日より仮設庁舎内に設置された市職労の組合事務所で増刷し、配布を始めた。

仮設庁舎内に設置された市職労の組合事務所で、早朝6時から印刷作業をおこない、市内9地区を5コースに分けて配布しているが、地区全体が津波で流されている所もあり、地図が頼

りにならないなかを、区長宅を訪ね、必要配布部数を聞き、市への要望や困っていることなどを聞き、持ち帰っている。

### 《住民に寄り添いながら》

以上のように、自治労連のボランティアは、住民に寄り添いながら、がれき撤去や泥のかきだし、床の清掃、アルバム等の洗浄などを行うとともに、地域全体の問題を一緒に考え、解決方向を見出し、地域コミュニティを支え、住民と行政（市）とのパイプ役を買って出て、くらしと地域の再建に貢献しているところに特徴がある。

5月27日から29日に取り組まれた、自治労連青年部の青年支援集中行動には、全国の青年労働者50人が参加し、田畑に入ったり道路脇に散乱するがれきの撤去作業などのボランティア活動に参加した。参加した青年からは、「被災地を回った時、胸がつまる思いがした。」「ぜひ、またボランティアにきたい」。このボランティア活動に参加した自治体労働者が、この行動を通じて住民とつながる経験、地域コミュニティを支える経験、まちづくりの基本を考える経験を積んでいる。（やまぐち ゆうじ）

### トランク 旅鞆いっぱいのパリ・ミラノ 文房具・雑貨のトラベラーズノート 堤 信子 著

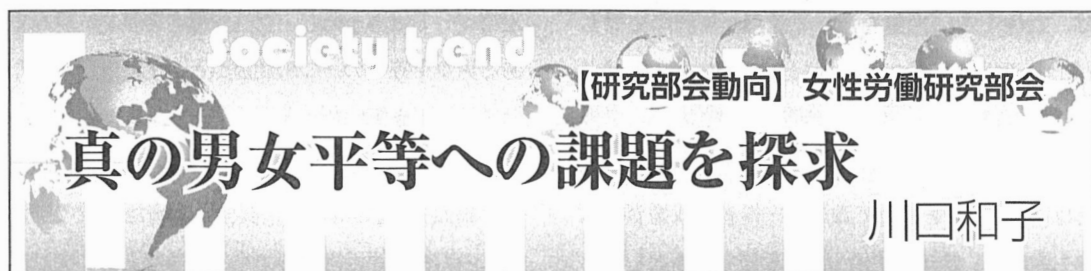
“文房具アナ”としても知られる著者が、足繁く通ったパリとミラノ、その2大都市を巡る初めての文房具の旅日記。フランスやイタリアにはこだわりをもった専門店が多く、生活文化や歴史を感じる品々を惜しみなく600点以上も掲載！

ISBN978-4-7807-0783-0

定価：1500円（税込）



本の泉社  
www.honnoizumi.co.jp/  
03(5800)8494  
03(5800)5353



## はじめに

女性労働研究部会は、労働総研の発足とともに設置された研究部会の一つとしてスタートした。当初は、伊藤セツ氏（当時昭和女子大学教授）はじめ、「女性労働問題研究会」（嶋津千利世氏主宰）のメンバーを中心に全労連女性部長も加わって構成、全労連傘下の女性労働者の労働実態・意識の調査等を行い、冊子にまとめるなど精力的に活動をすすめてきた。

しかし、1990年代末、中心メンバーの多忙、病気等によりメンバーの大幅な交代を余儀なくされ、再編された。

再編後の部会は、全労連はじめ傘下单産、および銀行、総合商社など、実際の労組運動・女性部活動の経験者（現、元）を主力に、元婦人少年行政担当者、弁護士、在野の研究者を加えた構成で、当初の研究者中心の部会とは異なった。それは具体的研究テーマの設定、運営にも反映し、女性労働者の要求と運動を基軸として、関係する文献や財界・政府の提言、資料、および部員各自の要望や経験も出し合って討議を重ねてきた。その後も一部メンバーの交代・増減があったが、現在は女性6名男性1名で、ほぼ毎月研究会を行っている。

筆者は再編後からの参加なので、以下2000年以降の動向について主な論点を中心に概要を述べる。なお、その一部は「ディスカッション・ペーパー」（2008年）に収録している。

## 1. 女性労働者の、戦前～戦後

### 「均等法」制定までの歩み

日本における女性労働者の要求と運動の発展・変化とその基盤を、女性史・労働運動史はじめ、文献、資料などを收拾して検証した。

①戦前については、半封建的・軍事的日本資本主義下の過酷な女性労働、そこから生まれた日本特有とされる「生理休暇要求」や「労組の女性部組織」などに着目した。

戦後については、以下の大まかな時期区分を行い、②戦後初期では、新憲法、労働基準法など法制度の民主的改定について、アメリカ占領軍の初期対日政策とともに、戦前・戦後を通じて最高の組織率に達した。産別会議など労組運動の高揚に注目した。労組女性部のこの時期の運動が、戦前の苦難な運動の継承と結実による、新たな出発であったことを確認した。

③高度経済成長期、機械化・自動化による「合理化」労働強化に対抗し、労組女性部の運動は出産休暇、つわり・通院休暇、育児時間など「母性保護の権利拡大」と、民間企業では女性だけの「結婚・出産退職、若年定年等の慣習や協約の撤廃」を求める裁判闘争を開始、さらに「保育所作り」の運動が各地で広がるなど、女性の労働権確立への要求と運動が大きく広がった。

こうした運動の前進は、経済成長の物的基礎となった技術革新により、従来の重筋労働を軽減、また洗濯機、掃除機などの商品化により家庭内労働も軽減したこと、さらに政府の「積極的労働力政策」

は、女性を安い労働力として活用、家庭の主婦もパートで労働市場へ引き出したことなどを基盤とするものであった。これらの客観的变化と女性労働者の主体的運動が相まって、70年代には女性労働者は1000万人を超えて激増、未婚者と既婚者の比率も逆転し、若年・未婚・短期勤続を主体としてきた従来の女性労働の変容、主体的力量の成長を、統計上からも確認した。

④70年代初頭の石油危機・ドル危機等による世界不況後の経済低成長期にはさらに、保育所要求は「学童保育」へ、また「育児休暇、介護休暇の制度化」へ、「仕事と家庭生活を両立して働き続けられる条件づくり」へ前進した。とくに、かつてはスローガンにすぎなかった「賃金・昇進等の男女差別是正」の要求が広がり強まったことも特徴で、民間大企業での裁判闘争の経過にも注目した。それには国連の「女性差別撤廃条約」につづく「国際女性年・世界行動計画」(75年)、ILOの「家庭的責任を有する男女労働者の均等待遇条約」(81年)等の採択なども追い風となった。

こうした国際的動向は政府も軽視できず、85年、国連条約の批准とともに国内法の改正として「男女雇用機会均等法」が制定された。

しかし、均等法が財界の激しい抵抗で深夜・時間外労働など労基法的女子保護規定の縮小(後に撤廃)と抱き合わせになったことから、「労基法改悪反対、実効ある平等法制定」を掲げた運動が、7年間にわたって展開された。それは当時の労組運動の右傾化に反対し「闘うナショナルセンター」結成をめざす統一労組懇運動とも結合し、全労連女性部結成の土台となったことは周知のとおりである。

⑤以上、女性労働者の要求・運動の発展の歩みは、日本資本主義の特殊性をふくみながらも社会発展に伴う合法的発展であったこと、また均等法の内容は、制定時は差別規制も努力義務規定に止まるな

ど不十分ではあったが、女性労働者の基本的課題である男女平等への一つの到達点として、運動に新たなステージを開いたことを確認した。

⑥なお、これらの軌跡と並行して、「働き続けるべき論」、育児休暇(業)要求と保育所要求の関連、家庭内労働の評価等々をめぐる論争なども、文献を集めて討議した。70年代は女性労働者の激増の一方で、サラリーマン世帯の専業主婦層も増加したことを背景にするものであった。

さらにこれを「近代家族」の形成とする家族社会学や、「近代家父長制」を性差別の主要因とするフェミニズムの主張、さらに木下武男氏の「労働運動フェミニズム論」なども取り上げたが、詳細な検討には至らず、課題として残した。

## 2. 均等法下、新自由主義戦略のもとでの

### 女性労働

80年代のME化、とくにその後のIT化など技術革新のさらなる進展は、国内の産業構造の変化とともに経済の国際化をもたらし、これに対応し財界・政府は、国際競争力強化をめざす新戦略を、「構造改革」など新自由主義路線とも相まって推進してきた。日経連の『新時代の「日本的経営」』(95年)はその一つの画期となった。

経済成長期に確立した「日本的経営」戦略を転換し、賃金、昇進等の年功制を、個々人の業績・成果の査定による個別管理へ移行し、正社員を主力としてきた長期雇用を短期・有期の非正規雇用を増やして正社員と置き換える雇用の流動化などによって、総額人件費を削減し、労働生産性も高める戦略であった。

部会では、こうした戦略が均等法制定も意識して「男女機会均等」をタテマエとしていることを重視し、「ジェンダー平等へ、その現状と課題」を新たなテーマに設定し、以下の3点を中心に討議した。

### (1) コース別管理、能力・業績・成果主義管理について

部会では、民間大企業ではすでに低成長期以降導入された「総合職」と「一般職」とのコース別管理、それに続く成果主義管理について、総合職第1号となったメンバーの総合商社での実体験、招請した日本IBM労組幹部による報告なども含めて、その経過と職場実態を検証し討議した。これら施策は、女性の職域を拡大し、個々人の能力や成果によっては女性にも男性と「均等」に昇給・昇進の道を開くものではあったが、同時に労基法改悪による深夜・時間外労働も前提に、競争原理による男性なみの労働強化をもたらし、女性労働者にはいっそう過酷であること、そのため生理休暇はじめ権利の自主的放棄や、とくに家庭責任の負荷が今も重い既婚女性は昇進への道を諦めるなどの①「勝ち組」「負け組」の「女中間格差」も作り出し、②従って「平等」の名による女性労働力の戦力化と、同時に性差別の巧妙な再編であり、③「女子であることを理由とする」直接的差別を規制する均等法を、人事管理によってすり抜ける「間接的差別」であること等を討議した。

### (2) 非正規雇用の拡大、多様化について

すでに高度成長期から創出したパートに加え、新戦略は、派遣や契約社員、アルバイト等々、不安定雇用、低賃金、低権利の非正規雇用の増加と多様化を推進し、とくに今日、女性労働者では全体の過半数をこれらの非正規雇用が占めるに到っている。

部会では、女性パートが大多数を占める生協労連のパート部会責任者の参加も得て、①正社員との賃金や処遇の大きな格差にパートの不満が高く、とくに最近ではさらにアルバイトも導入され、労組の正規と非正規の連帯にも困難が生まれており、人事制度の改正に向けて労使で検討中であること等、現状、諸特徴の報告を受けて討議した。

そして②女性のM字型雇用と低賃金を維持し、性差別構造再編の新たな戦略であり、③成果主義管理と共に労働者間、女性労働者間にも格差と分断をつくり出し、団結破壊と「労使一体化」が促進されていること等にも注目した。

④その後も非正規雇用の問題は、俎上にのぼっている労働者派遣法の改定をめぐって、また有期雇用自体のあり方や法制度など、EU等ヨーロッパ諸国に比べても劣る「ルールなき日本資本主義」の現状なども併せて再度討議した。⑤なお、主婦中心のパート、若年が多い派遣、とくに在宅就業の現代版として増加傾向にある「テレワーク」など、多様な形態それぞれについて、女性労働の視点、低賃金構造の視点からも、さらに検証を深めることを引き続き今後の課題としている。

### (3) 新戦略に伴うイデオロギー問題、

#### 「ワーク・ライフ・バランス論」について

新戦略はまた、「男女機会均等」や「自己責任論」「自助努力論」など巧妙なイデオロギー攻撃を伴っていることに着目し、とくに「ワーク・ライフ・バランス論」は労組女性部が要求してきた「仕事と家庭生活の両立保障」にも通じることから、活発な部会討議となった。

①政府がその集大成として2007年に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」を検証し、「就労による経済的自立」「健康で豊かな生活」「多様な生き方、働き方の選択」が可能な社会をめざすとし、10年間の数値目標もかかげているが、財界・政府のこの提言の根柢にあるのは何か。90年代から表面化した出生率の低下＝「少子化」による、将来労働力不足への危機感であることを、経団連「経営労働委員会報告」等はあからさまに示していることにも注目した。美辞麗句に隠されたその狙いは、「多様・柔軟な働き

方」即ち多様な非正規雇用と在宅就労の推進であり、「憲章」はとりわけそれを女性や高齢者に求め、とくにテレワークを「未来型労働」として期待している。その一方、何が「産みたくても産めない」少子化をつくり出したのか、その要因の分析は薄弱であることなどを討議した。

②また、こうしたイデオロギーの代表的識者として八代尚宏氏の主張、およびこれへの反論（赤堀正成・岩佐卓也編著『新自由主義批判の再構築』など）もとりあげて討議した。③さらにイデオロギー問題ではないが、関連する課題として、政府の公的福祉、社会保障制度後退の一方で、少子化対策「次世代育成支援対策推進法」（2003年）とその諸施策についても検討した。④これらを通じて少子化は、共働きの増加等に対応すべき必要な諸施策を放置し続けてきた、財界・政府の利潤第一主義戦略がつくり出した矛盾として認識し、イデオロギー攻撃に惑わされない学習の必要と併せて、この矛盾を突いて、仕事も家庭責任も男女の共同参画を真に可能にするために、労働時間短縮をはじめ不可欠な諸要求を明確にし、具体化し、追求する運動の必要を確認し合意した。

### 3. ディーセント・ワークとジェンダー平等

部会では、国際化は同時に平等要求と運動にも新たな局面を開いたことに注目し、以下の検討と討議に進んだ。

#### （1）男女平等要求・運動と、国際機関の動向について

国連は、「女性差別撤廃条約」に基づく監視機関として女性差別撤廃委員会（CEDAW）を設置し、締約国政府に条約実施状況の定期的報告を義務づけ、審議し、その結果を各国へ報告または勧告する仕組みが作られた。同時にその一方で、各国のNG

Oや個人、団体が自国の状況、問題についてCEDAWへ報告、申告を行うことも可能にした。

ILOはもともと、こうした条約の「定期審査」と使用者団体、労働者団体双方からの「申立て」を条約化し保障してきたが、男女平等に係わる条約の一つであり、日本も批准している100号条約（同一価値労働同一報酬）の「専門家委員会」も設けている。

そのため2003年頃から、とくに均等法では規制できない「間接的差別」の是正を求め、NGOの「ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（WWN）」や、野村證券、商社兼松などの裁判闘争原告等が、これらの国際機関へ提訴する運動が広がりはじめた。それを受けてこれら国際機関から日本政府は、根深い性差別の現状や是正の立ち遅れを指摘され、労基法4条の改正なども勧告されている。

部会では、兼松やWWNにも係わってきたメンバーの一人が2009年のCEDAWに傍聴として参加した詳細な報告を受けて討議し、性差別是正・撤廃の要求と運動が国際的に広がりつつあることを確認、部会討議も国際的にも視野を広げる必要を感じ合った。

#### （2）賃金格差是正の要求原則と運動について

雇用の入口から出口まで、多様な形態の性差別については、これまでも取り上げてきたが、上記の国際動向とも関連して、男女賃金格差は正の問題が改めてテーマになった。最近、非正規雇用の増加によって雇用形態による賃金格差問題も浮上し、両者をふまえた賃金の格差は正の方向、手法等が問われていることもあり、部会討議を重ねてきた。

議論の焦点は、①「同一労働同一賃金」と「同一価値労働同一賃金」と、二つの国際的要求原則の解釈と活用について、②職務の分析・評価による「同一価値労働同一賃金」をILO100号条約は「条



約の規定の実施に役立つ場合」と、各国の実情も配慮しているが、欧米のような職種別労働市場が確立していない日本の年功制中心の賃金体系に、今日の成果主義賃金などの現状もふまえて、どう適用可能か。③国際機関から求められている労基法4条改定について、等であった。

①②については、林弘子氏、金田豊氏を招請して学習を深め、とくに②については、年功給から職務給への転換などを提起される遠藤公嗣氏の論文、および小越氏、岩佐氏のこれへの反論なども検討し、賃金部会との合同討議も行った。遠藤論文については共通して疑問が出されたが、性別職務分離による男女格差をふくめた是正へ、「同一価値労働」を重視する意見と、「同一労働」から「同一価値労働」への発展は認めながらも、とりわけ今年の「経労委報告」が「同一価値」基準に企業の「付加価値」を持ち込む解釈を提示したこともあって「同一価値労働同一賃金」万能論には疑問、慎重論もあり、③をふくめ一致には至っていない。部会としては、早急に見解の一致を求めるよりも、今後も多角的見地からさらに意見を出し合い検討したいと考えている。

### (3) ディーセント・ワークを土台に

ジェンダー平等を——運動と組織のあり方

国際化に関連して、①ILOが90年代末に提唱した「ディーセント・ワーク」(人間らしい、働きがいのある労働)に部会全体の関心が強く、筒井晴彦氏を招請して、グローバル化時代を踏まえたこのビジョンと、その実現課題について詳しい報告を受けた。とくに実現課題の核心として「ジェンダー平等」が位置づけられていることに確信を深めた。「ジェンダー平等」を核心とする「ディーセント・ワーク」とは、人たるに値する労働条件と、それをバックアップする公的福祉・社会保障の抜本的改善を、男女共通の課題として追求するものである。雇

用における真の男女平等とは、差別の是正、撤廃に止まらず、こうしたディーセント・ワークを不可欠の土台とするものであり、女性労働者の運動の軌跡もそれを物語っていよう。先に述べた「WLB」論も、「ワーク」をこうした「ディーセント・ワーク」として確立してこそ意味を持つであろう。

さらに部会討議は、②日本ILO協会『ILO・労働組合とジェンダー平等』(2002年)にも着目した。全労連もこれを意識して、労組役員の女性比率を高める方向をめざしているが、女性部活動自体が、新戦略のもとで新たな困難に陥っている現状、③その一方では、先に触れたように女性労働者のNGO組織の国際舞台での活躍や、とくに個人加盟による「女性ユニオン」の組織と運動も議論にのぼった。既存の労組運動からは軽視、敵視されがちなこれら女性労働者の独自組織発生の根底には、これまでの日本の労組運動が性差別問題を「特殊な女性問題」としてしか認識せず、軽視してきた労組運動に対する女性労働者の根強い不信があるとの認識が多くのメンバーの意見であった。しかし、この点では労使一体化している労組と、階級的・民主的労組を同一視すべきではないとの反論も出された。ディーセント・ワークを土台とする真の平等実現には、男女労働者の共同した運動が不可欠であり、とりわけ階級的・民主的と称する労組のこうした視点に立った運動の強化、女性部の活動もふくめての期待が出された。そしてそのために、女性労働部会はどういう役割を果たせるのか、当面はディーセント・ワークの具体的課題をジェンダー平等の視点から明らかにすること、また「第3次男女共同参画基本計画」等政府の公開文書なども積極面も活用して要求化すること等、全労連女性部との連携も視野に検討中である。

(かわぐち かずこ・理事/女性労働研究部会責任者)



## はじめに

2009年12月、静岡県労働組合評議会（以下、県評）、静岡自治体労働組合総連合（以下、静岡自治労連）、静岡県労働研究所の三者から構成された最低生計費試算調査合同作業チーム（以下、合同作業チーム）が発足した。この調査の目的は、静岡県における労働者が憲法25条における健康で文化的な生活を営むにあたって、生計費が最低どの程度なのかを試算し、全国一律の最低賃金要求運動をはじめとする、さまざまな労働組合運動の要求に確信を持たせるための根拠とすることにあつた。

すでに合同作業チームは、2010年6月に調査報告の第1弾として若年単身世帯（25歳男性）の結果を発表している。本稿では50代夫婦と未婚子2人の世帯の試算結果について報告を行う。

なお、今回の静岡県最低生計費試算調査は、佛敎大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施。以下、首都圏調査）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施。以下、東北調査）の調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。合同作業チームがこれらの調査方法を採用したことについて、ご理解を示していた金澤氏に大いに感謝したい。

### 1. 調査の概要

生活実態調査（大まかな生活実態を把握し、価格調査の際に基礎的資料とする）、持ち物財調査（対

象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、最低生計費を試算する資料とする）、価格調査（実際の対象市における価格調査）、以上の3つの調査を基礎として、統計資料等を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせることで最低生計費の試算を行ったのは、首都圏調査や東北調査と同様である。

### （1）「生活実態調査」および「持ち物財調査」の概要

#### 1) 調査時期

2010年2月～3月

#### 2) 調査対象

県評に加盟する各単産の労働者、年金生活者（年金者組合）など

#### 3) 調査方法

2000ケースの回収を目標に10000の調査票を配布、アンケート調査

#### 4) 回収数

4716ケース（うち有効数は2969ケース）

#### 5) 調査主体

県評、静岡自治労連、静岡県労働研究所

#### 6) 調査項目

省略

### （2）「価格調査」の概要

#### 1) 調査時期

2010年5月

#### 2) 調査対象

静岡市内、浜松市内の大型量販店、専門店、ホームセンターなど

### (3) 調査方法

店舗を訪問し、価格調査の許可を受け調査を実施各項目について、最低価格、最頻度・標準価格、最高価格を調査

## 2. 算定の留意点

この世帯は静岡市に在住し、その構成や年齢等は以下のような想定である。夫は 53 歳で正社員として民間企業に勤務。勤続は 20 年で、月収 360,000 円、年収 5,760,000 円（一時金込み）。妻は 50 歳、パートで働いており、年収は 103 万未満。また、子どもたちについては、長女は 20 歳、首都圏にある公立大学に進学しており、大学の近辺にアパート等を借りて暮らしている。長男は 16 歳、市内の公立高校に進学している。ちなみに、長女については、実家からの仕送りと自らのアルバイト代（年間 103 万未満）で生計を立てていると想定している。

なお、2969 ケースのうち、上記の条件に合致したのは 64 ケースであった（年齢が「50 歳代」で、家族構成が「あなた夫婦と未婚子」と回答したケースは 284 ケース）。原則的には、この 64 ケースから最低生計費の試算を行ったが、より詳細な傾向を知るために、子ども数が 3 人以上や子どもが就労している世帯を含めて、対象を 284 ケースに拡げて分析した部分もある。

家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品、教養娯楽サービスなどの留意点は、首都圏調査や東北調査と同様である。家具・家事用品、被服及び履物等の数量については、少ないほうから数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準としている。

食費についても、首都圏調査等における留意点と

同様であるが、1 日当たり必要なカロリーの算出には、女子栄養大学出版部『2010 年版五訂増補食品成分表資料編』を利用した。

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成 18 年度から平成 27 年度）による「最低居住面積水準」にもとづき、4 人世帯 50㎡とした。

家賃については、住宅情報誌にもとづき、静岡市内の家賃を調査し、その最低価格を採用している。また、更新期間及び更新料についても、生活実態調査にもとづいて算定した。

高校生の教育費については、文部科学省「平成 20 年度子どもの学習費調査」にもとづいて算定した。また、大学生の教育費は、日本学生支援機構による「平成 20 年度学生生活調査」結果を用いた。

理髪料は、静岡市内の理容店組合に所属している理容店の価格調査をしたところ、1 回料金は 3,900 円であった。成人男性の場合、2 ヶ月に 1 回の利用として算定した。また、美容店の価格調査をしたところ、カット・パーマ・白髪染めを含めて 1 回料金は 12,000 円であった。成人女性の場合、2 ヶ月に 1 回の利用として算定した。

交通・通信費については、生活実態調査の結果をみると、交通用具の所有率は以下の通りであった。軽自動車（660cc 以下）＝ 47.6%、小型自動車（661～2000cc）＝ 50.8%、普通自動車（2000cc 以上）＝ 50.8%、ミニバイク（125cc 以下）＝ 31.7%、バイク（125cc 以上）＝ 12.7%、自転車＝ 66.7%。50 代 4 人世帯の 96.8%が自家用車もしくはバイクを所有し、また 72.3%の人が「必需品」であると、24.6%の人が「あれば便利」と答えていた。この結果から、静岡では郊外に住む場合、移動手段として自家用車もしくはバイクが必需品であると判断し、所有する品目に加えた。また、自転車についても買

物、通学等に利用するものとして、保有するものとした（計2台）。

通信費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」（「世帯類型別支出」）を用いて、2010年5月時点での物価上昇率（静岡県）を考慮してある。

水道・光熱費、医療費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」（「世帯類型別支出」）を用いて、2010年5月時点での物価上昇率（静岡県）を考慮してある。

交際費・その他について、生活実態調査の結果から算定したことは首都圏調査等と同様である。

自由裁量費（こづかい）についても、首都圏調査等と同様である。その額は、1人1日200円として3人の合計を月18,000円とした。

その他、予備費として、消費支出の1割を計上している。

### 3. 最低生計費の試算

#### (1) 食費の算定

静岡市に住む50代夫婦の食生活については、生活実態調査から以下のような結果が得られた。なお、ここではより正確な食生活の傾向を知るために、調査対象を50代世帯全体に広げて、男女別に分析している。まず、朝食については、調査結果によれば夫妻ともに「家でしっかり食

べる」が最も多かった（夫＝84.4%、妻＝85.4%）。この結果から、朝食は家でしっかりとるものと想定した。

昼食については、夫は「職場の給食」が最も多く（40.0%）、次いで「家から弁当」の35.6%、「弁当やパンを買う」の11.1%であった。一方、妻は「家で食べる」が最も多く（57.3%）、次いで「家から弁当」の18.8%、「職場の給食」の9.4%、「弁

当やパンを買う」の8.3%であった。ここでは、夫は弁当等を持参し、妻は家で食べるものとした。

夕食については、「家で家族と一緒に食べる」が夫妻ともに約9割にのぼった（夫＝88.9%、妻＝90.1%）、この結果から、夫も妻も夕食は家で食べるものとした。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、夫は最も多いのが「ほとんどない」で62.2%、次いで「月1～2回」の33.3%、「週1～2回」の4.4%と続いていた。また、妻は最も多いのが「月1～2回」の48.4%、次いで「ほとんどない」の42.2%、「月に3～4回」の8.3%と続いていた。このことから、会食を夫妻合わせて月2回とした。その費用の平均額は夫で4,300円、妻で2,897円であった。会食の費用を、男性＝3000円、女性＝2000円と考え、その最低費用として月2回の費用として5,000円と想定した。

なお、長男については、朝食と夕食は家で食べて、昼食は弁当を持参していくものと想定した（会食は月に1回で、その費用は1,000円）。

\* 53歳男性 1日当たり2,450 kカロリー（30日＝73,500kカロリー）

\* 50歳女性 1日当たり1,950 kカロリー（30日

表1-1：4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

|                              |         |          |         |         |         |
|------------------------------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 第1群                          |         | 第2群      |         |         |         |
| 乳・乳製品                        | 卵       | 魚介・肉     | 豆・豆製品   |         |         |
| 26.60 円                      | 22.11 円 | 129.41 円 | 54.08 円 |         |         |
| 第3群                          |         | 第4群      |         |         |         |
| 野菜・海藻                        | いも類     | 果物       | 穀類      | 砂糖      | 油脂      |
| 42.57 円                      | 24.33 円 | 37.13 円  | 45.48 円 | 17.45 円 | 34.28 円 |
| 嗜好品（菓子、飲料、酒類）                |         |          |         |         |         |
| 57.13 円（100kカロリー当たり 68.23 円） |         |          |         |         |         |

（出所）：『首都圏最低生計費試算調査報告集』、41 頁

表 1-2 53歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

| 第1群   |       | 第2群   |        |
|-------|-------|-------|--------|
| 乳製品   |       | 魚介・肉  |        |
| 必要量   | 250g  | 必要量   | 120g   |
| 金額    | 66.5円 | 金額    | 155.3円 |
| 卵     |       | 豆・豆製品 |        |
| 必要量   | 50g   | 必要量   | 80g    |
| 金額    | 11.1円 | 金額    | 43.3円  |
| 第3群   |       | 第4群   |        |
| 野菜・海藻 |       | 穀類    |        |
| 必要量   | 350g  | 必要量   | 350g   |
| 金額    | 149円  | 金額    | 159.2円 |
| いも類   |       | 砂糖    |        |
| 必要量   | 100g  | 必要量   | 10g    |
| 金額    | 24.3円 | 金額    | 1.7円   |
| 果物    |       | 油脂    |        |
| 必要量   | 200g  | 必要量   | 25g    |
| 金額    | 74.3円 | 金額    | 8.6円   |

(資料):『2010年版五訂増補食品成分表資料編』、96頁より作成。

= 58,500k カロリー)

\* 16歳男性 1日当たり 2,750 k カロリー (30日 = 82,500k カロリー)

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、53歳男性で2,205k カロリー (= 624円) + 嗜好品・245k カロリー (= 167.2円) で、合計791.2円。50歳女性で1,755k カロリー (= 580.7円) + 嗜好品・195k カロリー (= 133円) で、合計713.7円。16歳男性で、2,475k カロリー (= 738.2円) + 嗜好品・275k カロリー (= 187.6円) で、合計925.8円。従って、1ヵ月、すべて家で食事したと仮定すると、(791.2円 + 713.7円 + 925.8円) × 30日 = 72,921円となる。なお、家から持参した弁当は、家で食事したとみなした。

また、友人などとの会食は、次のように算定した。夫の会食は、枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、ビール (中ジョッキ)、緑茶割り (カロリーの内訳:

表 1-3 50歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

| 第1群   |       | 第2群   |        |
|-------|-------|-------|--------|
| 乳製品   |       | 魚介・肉  |        |
| 必要量   | 250g  | 必要量   | 120g   |
| 金額    | 66.5円 | 金額    | 129.4円 |
| 卵     |       | 豆・豆製品 |        |
| 必要量   | 50g   | 必要量   | 80g    |
| 金額    | 11.1円 | 金額    | 43.3円  |
| 第3群   |       | 第4群   |        |
| 野菜・海藻 |       | 穀類    |        |
| 必要量   | 350g  | 必要量   | 260g   |
| 金額    | 149円  | 金額    | 140.5円 |
| いも類   |       | 砂糖    |        |
| 必要量   | 100g  | 必要量   | 10g    |
| 金額    | 24.3円 | 金額    | 1.7円   |
| 果物    |       | 油脂    |        |
| 必要量   | 200g  | 必要量   | 15g    |
| 金額    | 74.3円 | 金額    | 5.1円   |

(資料):『2010年版五訂増補食品成分表資料編』、96頁より作成。

表 1-4 16歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

| 第1群   |        | 第2群   |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 乳製品   |        | 魚介・肉  |        |
| 必要量   | 400g   | 必要量   | 160g   |
| 金額    | 106.4円 | 金額    | 207.1円 |
| 卵     |        | 豆・豆製品 |        |
| 必要量   | 50g    | 必要量   | 100g   |
| 金額    | 11.1円  | 金額    | 54.1円  |
| 第3群   |        | 第4群   |        |
| 野菜・海藻 |        | 穀類    |        |
| 必要量   | 350g   | 必要量   | 400g   |
| 金額    | 149円   | 金額    | 181.9円 |
| いも類   |        | 砂糖    |        |
| 必要量   | 100g   | 必要量   | 10g    |
| 金額    | 24.3円  | 金額    | 1.7円   |
| 果物    |        | 油脂    |        |
| 必要量   | 200g   | 必要量   | 30g    |
| 金額    | 74.3円  | 金額    | 10.3円  |

(資料):『2010年版五訂増補食品成分表資料編』、96頁より作成。

100k カロリー + 400k カロリー + 350k カロリー

+ 220k カロリー + 160k カロリー + 77k カロリー  
 = 1,307k カロリー)。妻の会食は、ペペロンチーノ、  
 コンソメスープ、サラダ、レアチーズケーキ、グラ  
 スワイン（同様に、520 k カロリー + 30k カロリー  
 + 95k カロリー + 258k カロリー + 131k カロリー  
 = 1,034k カロリー）。長男の会食は、ハンバーグス  
 テーキランチ、レモンティー（同様に、712k カロリー  
 + 140k カロリー = 852k カロリー）。3 人の合計は、  
 月 3 回で 3,193k カロリー、6,000 円となる。

## \* 53 歳男性

|          |                            |          |
|----------|----------------------------|----------|
| 家での食事    | 72,193k カロリー               |          |
|          | 23,314 円 × 1.03 = 24,013 円 |          |
| 会食       | 1,307k カロリー                | 3,000 円  |
| 廃棄分 (5%) | 3,675k カロリー                | 1,222 円  |
| 合計       | 77,175k カロリー               | 28,235 円 |

## \* 50 歳女性

|          |                            |          |
|----------|----------------------------|----------|
| 家での食事    | 57,466k カロリー               |          |
|          | 21,033 円 × 1.03 = 21,664 円 |          |
| 会食       | 1,034k カロリー                | 2,000 円  |
| 廃棄分 (5%) | 2,925k カロリー                | 1,103 円  |
| 合計       | 60,391k カロリー               | 24,767 円 |

## \* 16 歳男性

|          |                            |          |
|----------|----------------------------|----------|
| 家での食事    | 81,648k カロリー               |          |
|          | 27,487 円 × 1.03 = 28,312 円 |          |
| 会食       | 852k カロリー                  | 1,000 円  |
| 廃棄分 (5%) | 4,125k カロリー                | 1,430 円  |
| 合計       | 86,625k カロリー               | 30,742 円 |

## \* 3 人計

|          |               |          |
|----------|---------------|----------|
| 家での食事    | 211,307k カロリー | 73,989 円 |
| 会食       | 3,193k カロリー   | 6,000 円  |
| 廃棄分 (5%) | 10,725k カロリー  | 3,755 円  |

合計

83,744 円

## (2) 住居費の算定

住居費の算定については、静岡市郊外での民間  
 賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を  
 行った。調査の結果では、4 人用の住宅として、50  
 m<sup>2</sup>の民間賃貸アパート・マンション（築 20 年、間  
 取り 3DK）では、家賃 6～7 万円が最低価格帯で  
 あった。ここでは、家賃を 64,000 円と想定した。

また、更新料については、調査の結果から静岡市  
 では更新料はないものとした。

|      |          |
|------|----------|
| 家賃 月 | 64,000 円 |
| 更新料  | 0 円      |
| 合計   | 64,000 円 |

## (3) 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成 16 年全国  
 消費実態調査」の「世帯類型別支出」を用いた。

合計 21,012 円

## (4) 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によっ  
 て品物の選定とその数量を算定した。

a) 家庭用耐久消費財＝月額 3,551 円

| 主な品目     | 価格     | 耐用年数 | 消費量 | 月価格   |
|----------|--------|------|-----|-------|
| 家事用耐久財   |        |      |     |       |
| 電子・ガスレンジ | 12,800 | 6    | 1   | 178   |
| 自動炊飯器    | 11,800 | 6    | 1   | 164   |
| 電気冷蔵庫    | 57,800 | 6    | 1   | 803   |
| 電気掃除機    | 7,980  | 6    | 1   | 111   |
| 電気洗濯機    | 29,800 | 6    | 1   | 414   |
| ミシン      | 19,800 | 6    | 1   | 275   |
| カセットコンロ  | 1,780  | 6    | 1   | 25    |
| トースター    | 1,980  | 6    | 1   | 28    |
| アイロン     | 2,980  | 6    | 1   | 41    |
| ホットプレート  | 2,480  | 6    | 1   | 34    |
| 小 計      |        |      |     | 2,073 |



| 品 目                 | 価 格    | 耐用年数 | 消費量 | 月価格   |
|---------------------|--------|------|-----|-------|
| <b>冷暖房用機器</b>       |        |      |     |       |
| ルームエアコン<br>(取り付け代込) | 39,800 | 6    | 2   | 1,106 |
| 電気こたつ               | 3,980  | 6    | 1   | 55    |
| 扇風機                 | 1,680  | 6    | 1   | 23    |
| ファンヒーター             | 3,980  | 6    | 1   | 55    |
| ホットカーペット            | 3,480  | 6    | 1   | 48    |
| 小 計                 |        |      |     | 1,287 |

| 品 目          | 価 格    | 耐用年数 | 消費量 | 月価格 |
|--------------|--------|------|-----|-----|
| <b>食堂用家具</b> |        |      |     |     |
| 食器戸棚         | 9,800  | 15   | 1   | 54  |
| 洋式食卓セット      | 24,700 | 15   | 1   | 137 |
| 小 計          |        |      |     | 191 |

## b) 室内装備品=月額371円

| 品 目          | 価 格   | 耐用年数 | 消費量 | 月価格 |
|--------------|-------|------|-----|-----|
| <b>室内装備品</b> |       |      |     |     |
| 掛け時計         | 498   | 8    | 2   | 10  |
| 電気スタンド       | 980   | 8    | 2   | 20  |
| 座布団          | 598   | 5    | 10  | 100 |
| こたつ布団        | 1,980 | 5    | 1   | 33  |
| 花瓶           | 315   | 5    | 3   | 16  |
| 目覚まし時計       | 500   | 8    | 2   | 10  |
| 蛍光灯のかさ       | 1,980 | 8    | 4   | 83  |
| カーテン         | 1,480 | 5    | 4   | 99  |
| 小 計          |       |      |     | 371 |

## c) 寝具類=月額1,283円

| 品 目        | 価 格   | 耐用年数 | 消費量 | 月価格   |
|------------|-------|------|-----|-------|
| <b>寝具類</b> |       |      |     |       |
| 敷き布団       | 2,980 | 5    | 5   | 248   |
| 掛け布団       | 2,980 | 5    | 5   | 248   |
| タオルケット     | 780   | 3    | 5   | 108   |
| 毛布         | 1,280 | 3    | 6   | 213   |
| シーツ        | 798   | 2    | 8   | 266   |
| まくら        | 398   | 3    | 5   | 55    |
| 布団カバー      | 498   | 2    | 5   | 104   |
| まくらカバー     | 198   | 2    | 5   | 41    |
| 小 計        |       |      |     | 1,283 |

## d) 家事雑貨=月額2,173円

| 品 目         | 価 格   | 耐用年数 | 消費量 | 月価格 |
|-------------|-------|------|-----|-----|
| <b>家事雑貨</b> |       |      |     |     |
| 飯茶碗         | 98    | 2    | 10  | 41  |
| 湯飲み茶碗       | 98    | 2    | 10  | 41  |
| 蒸し茶碗        | 198   | 2    | 4   | 33  |
| どんぶり        | 148   | 2    | 5   | 31  |
| コーヒー・紅茶茶碗   | 148   | 2    | 10  | 62  |
| 吸い物わん       | 148   | 2    | 10  | 62  |
| 盛り皿・盛りばち    | 298   | 2    | 10  | 124 |
| パン皿         | 198   | 2    | 5   | 41  |
| グラタン皿       | 198   | 2    | 4   | 33  |
| 盛り皿(和)      | 298   | 2    | 3   | 37  |
| 小皿          | 98    | 2    | 10  | 41  |
| 大鉢          | 298   | 2    | 3   | 37  |
| 中鉢          | 148   | 2    | 5   | 31  |
| 小鉢          | 98    | 2    | 5   | 20  |
| 徳利          | 138   | 2    | 2   | 12  |
| 杯           | 58    | 2    | 5   | 12  |
| コップ         | 40    | 2    | 10  | 17  |
| スプーン        | 128   | 5    | 10  | 21  |
| フォーク        | 128   | 5    | 10  | 21  |
| ナイフ         | 148   | 5    | 5   | 12  |
| 重箱          | 5,250 | 5    | 1   | 88  |
| 水筒          | 798   | 5    | 3   | 40  |
| 菓子鉢         | 998   | 5    | 1   | 17  |
| 茶筒          | 198   | 5    | 2   | 7   |
| 急須          | 348   | 2    | 2   | 29  |
| 砂糖入れ        | 100   | 5    | 1   | 2   |
| 醤油差し        | 398   | 5    | 2   | 13  |
| 弁当箱         | 298   | 5    | 3   | 15  |
| 盆           | 498   | 5    | 2   | 17  |
| 大なべ         | 2,280 | 5    | 2   | 76  |
| 中なべ         | 777   | 5    | 2   | 26  |
| 小なべ         | 780   | 5    | 2   | 26  |
| フライパン       | 698   | 5    | 2   | 23  |
| すき焼きなべ      | 798   | 5    | 2   | 27  |
| 土鍋          | 798   | 2    | 1   | 33  |
| 蒸し器         | 798   | 5    | 1   | 13  |
| 洗い桶         | 598   | 5    | 1   | 10  |

| 品 目         | 価格    | 耐用年数 | 消費量 | 月価格   |
|-------------|-------|------|-----|-------|
| <b>家事雑貨</b> |       |      |     |       |
| 水切りかご・ざる    | 298   | 5    | 3   | 15    |
| はかり         | 598   | 5    | 1   | 10    |
| すり鉢         | 798   | 5    | 1   | 13    |
| たわし・スポンジ    | 58    | 1    | 3   | 15    |
| おろし器        | 178   | 5    | 2   | 6     |
| ふきん掛け       | 248   | 5    | 1   | 4     |
| 泡立て器        | 198   | 5    | 1   | 3     |
| ハンドミキサー     | 1,280 | 6    | 1   | 18    |
| ボール         | 398   | 5    | 3   | 20    |
| 包丁・ナイフ      | 698   | 5    | 3   | 35    |
| まな板         | 298   | 5    | 2   | 10    |
| はし・菜はし      | 33    | 5    | 5   | 3     |
| しゃもじ        | 100   | 5    | 3   | 5     |
| ふきん         | 97    | 1    | 10  | 81    |
| タッパー        | 148   | 5    | 10  | 25    |
| 干し物さお       | 498   | 5    | 3   | 25    |
| くずかご        | 198   | 5    | 5   | 17    |
| 洗濯用かご       | 398   | 5    | 2   | 13    |
| タオル         | 78    | 1    | 20  | 130   |
| バスタオル       | 248   | 1    | 10  | 207   |
| 電球          | 115   | 1    | 5   | 48    |
| 蛍光灯         | 498   | 3    | 8   | 111   |
| 裁縫箱         | 3,150 | 5    | 1   | 53    |
| 裁ちばさみ       | 1,410 | 5    | 1   | 24    |
| ドライバー       | 298   | 15   | 3   | 5     |
| スパナ         | 498   | 15   | 1   | 3     |
| 金づち         | 480   | 15   | 1   | 3     |
| ペンチ         | 898   | 15   | 1   | 5     |
| 空気入れ        | 598   | 5    | 1   | 10    |
| 園芸用スコップ     | 88    | 15   | 2   | 1     |
| じょうろ        | 348   | 5    | 1   | 6     |
| 花木用はさみ      | 398   | 15   | 1   | 2     |
| 鉢・プランタン     | 100   | 5    | 10  | 17    |
| 傘立て         | 980   | 5    | 1   | 16    |
| バスマット       | 598   | 5    | 2   | 20    |
| 洗面器         | 98    | 5    | 2   | 3     |
| 小 計         |       |      |     | 2,173 |

合計 8,258 円

### (5) 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査にもと

づいて算定した。なお、※のついたものについては、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格で算出している。

a) 被服・履物＝月額 24,713 円

| 品 目          | 価格      | 耐用年数 | 消費量 | 月価格   |
|--------------|---------|------|-----|-------|
| <b>被服・履物</b> |         |      |     |       |
| 背広※          | 29,500  | 4    | 3   | 1,844 |
| 礼服※          | 29,400  | 10   | 1   | 245   |
| オーバーコート※     | 19,800  | 4    | 1   | 413   |
| 替えズボン        | 4,990   | 4    | 6   | 624   |
| ジャケット※       | 2,990   | 4    | 3   | 187   |
| 半ズボン         | 2,990   | 4    | 3   | 187   |
| パーカー         | 2,990   | 2    | 2   | 249   |
| ワイシャツ        | 2,990   | 2    | 10  | 1,246 |
| 長袖シャツ        | 2,990   | 2    | 5   | 623   |
| 半袖シャツ        | 2,990   | 2    | 5   | 623   |
| ポロシャツ        | 1,990   | 2    | 5   | 415   |
| セーター・カーディガン  | 3,990   | 2    | 5   | 831   |
| シャツ（夏）       | 990     | 2    | 5   | 206   |
| シャツ（合・冬）     | 990     | 2    | 5   | 206   |
| Tシャツ         | 1,000   | 2    | 10  | 417   |
| ジャージ         | 3,990   | 2    | 2   | 333   |
| トレーナー        | 6,195   | 2    | 3   | 774   |
| パンツ・ブリーフ     | 880     | 2    | 10  | 367   |
| パジャマ（夏）      | 1,870   | 2    | 3   | 234   |
| パジャマ（冬）      | 1,870   | 2    | 3   | 234   |
| スリッパ         | 290     | 2    | 2   | 24    |
| サンダル         | 280     | 2    | 2   | 23    |
| 靴※           | 5,990   | 2    | 5   | 1,248 |
| 長靴           | 1,980   | 2    | 1   | 82    |
| 運動靴・スニーカー    | 980     | 2    | 3   | 123   |
| 靴下           | 250     | 2    | 10  | 104   |
| 手袋           | 398     | 4    | 2   | 17    |
| ネクタイ※        | 1,990   | 4    | 12  | 498   |
| マフラー         | 790     | 4    | 2   | 33    |
| バンド・ベルト      | 1,990   | 5    | 4   | 133   |
| 着物※          | 105,000 | 4    | 2   | 4,375 |
| 帯※           | 20,790  | 4    | 2   | 866   |
| ゆかた※         | 3,990   | 4    | 2   | 166   |
| アンサンブル※      | 2,990   | 4    | 3   | 187   |
| ワンピース※       | 2,990   | 4    | 3   | 187   |
| オーバーコート※     | 7,350   | 5    | 3   | 368   |
| ジャケット※       | 4,990   | 5    | 3   | 250   |

| 品 目         | 価格     | 耐用年数 | 消費量 | 月価格    |
|-------------|--------|------|-----|--------|
| スカート        | 1,990  | 3    | 5   | 276    |
| スラックス       | 1,290  | 3    | 5   | 179    |
| ジャンパー       | 5,990  | 3    | 3   | 499    |
| ブラウス        | 1,500  | 2    | 4   | 250    |
| Tシャツ        | 690    | 2    | 10  | 288    |
| 長袖・半袖シャツ    | 990    | 2    | 5   | 206    |
| セーター・カーディガン | 990    | 3    | 5   | 138    |
| キャミソール      | 580    | 2    | 3   | 73     |
| パンティ        | 390    | 2    | 10  | 163    |
| ブラジャー       | 490    | 2    | 5   | 102    |
| ガードル        | 480    | 2    | 3   | 60     |
| 肌着          | 790    | 2    | 5   | 165    |
| パジャマ(夏)     | 1,290  | 2    | 2   | 108    |
| パジャマ(冬)     | 1,290  | 2    | 2   | 108    |
| トレーナー       | 1,990  | 2    | 3   | 249    |
| スリッパ        | 380    | 1    | 2   | 63     |
| サンダル        | 990    | 2    | 2   | 83     |
| 靴・ブーツ※      | 2,990  | 2    | 5   | 623    |
| スニーカー       | 1,990  | 2    | 3   | 249    |
| こま下駄・ぞうり    | 5,775  | 2    | 2   | 481    |
| パンスト        | 495    | 1    | 5   | 206    |
| ソックス        | 330    | 2    | 10  | 138    |
| スカーフ※       | 1,980  | 5    | 2   | 66     |
| 手袋          | 500    | 2    | 3   | 63     |
| ベルト         | 990    | 5    | 2   | 33     |
| エプロン        | 570    | 2    | 3   | 71     |
| 学校制服※       | 39,900 | 4    | 1   | 831    |
| 小 計         |        |      |     | 24,713 |

## b) クリーニング代

この他、スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピースなど13着分のクリーニング代を想定した(1着=1,000円)。1着1,000円×13/12=月額1,083円

合計 25,796円

## (6) 保健医療費の算定

保健医療費の算定は、総務省「平成16年全国消費実態調査」の「世帯類型別支出」を用いた。

合計 9,953円

## (7) 通信費および交通費の算定

通信費の算定は、総務省「平成16年全国消費実態調査」の「世帯類型別支出」を用いた。

合計 21,673円

交通費の算定では、上述したように自動車の所有を想定している。その車種としては「小型自動車」(1,000ccクラスで5年落ち)とした。自動車購入費は、小型車中古として価格450,000円、耐久年数を4年として計算すると、月当たり9,375円となる。自動車関係費については、月の走行距離を約700kmとした。そのことからガソリン代を9,800円と推計した。また、車保険年額(対人賠償+対物賠償+免責金額+搭乗者障害)を79,000円(月当たり6,583円)、車税金年額については重量税を25,200円(月当たり1,050円)、自賠責を23,170円(月当たり965円)、自動車税を29,500円(月当たり2,458円)、その他に車両整備費等で月833円、それぞれ計上した。駐車場代については、調査によると静岡市の場合、家賃に含まれている物件が多かったため、からないものとした。

また、自転車購入費用は、7,980円×2台=15,960円で、耐久年数は2年として計算すると、月当たり665円。

合計 31,729円

## (8) 教育費の算定

まず、高校生(公立高校)の教育費については、文部科学省平成20年度「子どもの学習費調査」にもとづいて試算した。この調査の結果、支出率が7割を超える費目について、その支出者平均額を計上した。高校1年生の場合、学校教育費(寄付金を除く)、学校外教育費として家庭内学習費が含まれる。学校教育費=432,000円(月当たり36,000円)、学校外学習費=33,000円(月当たり2,750円)。

次に、大学生（公立大学）の教育費については、日本学生支援機構による「平成20年度学生生活調査」にもとづいて試算した。この調査結果によると、授業料が518,000円、その他の学校納付金が13,800円で、学費総額が年間531,800円（月当たり44,317円）であった。これに入学金287,000円（月当たり5,979円）を加えた。なお、ここでは修学費や課外活動費は含めていない。

合計 91,271円

### (9) 教養娯楽費の算定

a) 娯楽用耐久財＝月額4,975円

| 品目              | 価格     | 耐用<br>年数 | 消費量<br>(年間) | 月価格   |
|-----------------|--------|----------|-------------|-------|
| <b>教養娯楽用耐久財</b> |        |          |             |       |
| カラーテレビ          | 57,800 | 5        | 2           | 1,927 |
| ラジカセ            | 1,280  | 5        | 1           | 21    |
| DVDプレーヤー        | 2,980  | 5        | 1           | 50    |
| パソコン            | 58,900 | 4        | 2           | 2,454 |
| プリンター           | 11,800 | 5        | 2           | 393   |
| デジカメ            | 7,780  | 5        | 1           | 130   |
| 小計              |        |          |             | 4,975 |

b) 書籍・他の刊行物＝月額2,900円

|                 |       |  |     |       |
|-----------------|-------|--|-----|-------|
| <b>書籍・他の刊行物</b> |       |  |     |       |
| 日刊新聞            | 2,900 |  | 月1紙 | 2,900 |

c) 教養娯楽用品＝月額1,043円

| 品目            | 価格     | 耐用<br>年数 | 消費量 | 月価格   |
|---------------|--------|----------|-----|-------|
| <b>教養娯楽用品</b> |        |          |     |       |
| テニスラケット       | 3,899  | 3        | 1   | 108   |
| 水着（男子）        | 1,995  | 3        | 1   | 55    |
| 水着（女子）        | 3,590  | 3        | 1   | 100   |
| 携帯ゲーム機        | 16,800 | 5        | 1   | 280   |
| ゲームソフト        | 1,000  | 3        | 5   | 139   |
| 電子辞書          | 11,800 | 5        | 1   | 197   |
| USB           | 980    |          | 年2本 | 164   |
| 小計            |        |          |     | 1,043 |

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、

持ち物財調査による保有率を用いて算定した。

d) 教養娯楽サービス

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の集計結果にもとづいて算定した。それによると、日帰り旅行については、月に0回が最も多く49.2%であった。しかし、余暇の過ごし方についての回答では、20.3%が「日帰り行楽」をあげていた。したがって、ここでは、日帰り旅行を、1人当たり年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「1万円」という回答であった。その費用は、1人1回5,000円とした（年合計30,000円）。

また、1泊以上の旅行については、年に「0回」と「1回」が、それぞれ38.5%と最も多かった。この結果から、1人当たり2年に1回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多い回答が「3万円」であった。この結果から、1人1回の費用として、3万円を想定した（年合計45,000円）。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で78.1%、次いで「映画鑑賞」の23.4%、「日帰り旅行」と「家事・育児」の20.3%、「友人や知人との交際」の18.8%などと続いていた。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞や、友人知人との付き合いを1人当たり月1回とし、その費用を1回2,000円とした（月合計6,000円）。

小計 月額12,250円

e) NHK受信料＝月額1,345円

合計 22,513円

### (10) 理美容費の算定

a) 理美容用品＝月額2,619円

| 品目           | 価格    | 耐用<br>年数 | 消費量 | 月価格 |
|--------------|-------|----------|-----|-----|
| <b>理美容用品</b> |       |          |     |     |
| ヘアードライヤー     | 980   | 6        | 1   | 14  |
| 電気カミソリ       | 2,980 | 6        | 1   | 41  |

|           |       |   |       |       |
|-----------|-------|---|-------|-------|
| 歯ブラシ      | 78    | 1 | 12    | 78    |
| かみそり      | 80    | 1 | 月2本   | 160   |
| ヘアブラシ     | 198   | 3 | 3     | 17    |
| 石鹸        | 98    | 1 | 月1個   | 98    |
| シャンプー     | 248   | 1 | 月1本   | 248   |
| リンス       | 198   | 1 | 月1本   | 198   |
| ボディーシャンプー | 248   | 1 | 月1本   | 248   |
| 歯磨き       | 78    | 1 | 月1本   | 78    |
| 化粧クリーム    | 565   | 1 | 月0.5本 | 283   |
| 化粧水       | 498   | 1 | 月0.5本 | 249   |
| 乳液        | 498   | 1 | 月0.5本 | 249   |
| ファンデーション  | 1,000 | 1 | 月0.5本 | 500   |
| 口紅        | 315   | 1 | 月0.5本 | 158   |
| 小計        |       |   |       | 2,619 |

## b) 理美容サービス

理髪料として、成人男性の場合、1回3,900円として計算した。2ヵ月に1回利用とした（月当たり1,950円×2人）。成人女性の場合、1回12,000円として、計算した。2ヵ月に1回利用とした（月当たり6,000円）。小計9,900円。

合計 12,519円

## (11) 身の回り用品の算定

被服および履物費の算定と同様に、※については、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格で算出している。

| 品目            | 価格    | 耐用年数 | 消費量 | 月価格 |
|---------------|-------|------|-----|-----|
| <b>身の回り用品</b> |       |      |     |     |
| 傘             | 198   | 2    | 4   | 33  |
| 雨合羽           | 1,490 | 2    | 2   | 124 |
| 旅行用スーツケース     | 2,000 | 5    | 3   | 100 |
| ショルダーバッグ      | 980   | 5    | 4   | 65  |
| ハンドバッグ        | 3,990 | 5    | 3   | 200 |
| リュックサック       | 798   | 5    | 2   | 27  |
| 通学用かばん        | 1,990 | 5    | 1   | 33  |
| 財布※           | 3,000 | 5    | 3   | 150 |
| 腕時計※          | 4,980 | 10   | 3   | 125 |
| 指輪※           | 1,575 | 10   | 3   | 39  |
| ネックレス※        | 2,940 | 10   | 3   | 74  |

|         |       |    |    |       |
|---------|-------|----|----|-------|
| イヤリング※  | 840   | 10 | 3  | 21    |
| カフスボタン※ | 3,000 | 10 | 1  | 25    |
| ネクタイピン※ | 3,500 | 10 | 2  | 58    |
| ブローチ    | 3,200 | 10 | 2  | 53    |
| ハンカチ    | 263   | 1  | 10 | 219   |
| 帽子      | 500   | 2  | 3  | 62    |
| 計       |       |    |    | 1,408 |

## (12) 交際費・その他の算定

生活実態調査の結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているか」との問いに対し、最も多いのが「ほとんど参加」の75.0%、次いで、「他の費目を節約して参加」の9.4%と続いていた。その回数は、最も多いのが年3回で28.1%、次いで2回の18.8%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事（結婚式＝1回、お葬式＝1回）などへの参加を想定した。その費用は、1回20,000円とした。第2に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年送る」の51.6%で、次いで「送ってくれた人にだけ贈る」の15.6%と続いていた。また、贈った軒数は「2軒」が最も多く28.1%、次いで「3軒」の17.2%であった。さらに、1軒当たりの金額は、「3,000円台」が43.8%で最も多く、次いで「4,000円台」の26.6%であった。このことから、お中元やお歳暮を年に合計4回、1回当たりの費用を3,000円とした。第3に、「見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか」という問いに対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で71.9%、次いで「無理をしてあげている」の14.1%であった。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年8回として1回2,000円と想定した。第4に、自治会費などの負担費として、月500円を想定した。生活実態調査によると、近所づきあいは、あいさつか立ち話程度である。自治会費を負担するのは、地域住民の義務であろうと考えたのは、首都圏調査等と同様であ

る。第5に、住宅関係費として、共益費は、静岡市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。このことから、共益費を月3,000円とした。なお、駐車場代はここに含まれていると考えた。第6に、同窓会、新年会、忘年会を年6回とし、1回の参加費を5,000円として算定した。第7に、労働組合費として、夫が5000円、妻が500円の合計月5,500円を想定した。第8に、その他会費として、年間6,000円を想定した。

合計 17,666円

### (13) 自由裁量費の算定

合計 18,000円

### (14) 仕送り費の算定

大学生の長女の生計費については、首都圏で生活する20代女性の生活実態調査および手持ち財調査のデータが得られなかったため、日本学生支援機構の「平成20年度学生生活調査結果」および静岡大学生生活協同組合が2009年に実施した調査の結果などを参考にして、実家からの仕送り費を算出した。なお、大学の授業料等については、教育費の項目で算定している。

#### a) 生活費

下宿している学生の年間の平均生活費（内訳は、食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費で、交通費や教育費を含めていない）は、年間1,044,800円（月当たり87,067円）であった。これに、通学費26,700円（月当たり2,225円）を加え1,071,500円（月当たり89,292円）を生活費として算定した。首都圏調査の「若年単身世帯」の同様の費目は、月当たり153,836円であった。

#### b) 生活用品

入学時の冷蔵庫、洗濯機、テレビ、掃除機等の生活用品を購入する費用として、平均285,900円か

かっている。ここでは、これらの耐用年数を平均6年間と考えて、月当たり3,971円を計上した。

合計 93,263円

### 最低生計費総括表

|                        | 静岡県<br>(静岡市)   | 首都圏<br>(さいたま市) |
|------------------------|----------------|----------------|
|                        | 50代夫婦と未婚子2人    |                |
|                        | 賃貸アパート 50㎡     |                |
| 消費支出                   | 522,805        | 582,887        |
| 食費                     | 83,744         | 135,811        |
| 住居費                    | 64,000         | 66,667         |
| 光熱・水道                  | 21,012         | 22,448         |
| 家具・家事用品                | 8,258          | 12,804         |
| 被服・履物                  | 25,796         | 28,831         |
| 保健医療                   | 9,953          | 13,776         |
| 交通・通信                  | 53,402         | 46,760         |
| 教育                     | 91,271         | 140,341        |
| 教養娯楽                   | 22,513         | 41,951         |
| その他                    | 49,593         | 73,498         |
| 仕送り                    | 93,263         | 0              |
| 非消費支出                  | 98,864         | 110,625        |
| 予備費                    | 52,281         | 57,000         |
| <b>最低生計費<br/>(税抜き)</b> | <b>575,086</b> | <b>639,887</b> |
| (税込み)月額                | 673,950        | 750,512        |
| (税込み)年額                | 8,087,400      | 9,006,144      |

(注) 非消費支出の内訳は、「所得税」=7,400円、「住民税」=11,200円、「社会保険料(厚生年金+協会けんぽ+雇用保険+国民年金)」=80,264円。非消費支出算出の方法は、以下のとおり。

#### 1) 所得税

- ・月収 480,000円
- ・社会保険控除額 80,264円

課税額(扶養家族3人) 7,400円(課税表より  
480,000 - 80,264 = 399,736円)

#### 2) 住民税

静岡市の場合

- ・年収5,760,000円の場合: 税額表より給与所得  
4,064,800円(A)



- ・控除対象分：社会保険料 963,168 円、配偶者控除 330,000 円、扶養控除（2 人）900,000 円、基礎控除 330,000 円
- 控除合計 2,525,168 円（B）
- ・課税総所得金額 4,064,800 円（A）－ 2,525,168 円（B）＝ 1,541,632 円（C）

#### ①市民税の算出

- ・1,541,632 円 × 0.06 = 92,498 円（税額控除前所得割額）（D）
- ・税額控除前 13,800 円（E）← 460,000 × 3%（市民税率）
- ・92,498 円（D）－ 3,800 円（E）＝ 78,698 円（所得割額）（F）
- ・均等割額 3,000 円（G）
- 市民税計 78,698 円（F）＋ 3,000 円（G）＝ 81,698 円（H）

#### ②県民税の算出

- ・1,541,632 円 × 0.04 = 61,665 円（税額控除前所得割額）（I）
- ・税額控除前 9,200 円（J）
- ・61,665 円（I）－ 9,200 円（J）＝ 52,865 円（所得割額）（K）
- ・均等割額 1,400 円（L）
- 県民税計 52,865 円（K）＋ 1,400 円（L）＝ 53,865 円（M）

#### 特別徴収税額（住民税）

- ・81,698 円（H）＋ 53,865 円（M）＝ 135,563 円（N）
- /12 ≒ 11,200 円（住民税）

### 3）社会保険料

年収 5,760,000 円（360,000 × 16 ヶ月）/12 = 480,000 円とする

- ・厚生年金 36,904 円（平成 22 年 5 月時点）
- ・協会けんぽ 25,380 円（介護保険料を含む）
- ・雇用保険 2,880 円
- ・国民年金 15,100 円

計 80,264 円 × 12 = 963,168 円

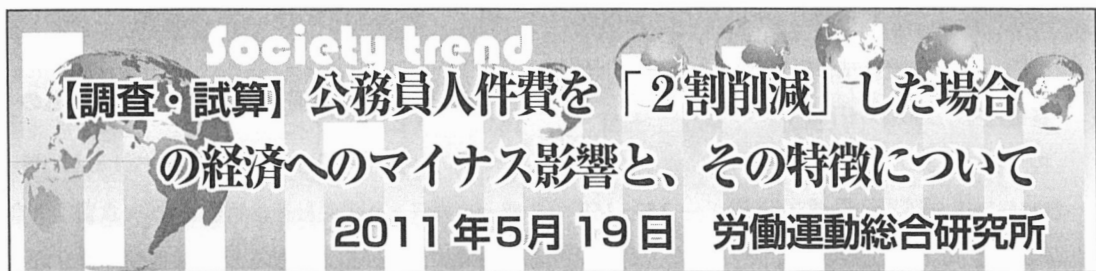
### おわりに ——調査の結果からみえるもの

今回の調査から得られた、静岡における 50 代夫婦と未婚子 2 人の生計費の特徴とは、食費は外食が極端に少ない生活実態を反映し首都圏より低くなった（4 分の 3 程度）、交通費は自動車を所有させたことで首都圏より高くなったが、若年単身者ほどの差はない、教養娯楽費は旅行の回数が少なく首都圏より低くなった、などであった。教育費や税金、社会保険料等の固定費が大きくなるこの世代における、できるだけ支出を抑えざるを得ない生活実態を反映した結果であろう。

とりわけ、この世代では教育費の負担が非常に大きいと考えられる。税込の最低生計費を首都圏と比較した場合、首都圏は約 900 万円だったのに対して、静岡は約 800 万円であるが、この 100 万円の差は「子どもをどこの大学に行かせるか」によって生じたものであると考えられる。つまり、首都圏では子どもを私立大学へ通わせたのに対して、静岡では公立大学へ通わせると想定したために 100 万円ほど低い最低生計費となったわけである。

今回の 50 代夫婦と未婚子 2 人世帯の試算結果は、改めて家計における教育費負担の大きさを浮き彫りにしたが、その下の世代にとっても切実な問題を突きつけている。雇用が不安定化し、右肩上がりの賃金カーブを望めない若年世帯にとっては、子どもを大学等に進学させることがきわめて困難であることを明らかにした。全国一律の最低賃金制確立による賃金の底上げと同時に、教育費負担の軽減策も運動の要求に盛り込んでいかなければならないだろう。

（なかざわ しゅういち・常任理事・静岡県立短大講師）



労働運動総合研究所は5月19日、厚生労働省記者クラブと三田クラブにおいて、全労連や国公労連、自治労連と協力しておこなった調査・試算「公務員人件費を『2割削減』した場合の経済へのマイナス影響と、その特徴について」を発表した。以下は、その全文である。

## はじめに

政府は、東日本大震災の復興財源に充てるため、国家公務員の給与を2013年度まで1割引き下げる方針を表明して、関係労働組合に提示した。地方公務員の給与についても引き下げを検討すると伝えられている。

公務員人件費削減問題は、そもそも民主党が『マニフェスト』で「2割削減」を掲げ、この間、政府内で検討してきたものである。それは地域主権改革の推進をはかり、福祉や国民サービスの切り捨てなど「小さな政府」につながるものである。今回、「復興財源」を口実に公務員人件費削減を迫ろうとしているが、それは到底許すことのできないものである。

公務員の人件費を削って復興財源に充てるという方法には、以下のような大きな問題点がある。

第1に、労働基本権を奪ったまま賃金の大幅引き下げを強要することは、公務員の「基本的人権」を否定するものであり、明らかな憲法違反である。また、ILOの精神である「奴隷的労働の禁止」にも該当する。

第2に、復興財源の捻出は、公務・公共業務と公

務労働者がどのような役割を果たしていくかとの関連で考える必要がある。被災地の岩手県、宮城県、福島県などの被害状況から言えることは、この間の広域合併、庁舎や病院・消防署などの統廃合と人員整理、さらにはハローワークや気象庁職員などの人べらしが、被災地・住民の生活を守るうえでも再建をはかっていくうえでも大きな障害になっていることである。あわせて、自らも被災しながら避難所などで献身的に活動する公務員の姿が浮き彫りにされた。いま必要なのは、公務員人件費の削減ではなくて、公務員の大幅増員と、公的就労事業の拡大である。

第3に、復興財源はまた、日本経済をどのように再建していくかとの関係でも考える必要がある。公務員賃金の削減は、国内労働者全体の賃金引き下げを招き、国内需要（家計消費）の大幅な縮小を招き、20年来続いてきた内需不足・デフレをさらに深化させる。労働総研は過日（4月22日）、「雇用と就業の確保を基軸にした、住民本位の復興——東日本大震災の被災者に勇気と展望を」を緊急提言し、復興事業費15兆円の財源には、資本金1億円以上の中堅・大企業の内部留保317兆円の4.7%を充てるよう提言し、その資金として99兆円の換金性資産があることも明らかにしてきた。内部留保を財源に活用すれば、日本経済は「内需中心の拡大」が見込まれ、国民的再生につながるものである。

## 1. 本調査・試算の目的と経緯について

（1）労働総研は、全労連や国公労連、自治労連な

どと協力して、民主党が『マニフェスト』に掲げ菅政権が具体化しようとして

(総括表) 公務員人件費20%削減の総額と、経済に対する影響

(単位: 億円)

| 人勤の影響を受ける<br>20産業および業種 | 人数<br>(万人) | 年間収入<br>の累計額 | 家計収入<br>減少総額 | 家計消費<br>減少額 | 国内生産<br>減少額 | 付加価値<br>(≒GDP)減少額 | 税収<br>減少額 |
|------------------------|------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------------|-----------|
| 正規職員                   | 581.4      | 338,749.5    | -67,750      | -50,457     | -104,341    | -44,429           | -7,886    |
| 非常勤・臨時職員               | 44.4       | 8,348.6      | -1,670       | -1,417      | -2,669      | -1,389            | -246      |
| 合 計                    | 625.8      | 347,098.2    | -69,420      | -51,874     | -107,010    | -45,818           | -8,133    |

いる「国家公務員人件費の2割削減」を実施した場合の日本経済への影響（消費減、生産減、税収減などのマイナス面）を明らかにすべく、その基礎データの収集に努めてきた。これは、賃金カットに反対する運動や民主的公務員制度を確立するたかいに資するためのもので、国家公務員だけでなく人事院勧告の影響を受ける官民各産業・業種の職員数や給与の平均年収、支給総額、20%削減額などの基礎データにもとづき、家計消費の変化が日本経済にどのように影響するかについて、総務省 2005 年「産業連関表」（確報）を用いて試算しようというものである。このほど、消費減少額、生産減少額、付加価値減少額、税収減少額などマイナス面の影響が明らかになったので、ここに報告する。

(2) 基礎データの収集にあたっては、10年前の2001年に国公労連が総務省・人事院交渉などを経てまとめた「人勤の影響を受ける約750万人の内訳」にもとづき、その後の変化について、国公労連、自治労連、特殊法人労連などの公務単産より職員数・給与水準に関する資料の提供を受けた。同時に、全労連の調査政策担当者会議や純中立の関係単産に協力要請し、民間ながら「人勤準拠」（主として秋に賃金改定）・「人勤横にらみ」（翌年春に賃金改定）などで影響を受けている産業・業種についても情報や資料の提供を受けた。具体的な職員数・年間収入については関係省庁がホームページ等で発表している数値を採用した。

## 2. 経済へのマイナス影響と特徴について

### (1) 公務員人件費 20%削減の場合

基礎データの集計で得られた、職員総数 625.8 万人、平均年収＝正規職員（581.4 万人）582 万 6400 円、非常勤・臨時職員（44.4 万人）188 万 0300 円にもとづいて、家計消費の減少による消費性向の変化を明らかにし、産業連関表を用いて計算した結果、上記のような影響が明らかになった。

総括表のように、人事院勧告の影響を受ける 625.8 万人の年間収入の累計額は 34 兆 7098 億円に達する。その経済的なマイナスの影響は、①家計収入の減少総額が 6 兆 9420 億円、②家計消費の減少額が 5 兆 1874 億円、③国内生産の減少額が 10 兆 7010 億円、④付加価値（≒ GDP）の減少額が 4 兆 5818 億円、⑤国と地方の税収の減少額が 8133 億円という巨額な数値になった。また、付加価値の減少額から推計すると、わが国の年間の GDP（500 兆円弱）を 0.9%押し下げることも明らかである。

### (2) 民間労働者への悪影響

「人勤準拠」や「人勤横にらみ」という賃金決定方式によって人事院勧告の影響を直接・間接に受けている、私立学校や民営病院、社会福祉施設などの民間労働者については本調査に織り込み済みである。

加えて、公務員の人件費が 20%もの大幅な削減になった時、民間企業の経営者が黙って見過ごすはずがない。とりわけ、経営基盤の脆弱な地方の中小企業の多くは公務員賃金の動向を参考に給与改定をしており、また、国・自治体から委託・公契約の仕事を抱える企業などでは毎年の賃金改定ができず、経営者・従業員の賃下げや人員整理、非正規化でし

表1 公務員人件費削減の経済に対する影響 (単位: 億円)  
(2011年4月21日現在・労働総研作成)

## 20%削減の経済に対する影響

|          | 家計収入<br>減少総額 | 家計消費<br>減少額 | 国内生産<br>減少額 | 付加価値(≒<br>GDP) 減少額 | 税 収<br>減少額 |
|----------|--------------|-------------|-------------|--------------------|------------|
| 正規職員     | -67,750      | -50,457     | -104,341    | -44,429            | -7,886     |
| 非常勤・臨時職員 | -1,670       | -1,417      | -2,669      | -1,389             | -246       |
| 合 計      | -69,420      | -51,874     | -107,010    | -45,818            | -8,133     |

## 10%削減の経済に対する影響

|          | 家計収入<br>減少総額 | 家計消費<br>減少額 | 国内生産<br>減少額 | 付加価値(≒<br>GDP) 減少額 | 税 収<br>減少額 |
|----------|--------------|-------------|-------------|--------------------|------------|
| 正規職員     | -33,875      | -25,229     | -57,137     | -29,736            | -5,278     |
| 非常勤・臨時職員 | -835         | -708        | -1,335      | -694               | -123       |
| 合 計      | -34,710      | -25,937     | -58,472     | -30,431            | -5,401     |

## 5%削減の経済に対する影響

|          | 家計収入<br>減少総額 | 家計消費<br>減少額 | 国内生産<br>減少額 | 付加価値(≒<br>GDP) 減少額 | 税 収<br>減少額 |
|----------|--------------|-------------|-------------|--------------------|------------|
| 正規職員     | -16,937      | -12,614     | -28,569     | -14,868            | -2,639     |
| 非常勤・臨時職員 | -417         | -354        | -667        | -347               | -62        |
| 合 計      | -17,355      | -12,968     | -29,236     | -15,215            | -2,701     |

## 〈参考〉7.8%削減の経済に対する影響

|          | 家計収入<br>減少総額 | 家計消費<br>減少額 | 国内生産<br>減少額 | 付加価値(≒<br>GDP) 減少額 | 税 収<br>減少額 |
|----------|--------------|-------------|-------------|--------------------|------------|
| 正規職員     | -26,422      | -19,679     | -44,567     | -23,194            | -4,117     |
| 非常勤・臨時職員 | -651         | -552        | -1,041      | -541               | -96        |
| 合 計      | -27,073      | -20,231     | -45,608     | -23,735            | -4,213     |

のいでいる企業が少なくない。公務員の人件費が大幅にカットされたとなれば、「右へならえ」とばかりに賃下げに走ると思われる。こうしたことは、周辺の中堅・大企業にも波及することも予想される。

このように、公務員賃金の大幅削減が引き金になって、日本の労働者全体の賃金水準が今以上に引き下げられたら、日本経済へのマイナス影響は計り知れない規模になるであろう。日本経済がかつて経験したことのない深刻なデフレ(極端な縮小再生産)に陥ることになるし、東日本大震災からの復旧・復興計画にも甚大な悪影響を及ぼすことになる。

## (3) 公務員人件費 10%削減、5%削減の場合

⇒ (表1)

本調査では、労働運動の反対闘争や、前述した消費・生産・税金などへの悪影響を受けての国民世論の反撃などによって削減幅が縮小されることも想定した。その場合、①家計収入の減少総額は、10%削減では3兆4710億円、5%削減では1兆7355億円に圧縮される。以下、10%削減の場合の経済的なマイナス影響は、②家計消費の減少額が2兆5937億円、③国内生産の減少額が5兆8472億円、④付加価値(≒GDP)の減少額が3兆0431億円、⑤国と地方の税収の減少額が5401億円となる。5%削減の場合を含め各々のマイナス影響は別表1のとおりである。

なお、削減率が20%から10%になると、正規職員の消費性向が上昇し家計消費十分位該当区分がⅦ→ⅤからⅦ→Ⅵに変わるので、10%の影響は20%の二分之一にはならない。非常勤・臨時職員の10%削減は家計消費十分位

該当区分が変わらないので20%の二分之一である。5%の場合はすべてが10%の二分之一となる。

## 3. 基礎データの集計結果と特徴について

本調査・試算をすすめるに当たっては、人事院勧告の影響を直接・間接に受ける職員数とそれぞれの年間収入・給付額を正確に掴むことからスタートした。その集計結果と特徴は以下のとおりである。

## (1) 職員数・平均年収について⇒ (表2)

人事院勧告の影響を受ける職員数については、今日時点で20の産業・業種があり、その合計は625.8万人となった。

この調査は、2001年に国公労連が総務省・人事

表2 公務員人件費「2割削減」に関する基礎データ（職員数、平均年収）

(2011年4月21日現在・労働総研作成)

| 産業・職種    | 職員数<br>(万人) | 年間収入<br>(千円) | 月例給与<br>(千円) | 年間賞与<br>(千円) | 備 考                   | データの出典                            |
|----------|-------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 国家公務員    | 64.1        | 6,339.0      | 394.9        | 1,600.0      | 一般職、特別職、検察官           | 人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」22年度      |
| 非常勤職員    | 3.2         | 1,766.0      | 147.2        | —            | 基幹業務など事務補助職員          | 総務省「非常勤職員在職状況統計表」21年7月            |
| 国会議員・秘書  | 0.3         | 13,642.1     | 850.0        | 3,442.1      | 議員722人、秘書2,166人       | 議員は「年収ラボ」HP。秘書は「健保組合23年度予算案」      |
| 駐留軍関係    | 2.6         | 5,041.3      | 321.7        | 1,181.0      | 在日米軍基地などの従業員          | 駐留軍等労働者労務管理機構HPより、平成21年度実績        |
| 国立大学法人   | 12.1        | 8,010.6      | —            | —            | 教員+職員=計12万1201人       | 文科省「平成22年度学校基本調査」                 |
| 独立行政法人   | 7.4         | 7,306.0      | —            | —            | 特定8法人を除く非特定96法人       | 総務省「独立行政法人の役職員の給与等の水準」21年度        |
| 公益法人     | —           | —            | —            | —            | 人勧準拠でなくなった            | 平成21年度：国所管188,614人、都道府県所管287,539人 |
| 一般職地方公務員 | 243.9       | 6,253.1      | 389.6        | 1,577.9      | 一般職、技能、教育、警察          | 総務省「平成21年地方公務員給与実態調査」             |
| 特別職地方公務員 | 4.7         | 6,740.7      | 403.2        | 1,632.8      | 知事、市町村長、議員、公営企業の管理者など | 総務省「平成21年地方公務員給与実態調査」             |
| 自治体臨時職員  | 41.2        | 1,889.2      | 157.4        | —            | 短時間パートを除く             | 総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果」（平成21年4月）    |
| 地方公営企業   | 37.6        | 7,612.0      | —            | —            | 水道、交通、電気、ガス等          | 地方財務協会「地方財政要覧」平成21年版              |
| 日本郵便     | 18.4        | 6,110.7      | —            | —            | 正規+契約等=計18万4200人      | 日本郵便「平成21年度事業計画」                  |
| 私立学校     | 26.4        | 5,988.7      | 379.4        | 1,435.4      | 幼・小・中・高の教職員数          | 文科省「平成22年度学校基本調査」と「私学共済制度事業統計」    |
| 政府系金融機関  | 0.9         | 8,345.9      | —            | —            | 政策投資、商工中金、国金公庫        | 「年収ラボ」HP（各行「有価証券報告書」より）           |
| 民営病院     | 96.4        | 4,739.6      | 332.2        | 753.2        | 従業員総数の33%が準拠          | 厚労省「平成21年就業構造基本調査」「賃金構造基本統計調査」    |
| 社会福祉施設   | 63.9        | 3,467.3      | 238.6        | 604.1        | 児童福祉とその他社会福祉施設        | 厚労省「平成21年就業構造基本調査」「賃金構造基本統計調査」    |
| 農業共済     | 0.7         | 5,705.1      | —            | —            | ほぼ国公の一般職に準拠           | 農業団体の情報にもとづき推計                    |
| 漁業協同組合   | 1.3         | 4,543.6      | 300.0        | 943.6        | 調査報告書による              | 農水省「平成20年度漁業協同組合の職員に関する一斉調査」      |
| 森林組合     | 0.7         | 5,058.5      | 334.0        | 1,050.5      | 年間賞与は3.145月で推計        | 林野庁「平成20年度森林組合一斉調査」               |
| 合 計      | 625.8       | 5,546.5      |              |              |                       |                                   |

(注) ①職員数・年間収入とも、発表されている直近データ（平成22年度、21年度など）を採用した。

②一部公表されていないものについては、関係団体の推計数値をもとに試算した。

院交渉などを経てまとめた「人勧の影響を受ける約750万人の内訳」（当時は23業種）をもとに、その後の公務員制度「改革」や全国的な「平成の大合併」によって変化・減員となり、それが民間にも波及し

ていることも含め、各単産・団体の情報提供と関係省庁発表の資料などから精査し、差引したものである。

個別には、国家公務員が一般職・特別職、検察官

表3 公務員人件費「2割削減」に関する基礎データ（職員数・年収の計算式）

(2011年4月21日現在・労働総研作成)

| 産業・職種    | 職員数<br>(万人) | 年間収入<br>(千円) | 職員数の計算式                         | 年収の計算式                        |
|----------|-------------|--------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 国家公務員    | 64.1        | 6,339.0      | 一般職34.1万人、特別職30.0万人、特定独法5.9万人など | 特別職と特定独法は公表なしのため、一般職水準を準用     |
| 非常勤職員    | 3.2         | 1,766.0      | 非常勤14.8万人中、基幹業務など事務補助職員のみ       | 平均月額7360円をベースに×20日×12カ月で推計    |
| 国会議員・秘書  | 0.3         | 13,642.1     | 議員722人、秘書2,166人（いずれも定数）。計2888人  | 議員年収は2895.9万円。秘書は月額53.2万円から推計 |
| 駐留軍関係    | 2.6         | 5,041.3      | 平成21年度末で2万5812人                 | 同機構の業務実績で公表の総額1307億円／対象者数     |
| 国立大学法人   | 12.1        | 8,010.6      | 教員6万0995人＋職員6万0206人             | 教員年収906.7万円、職員年収583.9万円       |
| 独立行政法人   | 7.4         | 7,306.0      | 独法13.2万人中、非特定96法人の7.4万人         | 独立行政法人（特定を含む）の平均年収を採用した       |
| 公益法人     | —           | —            | 国と地方で47.6万人いるが、人勧準拠でなくなった       | —                             |
| 一般職地方公務員 | 243.9       | 6,253.1      | 一般行政93.7万人、教育・警察・消防など150.3万人    | 平均給与38万9618円、年間賞与は4.05カ月で推計   |
| 特別職地方公務員 | 4.7         | 6,740.7      | 知事、市町村長、議員、公営企業の管理者など           | 職種ごとに、定数×給料と年間賞与4.05カ月で算出     |
| 自治体臨時職員  | 41.2        | 1,889.2      | 臨時・非常勤49.9万人。うち短時間パートを除く        | 都道府県・政令市・市町村ごとの時間給・人数で加重集計    |
| 地方公営企業   | 37.6        | 7,612.0      | 水道、交通、電気、ガス等の合計                 | 決算の職員給与費268583億円／職員数          |
| 日本郵便     | 18.4        | 6,110.7      | 正規9万7500人＋契約等8万6700人（8時間換算）     | 人件費1兆1460億円／職員数（契約の8時間換算を含む）  |
| 私立学校     | 26.4        | 5,988.7      | 幼・小・中・高・短大・大学の教職員数              | 標準給与・標準賞与とも要覧発表のとおりに          |
| 政府系金融機関  | 0.9         | 8,562.4      | 政策投資銀1064人、商工中金3907人、金融公庫4173人  | 政策投資銀1089万、商工中金793万、金融公庫809万円 |
| 民営病院     | 96.4        | 4,739.6      | 従業員総数289万人の3分1が人勧準拠             | 現金給与額33万2200円、年間賞与75万3200円    |
| 社会福祉施設   | 63.9        | 3,467.3      | 児童福祉42.3万人、その他社会福祉施設（約半数）21.6万人 | 現金給与額23万8600円、年間賞与60万4100円    |
| 農業共済     | 0.7         | 5,705.1      | 役職員数は6500人                      | 国家公務員の一般職に準拠＝633.9万円×0.9で試算   |
| 漁業協同組合   | 1.3         | 4,543.6      | 職員数1万3205人                      | 給与・賞与とも調査報告書のとおりに             |
| 森林組合     | 0.7         | 5,058.5      | 専従職員数7070人                      | 平均給与33.4万円。年間賞与は漁協並の3.145月で推計 |
| 合 計      | 625.8       | 5,546.5      |                                 |                               |

(注) ①職員数・年間収入とも、発表されている直近データ（平成22年度、21年度など）を採用した。

②一部公表されていないものについては、関係団体の推計数値をもとに試算した。

を含め64.1万人（2001年は83万人）、地方公務員が一般職・特別職、地方公営企業を含め286.2万人（同330.9万人）に各々大幅に減少している。2001年当時の特殊法人は独立行政法人となり、認可法人・公益法人は人勧準拠ではなくなっている。民間の農業協同組合もこの間の広域合併によって人勧準拠ではなくなった。一方で高齢化社会の進展とともに、民間病院96.4万人（同42.1万人）、社会福祉施設63.9万人（同39.5万人）などが大きく増えている。

なお、恩給受給者84.2万人（同162.3万人）と外国人留学生1.0万人（同0.9万人）については、今回の「2割削減」が特例措置であることから、本集計からは除外した。

この件については、2009年5月21日の衆議院総務委員会において、政府参考人より580万人という答弁がある。内訳は、国家公務員60万人、地方公務員300万人、独立行政法人・国立大学法人等80万人、学校・病院等140万人と紹介された（質

問者：塩川鉄也議員・共産）。今回の調査結果との差45.8万人は、民営病院・社会福祉施設などのカウントの仕方によるものと思われる。

平均年収については、625.8万人全体では554万6500円となった。うち正規職員581.4万人に限ると582万6400円になる。

個別には、国家公務員が633万9000円、地方公務員（一般職）が625万3100円、国立大学法人801万0600円、地方公営企業761万2000円など、民間では政府系金融機関が834万5900円、私立学校598万8700円、民営病院473万9600円、社会福祉施設346万7300円などとなった。

これらのデータの出典は、各産業・職種とも表2「データの出典」欄に記載したとおりである。複数のデータがある場合には関係省庁発表のものを優先した。データによっては、人件費総額や年間収入の発表、月例給与と年間賞与とを公表しているものがあり、月例給与のみの発表については類似する産業・業種の年間賞与支給月数を乗じて加算した。こ



表4 公務員人件費「2割削減」に関する基礎データ（累計及び削減額）

(2011年4月21日現在・労働総研作成)

| 産業・職種    | 職員数<br>(万人) | 年間収入<br>(千円) | 累計<br>(千万円) | 20%削減額<br>(千万円) | 10%削減額<br>(千万円) | 5%削減額<br>(千万円) | 備 考                         |
|----------|-------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------------------|
| 国家公務員    | 64.1        | 6,339.0      | 406,329.9   | 81,266.0        | 40,633.0        | 20,316.5       | 一般職及び特別職、検察官                |
| 非常勤職員    | 3.2         | 1,766.0      | 5,651.2     | 1,130.2         | 565.1           | 282.6          | 基幹業務など事務補助職員（在宅や短時間勤務者を除く）  |
| 国会議員・秘書  | 0.3         | 13,642.1     | 4,092.6     | 818.5           | 409.3           | 204.6          | 議員722人、秘書2,166人             |
| 駐留軍関係    | 2.6         | 5,041.3      | 13,107.4    | 2,621.5         | 1,310.7         | 655.4          | 労務管理機構の業務実績どおり              |
| 国立大学法人   | 12.1        | 8,010.6      | 96,928.3    | 19,385.7        | 9,692.8         | 4,846.4        | 教員6万0995人＋職員6万0206人         |
| 独立行政法人   | 7.4         | 7,306.0      | 54,064.4    | 10,812.9        | 5,406.4         | 2,703.2        | 特定8法人（国家公務員）を除く非特定96法人      |
| 公益法人     |             | —            |             |                 |                 |                | 47.6万人いるが、人動準拠でなくなった        |
| 一般職地方公務員 | 243.9       | 6,253.1      | 1,525,131.1 | 305,026.2       | 152,513.1       | 76,256.6       | 一般、技能、教育、警察                 |
| 特別職地方公務員 | 4.7         | 6,740.7      | 31,681.3    | 6,336.3         | 3,168.1         | 1,584.1        | 知事、市町村長、議員、公営企業の管理者など       |
| 自治体臨時職員  | 41.2        | 1,889.2      | 77,835.0    | 15,567.0        | 7,783.5         | 3,891.8        | 短時間パートを除く                   |
| 地方公営企業   | 37.6        | 7,612.0      | 286,211.2   | 57,242.2        | 28,621.1        | 14,310.6       | 水道、交通、電気、ガス等                |
| 日本郵便     | 18.4        | 6,110.7      | 112,436.9   | 22,487.4        | 11,243.7        | 5,621.8        | 正規9万7500人＋契約等8万6700人（8時間換算） |
| 私立学校     | 26.4        | 5,988.7      | 158,101.7   | 31,620.3        | 15,810.2        | 7,905.1        | 幼・小・中・高の教職員数                |
| 政府系金融機関  | 0.9         | 8,345.9      | 7,511.3     | 1,502.3         | 751.1           | 375.6          | 政策投資銀行、商工中金、国民金融公庫          |
| 民営病院     | 96.4        | 4,739.6      | 456,897.4   | 91,379.5        | 45,689.7        | 22,844.9       | 従業員総数の33%が準拠                |
| 社会福祉施設   | 63.9        | 3,467.3      | 221,560.5   | 44,312.1        | 22,156.0        | 11,078.0       | 児童福祉と、その他社会福祉施設（うち約半数）が準拠   |
| 農業共済     | 0.7         | 5,705.1      | 3,993.6     | 798.7           | 399.4           | 199.7          | 国公の一般職に準拠＝6339×0.9で試算       |
| 漁業協同組合   | 1.3         | 4,543.6      | 5,906.7     | 1,181.3         | 590.7           | 295.3          | 給与・賞与とも調査報告書のとおり            |
| 森林組合     | 0.7         | 5,058.5      | 3,541.0     | 708.2           | 354.1           | 177.0          | 年間賞与は、漁協並の3.145月分で推計        |
| 合 計      | 625.8       | 5,546.5      | 3,470,981.4 | 694,196.3       | 347,098.1       | 173,549.1      |                             |

(注) ①職員数・年間収入とも、発表されている直近データ（平成22年度、21年度など）を採用した。

②一部公表されていないものについては、関係団体の推計数値をもとに試算した。

〈家計消費データ〉総務省「家計調査年報」平成21年より

実収入に対する実支出＝78.4%、回消費支出＝61.1%、消費性向77.9%、非消費支出（税・社保料）＝実収入の17.4%

これらの産業・業種ごとの職員数と年間収入をどのように精査・算出したかについては、表3に紹介したとおりである。

臨時・非常勤職員については、この間の民間における非正規化の影響や「公務員バッシング」などによって急増しており、国家公務員の職場で14.8万人（非正規率19%）、地方公務員の職場で49.9万人（同15%）が総務省の資料によって確認された。うち、カウントしたのはフルタイム労働者の人数に限定し、短時間パートと在宅や期間限定の任用などは除いた。年収の計算にあたっては、時間額または日額（7時間45分）をベースに×20日×12カ月で計算した。

削減額については、全体の支給総額×削減率の単純計算で、20%削減の合計額は6兆9420億円となった。これは、「2割削減の方法」（人件費中心、人件費と人数の組み合わせ、人数中心）に関係なく、総額人件費ととらえて単純計算した。10%削減、5%削減の計算も同様である。

#### 4. 本調査の担当者

本調査は、以下の者が担当した。

|             |      |
|-------------|------|
| 労働総研・理事     | 中島康浩 |
| 全労連・調査局長    | 伊藤圭一 |
| 国公労連・中央執行委員 | 上田宗一 |

#### (2) 支給総額（累計）と削減額について⇒（表4）

給与と給付の支給総額は、各産業・職種ごとの人数×年間収入で加重集計し、その累計を求めた。625.8万人全体の総額は34兆7098億円に達した。

## 労働戦線 NOW

# 大震災と労働運動復興の焦点課題

問われる来春闘 復興と雇用、消費税、原発見直し、TPP

青山 悠

未曾有の東日本大震災が春闘のヤマ場を痛撃し、賃金と雇用に打撃を与えたほか、連合の原発推進政策の見直しなど労働運動に大きな影響を与えた。組合はいま、震災春闘の総括と来春闘の復興構想をはじめ、大震災復興と結合した暮らしと権利、働き方、社会保障など「ルールある経済社会」の構築に関心が寄せられている。

### ■震災春闘総括シーズン、初挑戦の賃金復元

各組合が震災春闘の総括シーズンを迎えている。連合、全労連や各産別のリーダーとも非常事態の春闘総括で難しさを指摘しつつも、「11春闘の前進面を生かし、来春闘構築のベースにする」という方向で一致した見解が聞かれる。

11春闘では、世界でも異常な日本の長期賃金低下がデフレ、格差拡大、財政赤字、輸出依存、円高となる負の連鎖の打開と、内需拡大策で労働界の足並みがそろった。また、増大する大企業の内部留保還元でも連合総研や労働総研で一致し、財界よりのエコノミストも「賃上げターゲット」政策などで春闘を支援した。

連合も昨年のベア放棄路線を改め、デフレ打開へ向け春闘56年史でも初めての賃金要求方式を決定。賃金ピーク97年より低下した5.1%の減少分を5年間で復元させるため、「配分復元1%」元年春闘を掲げた。賃金改善を要求する産別は昨年より増え、要求実現をめざす共闘連絡会議も昨年の395組合から413組合に増加。派遣など間

接雇用労働者の「非正規共闘」も新設して闘争の前進を期した。

妥結結果は震災春闘とはいえ、6月上旬で昨年以上を獲得している。平均賃上げは3231組合で4999円(1.74%)となり、昨年を120円上回った。中小も昨年より397円高い4019円を確保している。連合の古賀申明会長は「春闘最大のヤマ場に未曾有の震災にみまわれたが、健闘と判断する」と評価した。

一方、連合要求である「配分復元1%」からみると、妥結水準は定昇程度であり、賃金復元は未達となった。古賀会長は「今後の給与水準を踏まえ、中期的に論議する」と語っている。

問題は、配分復元に手当や一時金なども入れたため、回答内容が不透明になったことだ。春闘の社会的役割からも配分復元は賃金改善にしばらくこむべきだろう。

### ■連合二極化、JCはベア放棄・一時金春闘

配分復元春闘をめざした連合だが、構成組織では賃金改善を放棄した自動車、電機などJCと、UIゼンセンなどベア要求産別に二極化した。

JCは大震災の影響から3月16日、35年間続いた記者会見を中止し、マスコミでごったがえすこともなく、静かな回答風景となった。

ただし、回答は予想どおりの結果だ。JCは今春闘で企業の収益改善にもかかわらず、「円高、経済の先行き不透明」から、ベアを放棄し、賃金

カーブ維持と一時金を重視した。回答もトヨタは純利益134%増にもかかわらず、ベアゼロ、定昇7300円(昨年7100円)と、一時金は昨年より1万円高い181万円で満額妥結した。

電機も日立は2.8倍の最高益、パナソニックは純利益24%増など業績は回復した。しかし組合は、賃金水準が低下していながらも「先行き不透明」として、ベア要求せず4年間賃金水準を据え置き、一時金は増額した。

しかし、ベア放棄の一時金春闘に対しては、他産別から「大手と中小、非正規との格差拡大となり、春闘の社会的役割とはいえない」など、連合のベア復元春闘からの戦線離脱を含めて批判の声も聞かれた。

経団連は11年の経労委報告でベアを拒否し、定昇と一時金は容認していた。他産別から「労組が経営者と同じ目線でいいのか」との厳しい意見も聞かれ、JCの今後の対応と連合の指導性が問われている。

さらに、経団連調査では一時金でも考課査定が拡大している。定昇の査定昇給とあいまって、労使関係でも経営有利を強め、組合の存在意義が問われる深刻な事態となっている。

### ■苦境下でも産別力と共闘でベア獲得

賃金復元春闘へ向けベア要求産別は私鉄、JR連合、紙パ、電力、JECなど昨年より増加し、苦境下でもベアを獲得した組合もある。

日本最大産別のUIゼンセンは「デフレ危機打開」(落合清四会長)へ分配1%程度の改善を設定し、震災後も「賃金改善要求はおろさず、産別統一闘争を守る」と表明。中核共闘に53組合を登録し、680組合平均で昨年来207円上回る4447円(1.71%)を獲得。ベア獲得は連合最大の206組合となり、産別力の強さを示した。

ベア獲得をめざす8産別の有志共闘座長組合でフード連合の渡邊和夫会長は「震災支援とあわせ、デフレ打開の賃金復元にも取り組むのが春闘の常道だ」と強調。連合の共闘連絡会議に48組合を登録し前年を上回る5354円を獲得した。

22産別の中小共闘座長組合でJAMの河野和治会長も「賃金復元」に挑戦し、前年を230円上回る5486円を獲得している。

いずれの産別も産別統一闘争と共闘で成果をあげ、来春闘の土台となっている。

### ■全労連も産別力追求、原点踏まえ共同重視

全労連などは11春闘で賃金低下に危機感をもち、「何としても要求前進」のもとに「原点を踏まえた春闘」(小田川義和事務局長)を重視した。大黒作治議長は「賃金低下の是正と雇用確保、内需拡大へ攻勢的な共同拡大」を訴え、方針では初めて「すべての地域労連で春闘討論集会と単産結集、地域総行動」を呼びかけたのも特徴である。震災後は闘争を再配置し、回答は5月下旬で昨年よりやや少ない324組合平均で137円高い5458円(1.83%)を獲得した。

JMIUは春闘再生を掲げ、組合員の世代交代のなかで春闘学習を強め、団結力と組織力の強化を重視。産別交渉も強め、獲得額は昨年より464円高い4977円の先行賃上げを獲得し、生熊茂実委員長は「先行・産別力の成果」と語る。

医労連は震災救援活動と、いのちを守る春闘を一体として展開し、ストを含む2波の産別統一闘争で賃上げは昨年よりやや低い5396円(2.08%)を獲得した。震災医療支援で厚労省と独自交渉し医療産別の実力も発揮した。田中千恵子委員長は震災直後の3月13日、「春闘と震災支援の協力・共同の緊急アピール」を発表。桂木誠志副委員長は「全国キャラバンの展開や震災救援で医療

の重要性の復権を重視しつつ、医療機関の再編リストは問題」と語り、相澤幸敏書記長は「初の産別統一要請書の提出など産別運動の前進を来春闘にも生かす」と展望する。

### ■地域総行動と民間大経営の取り組み

全労連が重視した地域春闘も全国で取り組み、埼労連の柴田泰彦議長は「地域総行動を重視し、民間組合の交渉に初出席」と前進。県下67ヵ所で地域総行動を展開し、さいたま地区労の原富まり子事務局次長は「学習決起集会を開き、連合の組合や商店訪問活動は322軒と昨年より36%増加」と、来春闘への共同拡大に手応えを語る。

愛知ではトヨタ総行動でトヨタ本社などに内部留保の社会的還元を要請したほか、トヨタ、マツダ、ダイハツ、スズキなどの労働者が自動車産業の存り方と雇用を考える交流会を開催した。大阪労連は地域総行動で経営者協会と要請懇談し、公契約条例制定で賛同を得ている。

大企業では日立、東芝、パナソニックなどの電機懇が全国の職場・地域で11春闘要求アンケートを実施。産別のベア放棄のもとで生活苦は62%、生活必要額は3万6266円と機関紙で報道し、生活改善をアピールした。私鉄阪急、東京メトロなど私鉄連帯する会は春闘討論集会を開き、内部留保の賃金還元を求め、職場ではベア実現へ組合幹部を訪問激励している。

全労協も「賃金の大幅引き上げで人間らしい生活」（金澤寿議長）を掲げ、ストを背景に経団連抗議など春闘総行動を展開した。

### ■財界の震災悪用に警戒を

震災と春闘変質では、95年1月の阪神大震災で私鉄の中央集交が解体され、NTTは先行マイ

ナス回答で産別自決し、鉄鋼は38年ぶりのベアゼロ回答となった。財界は横並び春闘否定とベア抑制を強め春闘低迷の転機となっている。

今回の大震災は春闘ヤマ場の3月11日であり、爪痕も大きい。電力は原発事故の関係で交渉を中断し、東電には20%の年収カットなどが提案された。JPは定昇にとどまり、私鉄も一時金で交渉は難航した。有志共闘もJCと同日のベア回答を追求していたが、震災で不発に終わり、体制立て直しが課題となっている。

来春闘で要求や行動などが産別判断、単組自決となると、経営側の震災悪用とあいまって春闘の溶解にもなりかねない。さらに震災による産別間、地域間、大手と中小、非正規などの分散春闘となれば、企業別組合の弱点が露呈し、春闘の原点である産別統一闘争とナショナルセンターの役割後退も危惧される。また連合、全労連とも非正規の処遇改善で停滞がみられ、来春闘に課題を残した。

### ■前進面を生かし、国民的な来春闘復興へ

来春闘は震災影響で雇用と賃金、復興財源の負担問題などが争点となり、国民の不安解消が大きな課題となる。省エネルギー社会を展望した生産と働き方、生活の見直しなど重要課題は山積している。

日本の経済社会は大震災前から、大企業が巨額の利益をためこむ一方で、働く者の賃金が下がり続けるという世界でも異常な構造のもとで長期停滞に陥っていた。この構造は震災後も続き、分配のゆがみ是正と震災復興の内需拡大は来春闘の大きな課題となる。逆に公務員賃下げや復興消費税は景気後退の悪政だ。復興資金には大企業の内部留保活用の世論化も求められる。

来春闘は日本の経済社会の将来にかかわる国

難打開へ向けた新たなスタートとなり、社会的役割は従来以上に重視されよう。震災復興で公務、医療、教育、交通などの重要性が国民に可視化され、公共政策復権のチャンスであり、国民共同の拡大も期待されている。

運動復興へ経営側の震災悪用を阻止し、今春闘の前進面を基盤に設定。厳しい時こそ、産別力とナショナルセンターへの結集を強め、世論の支持を背景に社会的な運動を強め、国民総がかりの春闘復興が望まれている。

### ■雇用問題も深刻化、地域復興は焦眉の課題

震災で雇用問題も深刻化し、連合、全労連、全労協、全国ユニオンには東北だけでなく、東京、愛知、福岡など全国から休業、解雇・派遣切り、労働条件低下などの相談が相次いでいる。

厚労省は岩手、宮城、福島沿岸地域の労働者は約84万人で、5月22日までの失業者は11万1573人と報告しているが、被災地は「震災から日が経るにつれ雇用問題はより深刻化」と訴えている。

「雇用を守る震災ホットライン」を開設した全国ユニオンの相談では、派遣・パートなど非正規が全体の6割を占め、被災地のほか、愛知、新潟、岡山など広範囲におよぶ。職種では製造、販売、旅館・飲食店などで、自動車関係では部品不足による操業短縮の派遣切りが目立つ。

全労連が4月下旬に行った「大震災・緊急労働相談110番」にも相談が殺到。「会社ごとタクシーが津波で流され休業」「温泉旅館の板前をしているが、お客が減少し退職させられた」など、被災地では多くの企業が休業、工場閉鎖、企業倒産・廃業などに追い込まれている。

被災関連の賃金保障制度は休業手当、雇用調整助成金、倒産時の未払賃金立替がある。一時休業

には雇用保険の特例措置で失業手当が受給でき、震災口実の解雇乱用は違法行為となる。

連合、全労連、全労協、単産、地方はカンパやボランティアを派遣して、地域の労働者・家族の雇用・生活・くらしを応援しているが、政府による雇用創出と地域・生活の復興再生は焦眉の課題である。

### ■連合が原発推進見直し、「脱原発」の意見も

大震災は連合の原発推進、消費税増税を含む税・社会保障改革、TPP参加など賛否が分かれる政策を直撃し、4月の政策制度中央討論集会では政策の見直しを求める発言が続出。久しぶりに緊張感のある討論集会となり、6月の中央委員会で原発推進政策を凍結した。

最大の焦点となったのが原発問題。原案は「高度な安全確保の確立と地域住民の理解・合意」という前提で「新增設を着実に進める」としていた。これに対して連合の三役会議では福島原発事故を踏まえた論議となり、「安全と住民理解の前提が確保され難い状況に鑑み、原発エネルギー政策の総点検・見直し・凍結」と修正された。

討論では、「脱原発」運動を展開してきた全水道が「連合として原発エネルギー政策の転換を」と主張。JAMは「脱原発の世論は高まり、行動も起き始めている。早期に連合主導で論議を」と述べ、連合高知は「原発推進のエネルギー政策で抜本的な修正が必要」と主張し、連合宮崎は「ゼロベースからの原発見直しか」と質した。

一方、基幹労連で原発製造の造船労組は「政策凍結には賛成だが、拙速な結論ではなく、事故原因の究明や一定の収束を見たうえで原発とエネルギー政策で冷静な議論を」と主張した。電力総連は「原発事故による多大の迷惑をお詫びする」と述べ、巨額の損害賠償問題や電力の安定供給な

どの発言にとどまった。

連合の三役会議で原発政策修正を主張した複数の副会長、政策委員は原発事故の情報公開や安全性の問題に加えて、農地被災、海水汚染、核廃棄物の処理方法が未定なこと、巨額の廃炉費用などを含めて原発コストの高さを指摘。「修正は『脱原発』まで確認してないが、もう原発はだめだ。自然エネルギーに政策転換し、産業と雇用の確保を」と語った。また連合トップリーダーが原発関係の電機、電力出身は別として、原発をCO<sub>2</sub>削減に有効なベストミックス・エネルギーとした政策決定の反省も迫られていると語る。

一方、東芝、日立、三菱重工など大企業は太陽光など自然エネルギーへの転換を表明しつつも原発輸出を推進。ヨルダンなどの原発受注でフランス、カナダ、日本が競り合うなかで、「外務省なども政権与党に原発ビジネスを働きかけている」ということも聞いた。国内外での脱原発・自然エネルギー転換への連携が重要となっている。

### ■震災復興税や社会保障消費税に異論も

震災復興税や福祉目的消費税などについても政策討論集会では異論がだされた。

復興財源について連合は予算の組み換えや国債増発、時限的な資産・所得の「付加税」の新設を提起した。被害総額は未定だが、「もし35兆円など巨額になれば、最後の最後は消費税」との見解も連合内部にある。これに対して集会では連合会長代行で自治労の徳永秀昭委員長が「被災地も苦しめる増税は復興の理念に反する。赤字国債をだしても復興を」と提言した。

また、連合の社会保障と税制のあるべき姿を示す「新21世紀社会保障ビジョン」「第3次税制改革基本大綱」の両案についても異論がだされた。原案は2020年の財政収支イメージとして全

世代型の社会保障目的消費税を15%とし、うち基礎年金に4%を当て、子育て、求職者支援、居住保障、介護などに11%と試算している。

これに対して、JAMは「消費税のウェートが高いのではないかと」発言。連合三重は「所得税の最高税率はかつて70%を超えていたが、試算の最高税率45%への引き上げは遠慮しすぎではないか」と、高所得者の課税強化を主張した。

### ■TPPにも慎重論、沖縄基地でも質疑

菅政権と連合が参加を決めたTPP（環太平洋経済連携協定）についても慎重論が目立った。

フード連合は「大震災で農業も打撃を受けた。TPP参加は食料自給率を向上させる政策とは両立しない。中国と韓国は参加せず、アメリカスタンダードとなり、日本に何のメリットがあるのか」と反発。JAMも「人の移動、金融など約20分野にも影響が出るが、労働者の権利保障などで連合内では十分に議論されてない。国論を二分する政策で拙速な結論を避けるべき」と主張した。国公連合、全自交、連合高知も農業保護などの観点から慎重論を展開した。

また「米軍トモダチ作戦」など震災支援と日米同盟の「深化」が一体化するなかで、連合沖縄は「沖縄の基地問題を含めて安保・外交政策がないのはどうしたことか。議論を深めてもらいたい」と疑問を投げかけた。同問題は旧総評と旧同盟の路線対立にもかかわり、連合のアキレス腱政策とされ、今後の対応が注目される。

古賀会長は集会あいさつで「震災は自然と人間の関係で価値観の転換を促しており、日本の新しい国づくりの契機として、世界のモデルとなるグランドデザインをつくるべきだ」と強調。「震災復興、社会保障改革、財政再建の3大政策を政府がリーダーシップを発揮して同時並行で進める



べき。低負担で高福祉はありえない。負担の分かち合いをどうするか一歩も二歩も踏み込んでいきたい」と、政策実現に意欲をみせた。

## ■崖っぷちの連合政策と民主党政権

「政治が増税で決断つかない時には、連合が独自の考えをだしていくこと」（電機連合・有野正治委員長）、「民主党政権になり、連合の政策の実現可能性は高まった」（JC議長・西原浩一郎自動車総連会長）として、十分に議論しないままTPP参加促進や消費税増税などを連合の政策とする動きもある。

しかし、連合がサポートする政権与党の民主党は大連立など政局がらみで自民党政治への逆流と党内権力抗争などで国民の支持を失いつつある。その政権より先駆けた連合の福祉消費増税15%（約37兆円）などは、国民犠牲の新自由主義への回帰と危惧され、「政権交代は誰のための、何のためだったのか」が厳しく問われている。

菅政権は世論におされ、原発依存のエネルギー政策を改めると表明したが、消費税増税、TPP参加など「国民生活第一の政治」に反するような連合と政権与党の政策は、連合悲願の政権交代に墓穴を掘ることにもなりかねない。

自治労、日教組、私鉄など旧総評・旧社会党系などの平和フォーラム（30団体200万人）は4月の総会で「持続可能で平和な社会（脱原発社会）の実現」へ向け、1000万署名や9月19日の5万人集会などを決めた。TPPには「慎重対応」の方向だ。産別では自治労が5月の中央委員会で「脱原発へ再生可能エネルギーへの転換」を決め、今後、他産別への拡大も焦点となろう。

## ■脱原発の全労連、復興財源は内部留保活用へ

全労連などの東日本大震災労働者対策本部は、

被災者支援と災害対策改善を求めて集会や政府交渉、東電要請を行っている。連合の「運動なき政策参加」に比べ、全労連は運動を展開し、雇用の維持創出や被災者の要望に沿った生活再建を求めているのが特徴だ。特に原発政策では連合と異なり、5月の幹事会で全原発の段階的廃止とクリーンエネルギーへの転換を確認した。全労協も脱原発の政策転換を掲げ、世論も5割以上が脱原発の方向である。

震災復興財源については、全労連のシンクタンクである労働総研が民間経済研究所の被害推計をもとに15兆円と想定。中堅・大企業の内部留保317兆円の4.7%、現金・証券など換金性資産だけでもこの2年間の増加分で復興財源は確保できると試算し、大企業の社会的責任として無利子の復興国債の引き受けを提言した。経済効果も13.2兆円で、経済成長率は2.6%増と試算している。さらに低エネルギー社会へ向け時短など働き方の見直しを提言したのも特徴だ。

産別では、通信労組がNTT持株会社に対して自社株消却をやめ内部留保を解除し、NTTグループ全社をあげて1兆円規模の復興・支援に取り組むことを要請した。原発では原研労組が「原子力政策について方針を変更せざるを得ないことは明白」との声明を発表し、静岡自治労連などは浜岡原発の永久運転停止を求めた。

大震災からの復興は賃金、所得、雇用、社会保障、地方自治、生産と労働、くらしと権利を守る「ルールある経済社会」をめざすたたかいとなる。あらゆる分野で共同を発展させ、労働運動のパワーを発揮し、国民の総力をあげた復興再生を世界が注目している。

（おおやま ゆう・ジャーナリスト）



## 新刊紹介 1

### 『春闘の歴史と展望 国民共同の力で未来を』

熊谷金道・鹿田勝一 著

学習の友社 定価：1500円（税込）

## 大震災をのりこえるためにも、春闘再生はいっそう重要な課題

本年初頭、全労連議長・事務局長を歴任された熊谷金道氏と連合通信で長い間取材をされてきた労働ジャーナリスト鹿田勝一氏による「春闘の歴史と展望」が刊行された。今の時期だからこそ「春闘」の意義やあり方について議論が必要だと考えていた私にとっては、まさに時宜を得た出版だった。

私が所属するJMIU（全日本金属情報機器労働組合）は、昨年秋から2011年春闘を「春闘再生元年」にしようという問題提起をおこない、議論をすすめてきていた。本書は、その問題意識にぴったりあった内容となっている。

春闘は、さまざまな弱点をふくみながらも、日本の労働組合運動の最大のとりくみであり、組合員にとっての最大の関心事のひとつである賃金引上げを実現する機会である。しかし現在の春闘は、組合員や労働者・国民の期待に応えるものにはなっていない。

本書では、春闘の歴史に即して、春闘が財界とそれに呼応する労働組合勢力によって変質させられ、いまでは全体として賃金引下げの場に変質させられていることを指摘したうえで、春

闘再生の展望を提起している。

まともな労働組合でも、いわゆる「春闘相場」が、大企業の労使、いや大企業の経営側ににぎられているというなかで、賃金引上げの

全国的統一闘争を中心とする春闘に対して消極性が生まれていることは事実である。たしかに、なかなか賃金引上げの要求は実現しにくい状況にある。しかし、これは世界の先進的資本主義国のなかで、日本だけがおちいっている特殊な現象であり、日本の大企業は莫大な利益をあげ続けている。

本書では、その克服をめざして、さまざまな思想攻撃に対して、学習と教育を通じて反撃していくこと、そして要求のねりあげや全組合員参加の労働組合活動、さらに国民諸階層との共同や連帯を提起している。いうならば、労働組合活動の原則に立ち戻ってたたかうということだと思う。これもまた、JMIUのかかげた「春闘再生は労働組合の再生でもある」という考え方と軌を一にしたものと感じた。

2011年春闘は、3月11日の東日本大震災の影響で当初の目標をかちとることはできなかった。大震災が日本社会に問うたものはたくさんあるが、例えば、大企業の利益のみが追求され、安全と国民生活を犠牲にする経済と生産システムの脆弱さをみても、労働者・国民生活を安定させる経済再生のためにも「春闘再生」はいっそう重要な課題となっている。本書にもあるように「賃上げが日本を救う」、つまり労働組合のまともな再生が日本を救うのだ。

（生熊茂実・JMIU 中央執行委員長）





## 新刊紹介 2

『失業しても幸せでいられる国  
フランスが教えてくれること』

都留民子 著

日本機関誌出版センター 定価:1300円(税込)

この本の著者都留民子先生は、フランスの社会保障を研究されています。この本が刊行されるきっかけは、著者が大阪社会保障推進協議会で行った『福祉国家』の存在意義—フランスの失業・貧困対策—という講演でした。講演を聞き終わった企画担当者は、日本と比べてフランスは「なぜ労働時間が35時間なのか」「失業者がなぜ長期のバカンスにでかけられるのか」等たくさんの疑問がわき、「同時にそうした施策を国に採らせるフランス人のたたかい」を日本人が「学ぶ必要があると痛感」したことにありました。そして特徴は、著者が研究のために30年以上毎年フランスに滞在してきたこそ、普段着のフランス人生活を交えつつ、なぜフランスは失業しても幸せでいられるのかをわかりやすくまとめているところにあります。

本の構成は、1.なぜ日本で貧困と格差が広がるのか? 2.フランスの働き方 3.フランス人のたたかい方 4.フランスの労働組合と労働者の権利 5.フランスの豊かさ 6.フランス人にとっての国・政府 7.フランスの少子化対策 8.フランスの貧困対策 9.フランスの失業者の暮らし 10.フランスと日本の生活保護制度の違い 11.フランスの社会政策の財源 12.日本の財源論、借金論のごまかし 13.日本を変えるために私たちに必要なこと……です。

この本を読み終えて、まず、痛感したことは日本では海外の情報は「アメリカ経由」による情報でほとんどしめられていることでした。ですから、あらためてフランス人の権

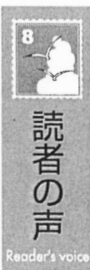
利の1つである「労働の権利」は「同じ労働に同じ報酬と同じ待遇」、つまり全国一律最低賃金、かつ、社会保険加入は不可欠であることの重要性をかみしめました。こうした労働者の権利があったうえに、「仕事が終われば職場の人とは付き合いません」というのですから、「職場が人生・生活のすべてにならなければひどい人間関係になりません」にはうなずけます。

また、日本では「労働礼賛で、労働することがすばらしい」ととらえています。そのことが、「ホームレスの人々にまで就労支援」となり「ストライキは労働放棄」だから「労働者はストライキできない」、「労働組合が就労支援」「自立支援」となっている現実があることです。さらに障がい者の作業所において、彼らの月給が1万円にも満たないことは、大企業の「超過搾取」の結果なのです。つまり私たちが忘れてはならないことは、「現在の仕事は一般的な労働」ではなく、「賃労働という性格」であることです。

日本は本当にこれで良いのかを考える機会になるので、ぜひ、若い労働者に一読していただきたい本です。

(宮崎牧子・会員・大正大学教授)





## 読者の声

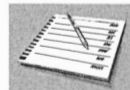
Reader's voice

■日本の異常さが浮き彫りに 「東日本大震災で労働環境が悪化し、『震災過労死』が広がっている」——直近のニュースを見ると、どんなときも働くものが犠牲にされる日本という国の実態が浮かび上がります。春季号の特集は、日本の働き方がいかに人間を大切にしない異常なものであるかを浮き彫りにします。例えば日本で過労死・過労自殺が多発するのにフランスやイギリスではなぜそうならないか具体的な事実でよく分かります。日本でもディーセントワークを実現することの重要性を痛感させる特集でした。(東京・井上 伸)

■富は労働者が生む 「仏英調査団」のレポートは、とても興味深く読みました。とかく、「EUの法律では〇〇となっていて、日本は異常」と説明したがるのですが、レポートは、法や協約、その実態を示しつつ、それらが労働者・国民のたたかいによってもたらされ、しかし、グローバル化のなかで押し返されようとしており、そこへのたたかいがおこっていることが報告されています。たたかいの蓄積のなか、国民のなかに「富は労働者が生む」「労働力の安売りはしない」という“文化”が根づいているということですが、日本でも、単なる法比較論ではなく、そういう骨太の論争がされなければならないと実感しました。(東京・日野徹子)

■管理職に聞かせたい 春季号の藤田報告を読んで、フランスで週35時間労働制が骨抜きにされている現状があることにショックを受けました。しかし、それでも組合規制の強いフランス。労働時間には休憩時間が含まれていること、食堂に行くために作業衣を脱ぐ時間、帰宅時にシャワーを浴びる時間も労働時間に含まれることなど、

職場段階で骨抜きを食い止めようとするたたかいがねばり強く進められていることに感銘を受けました。そして、イギリスでの日本人経営者の「労働者一人ひとりがきちんと有給休暇をとるようにさせるのは、管理者の重要な仕事の一つ」「有給休暇は『休暇を楽しむための不可侵の時間』」ということばは、日本の管理者にこそ聞かせたいと思いました。(埼玉・斎藤 力)



Editor's note

## 編集後記

●東日本大震災で被災された方々にはお見舞いと、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げたい。

●今回の大震災の起こる以前に、今号の特集「公務員パッシングと国民・労働者」は企画されていたのだが、図らずも大震災によって公務労働の重要性がはっきりとした。そのことは、特集のレポートにもあるように、大震災の被災地での公務労働者の奮闘ぶりによっても、いつそう際立つものとなった。

●冒頭の座談会では、公務員パッシングがおこなわれる“からくり”やパッシングが国民・労働者にもたらしたものの、さらにはパッシングへの反撃の打開策が示されている。ここでは新自由主義的な構造改革の推進のために、公務員パッシングがうまく利用されたことが指摘されているが、これに対抗するためには「全体の奉仕者」としての公務員の役割をきちんと住民に示すことが必要である。

●特集以外にも、公務員人件費「2割削減」のシミュレーションや、研究部会の研究動向、震災後の労働組合が直面している課題についての解説等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S. N.)

きかん ろうどうそうけん  
季刊 労働総研クォーターリー No.83  
(2011年夏季号)

2011年8月1日発行

定価：1250円(税込) 年間：5000円(税・送料共)

ろうどうろうどうそうけんきゅうじょ  
編集・発行 ●労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1-501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiuidori.net/soken/

E-mail: rodo-soken@nifty.com

発売 ●株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/

E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印刷 ●株式会社 エーヴィスシステムズ 製本 ●株式会社 難波製本

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。本書の内容を無断で複製複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

## Information



### 「読者の声」欄への投稿を募集

今号より「読者の声」欄を新設しました。本誌についての率直な感想、ご意見などを、折り込みのはがきにて、編集部までお寄せください。

## 次号予告 (No.84 2011年秋季号)

### 【特集】財界の「国際競争力強化」論を斬る

財界の「国際競争力強化」論と日本経済

職場から見た「国際競争力強化」論の欺瞞

国際競争力は何で決まるのか

——価格競争力と非価格競争力

企業間競争と法人税減税

統計からみた日本の競争力

(内容は一部変更することがあります)

Intellectual and Creative

# 季論21

KIRON

2011.07 第13号

『季論21』編集委員会

# ’11夏

【特集1】検証・東日本大震災と  
福島原発事故

【特集2】日米安保を問う

カラーグラビア 超巨大地震・津波の爪痕  
／閉ざされた春—福島2011

定価：1000円（税込）

A5判・240頁

ISBN978-4-7807-0702-1



コソボの少年 撮影：森住 卓

編集・発行『季論21』編集委員会 〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6・ニューライトビル1022  
TEL.03-5840-8927 FAX.03-5840-8928 E-mail: info@kiron21.org  
発売 本の泉社 〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6 ニューライトビル101  
TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353 振替：00130-6-137225

月刊

# ゆたかなくらし

350号  
記念

●〈総論〉

## 高齢者問題の今日の特徴と政策動向

..... 佐藤 嘉夫

【トピックス】

高齢・少子社会の現状と特徴／社会的孤立・無縁社会／認知症、医療情報を読み解く／高齢者の犯罪／老後の〆居場所、をめぐって／福祉サービスの費用・利用者負担／平和的生存権と高齢者権利条約

- I 高齢者の生活実態
- II 高齢者の社会保障① 一制度の現状と課題
- III 高齢者の社会保障② 一介護保障
- IV 高齢者の社会福祉
- V 高齢者にかかわる福祉労働者
- VI 高齢者をめぐる地域の課題と住民の役割

保存版

192頁

2011年6・7月合併号  
(7月1日発行)

定価 1365円（税込）

全国老人福祉問題研究会

# 高齢者福祉白書

## 本の泉社

ご購入はお近くの書店、または直接お申し込み下さい

Tel 03-5800-8494 / Fax 03-5800-5353



## Contents

### Feature Article : Public-Worker Bashing and Its Implications for the People and Workers

\*Roundtable Discussion: How to Break Away with the Social Structure that Allows  
the Rampant "Public-Worker Bashing"

..... Hitoshi SARUHASHI, Masayoshi HAMAOKA, Satoru HARATOMI  
and Tadashi MIYAGAKI

### Reports on the Struggle to Prevent Cut Back on Public Services

\*National Public Service Workers Striving to Defend People's Interests

..... Tetsuya SEYA

\*Public Workers Sweating Their Guts Out in Emergency Road and River Repair  
Work .....

Hironori KASAI

\*Making Local Governments Truly Committed to Protecting People's Lives and  
Livelihood .....

Masahide KIMURA

\*Great East Japan Earthquake and Dedicated Efforts of Public Service Workers

..... Yuji YAMAGUCHI

### Study Group Activities

\*Study Group on Women's Labor Issues..... Kazuko KAWAGUCHI

### Study

\*Result of the Calculation Research on Minimum Living Cost in Shizuoka Prefecture  
(Case of the Married Couple in Their Fifties with Two Unmarried Children)

..... Shuichi NAKAZAWA

\*Negative Impact of "20% Cut" of Public Employee Personnel Costs on Economy  
and Its Characteristics .....

Rodo-Soken

### Labor Front Now

\*Great Earthquake Disaster and Focal Issues of Reconstructing Labor Movement

..... Yuu Aoyama

### New Publication

\*"History and Vision of Spring Struggle - Creating Future by the Power of People's  
United Efforts," by Kanemichi KUMAGAI and Katsuichi SHIKATA

..... Shigemi IKUMA

\*"A Country Where People Can Still Be Happy without Jobs - What France Teaches  
Us," by Tamiko TSURU .....

Makiko MIYAZAKI



9784780707519



1929336011902

ISBN978-4-7807-0751-9

C9336 ¥1190E

定価 : 本体1190円 + 税

発売 : 本の泉社